

2025 年規定審議会議事録

制定案動議 25-01 から 25-86

2025 年 4 月 13 日～17 日 米国イリノイ州シカゴ

国際ロータリー2025 年規定審議会

制定案 25-01 から 25-86
2025 年 4 月 13～17 日 米国イリノイ州シカゴ

2025 年規定審議会

2025 年規定審議会では審議される立法案

ロータリアンの皆さま

平素より大変お世話になっております。

2025 年規定審議会では提案される全立法案を含む立法案集をお送りいたしますので、よろしくご査収ください。

国際ロータリー定款は、RI 理事会が定めた場所において、3 年ごとに規定審議会を開催すると規定しています。2025 年規定審議会は、4 月 13 日～17 日まで、米国イリノイ州 シカゴにて開催されます。

本立法案集には、クラブ、地区、RIBI 大会、RI 理事会から 2025 年規定審議会に提出された立法案が収められています。各案件は、2023 年 12 月 31 日の締切までに提出されました。RI 理事会は、定款細則委員会からの助言を受け、これらの立法案が正規の立法案であることを確認しました。欠陥のある案件は、立法案集には掲載されず、規定審議会にも回付されません。欠陥があると判断された理由に関する詳しい情報は、RI 細則第 7 条をご参照ください。

各立法案の上部に審議会番号(例:25-01)が記載されています。立法案の案件は主題別にグループ分けされ、似通ったまたは全く同じタイトルがついています。また、立法案上部には提案者が記載されています。案件の中には、提案者が複数あるものもあります。これは、複数の提案者が同一の案件を提出した場合、または、類似した案件を提出した提案者が、定款・細則委員会により提案された折衷案に加わることに同意した場合に起こるものです。

趣旨損および効果の声明と財務上の提供に関する説明は、各立法案の下に記載されています。趣旨および効果の声明は立法案の提案者が作成しており、正確さのための編集は加えられていません。財務上の影響に関する説明は、事務総長が作成し、立法案を実施したことによって RI に対して発生する収入および/または経費の予測される増減が反映されています。

RI 組織規定に定められている通り、本立法案集(英語)は、2024 年 9 月 30 日までに各地区ガバナーと規定審議会の全代表議員に送付されます。ロータリーからの書類を日本語、標準中国語、フランス語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語のいずれかで通常受け取っている方々には、後日、該当する言語の立法案が送られます。立法案集は(日本語も含め)MyROTAR の審議会ページにも掲載される予定となっております。

今後数カ月、規定審議会についてご質問がありましたら、ロータリー審議会業務部へよろしくお願いいたします。

ジョン・ヒューコ

事務総長

2025 年規定審議会 目次

クラブの管理運営

- 25-01 ロータリークラブの目的を改正する件
- 25-02 推奨されるクラブ委員会の一つとして職業奉仕を追加する件
- 25-03 クラブ会長以外のクラブ役員の選挙または選出について規定する件
- 25-04 クラブ理事をクラブ理事会の役員と規定する件
- 25-05 クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件
- 25-06 中間財務報告の締切日を改正する件
- 25-07 新しいロータリークラブの加盟に必要な会員数を減らす件
- 25-08 新クラブの加盟金を廃止する件

会員

- 25-09 各クラブにおける名誉会員の数を制限する件
- 25-10 新クラブの結成を援助するロータリアンの二重会員身分を認める件

ローターアクト

- 25-11 ローターアクターの年齢制限を定める件
- 25-12 ローターアクターの年齢制限を定める件
- 25-13 標準ローターアクトクラブ定款を組織規定とし、ローターアクトクラブが制定案と 決議案を提案できることを規定し、さらに地区大会と地区立法案検討会の手続を変 更する件

RI 役員および選挙：ガバナー

- 25-14 ガバナーノミニーの資格条件を改正する件
- 25-15 ガバナーの任務を改正する件
- 25-16 ガバナーの任務を改正する件
- 25-17 クラブ投票手続における票の保管期間を改正する件

RI 役員および選挙：理事

- 25-18 理事の資格要件を改正する件
- 25-19 理事指名委員会の委員および補欠委員の選出方法を改正する件
- 25-20 理事指名委員会の委員および補欠委員の選出方法を改正する件
- 25-21 理事指名委員会の委員および補欠委員の選出方法を改正する件

RI 役員および選挙：RI 会長

- 25-22 会長指名委員会の構成を改正する件
- ~~25-23 会長の資格要件を改正する件~~
- 25-24 会長の資格条件を改定する件
- 25-25 会長ノミニーの選出規定を改正する件
- 25-26 会長候補者が対面式の面接を行うものとするを規定する件
- 25-27 理事およびガバナー選挙手続における対抗方法を改正する件

RI 役員および選挙：一般

- 25-28 理事会がクラブに対して、会員またはローターアクターの会員身分を終結するよう 指示で
きることを規定する件
- 25-29 然るべき理由による役員および委員会委員の解任において統一の手続を規定する件

25-30 然るべき理由によるガバナーの解任手続を改正する件

ロータリー財団：管理委員

25-31 管理委員の3名ないし4名を元 R!会長とするよう規定する件

~~25-32 管理委員の少なくとも2名、多くともイ名を元 R!会長とするよう規定する件~~

国際ロータリー：一般

~~25-33 雑誌購読を任意とする件~~

25-34 試験的プロジェクトを通じた監督に関する規定を改正する件

25-35 ゾーン構成の決定基準を改正する件

25-36 会員の多様性の条項を改正する件

25-37 RIにおける政治的主題の禁止を規定する件

国際ロータリー：会合

25-38 RI 理事会会合での投票の要件を改正する件

国際ロータリー：管理運営

25-39 理事会決定に対する提訴の手続きを改正する件

25-40 理事会の決定に対する提訴の際に審議会代表議員に関連資料を提供する件

25-41 規定審議会に提訴を起こす前に組織規定文書にあるすべての改善措置を
尽くすよう規定する件

25-42 ロータリークラブまたはローターアクトクラブの加盟停止・終結の要件を改正 する件

25-43 事務総長の資格条件を規定する件

25-44 事務総長に対する報酬の手続を改正する件

~~25-45 事務総長は2回再選されることができることを規定する件~~

25-46 事務総長の在職期間を最高2期または10年までと制限する件

人頭分担金

~~25-47 人頭分担金を決定するためのプロセスを改正する件~~

~~25-48 人頭分担金を増額し、人頭分担金を決定するためのプロセスを改正する件~~

25-49 人頭分担金を増額する件

25-50 人頭分担金を増額する件

25-51 現在の人頭分担金の金額を維持する件

~~25-52 各クラブが最低10人分の会費を支払うことを規定する件~~

国際ロータリー：財務

25-53 プロセスの改善と R!による経費削減対策に関し定期的に発表するよう規定する件

25-54 理事会の権限を改正する件

25-55 ロータリーの年次報告で提供する情報について改正する件

立法手続き

25-56 制定案に関する締切日を改正する件

25-57 審議会代表議員の選出時期と任期開始時期を改正する件

25-58 審議会代表議員と補欠委員が選出される年度を改正する件

25-59 代表議員としての審議会出席を各ロータリアンにつき2回以内と規定する件

25-60 規定審議会前に規定審議会を検討する立法案について必要な票の割合を改正する件

25-61 規定審議会の開催頻度を改正する件

25-62 規定審議会の開催規定を改正する件

- 25-63 世界的な流行病もしくは災害があった場合に、規定審議会を延期することを規定する件
25-64 規定審議会審議記録の公表を規定する件
25-65 採択された制定案の発効日を改正する件

立法手続き：決議案

- 25-66 地区による決議審議会への決議案の提案・承認は5件までと定める件
25-67 欠陥のある決議案の二つの理由を削除する件
25-68 採択決議案への対応手続を改正する件

地区：一般

- 25-69 地区がクラブ会員を対象とした調査を定期的実施し、ロータリーの未来について 討議することを規定する件
25-70 ガバナーエレクトとガバナーノミニエが地区の運営を支援するものとするを規定する件
25-71 ガバナーの名称について規定する件

地区：会合

- 25-72 地区大会を毎年開催する要件を削除する件
25-73 地区大会と地区立法案検討会での投票に関する投票規定の順序を改正する件
25-74 会員数13名未満のクラブはいかなる選挙人による投票にも参加できないと規定する件
25-75 地区賦課金の額を決定する投票手続を改正する件
25-76 会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会の名称を改正する件
25-77 会長エレクトの代替研修について規定する件

奉仕部門

- 25-78 クラブ奉仕をより良く定義するために第一の奉仕部門を改定する件
25-79 メンタルヘルスの問題を抱える人々への支援を含めて奉仕の第三部門を改定する件
25-80 奉仕部門を改定する件

ロータリーの目的

- 25-81 ロータリーの目的を改正する件
25-82 ロータリーの目的を改正する件

クラブ例会および出席

- 25-83 クラブ例会の開始時刻と終了時刻を規定する件
25-84 例会取消の頻度を改正する件
25-85 メークアップ期間を改正する件
25-86 連続欠席による終結の手続を改正する件

制定案 25-01

ロータリークラブの目的を改正する件 提案者：Toulouse ロータリークラブ(アンドラとフランス、第1700地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第3条クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと；

- (b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる些奉仕プロジェクトを実施すること；
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること；
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

(本文終わり)

趣旨および効果

社会奉仕の概念は、手続要覧の中で、ロータリーの基本理念の中でも特に重要な位置を占めており、一般に、すべてのロータリー活動の基礎を成すものと理解されている。しかし、この概念は標準ロータリークラブ定款の第3条にはなく、フランス語版では「Actions d'interet public J」と訳されている。

R!の奉仕プロジェクトの意図と目的を反映するために、社会奉仕の理念は、フランス語圏で「Actions d'interet general J」と訳すべきであり、「Actions d'interet public J」と訳すべきではない。

「Actions d'interet public J」を「Actions d'interet general J」に置き換え、標準ロータリークラブ定款の第3条にこの説明を加えることで、ロータリークラブが一般市民や団体のための活動、時にはロータリアン自身のために実施する活動やプロジェクトの意味をより明確に伝えることができる。

この変更により、以下の効果が期待できると思われる。

・国、地方自治体、協力団体、メディア、一般の人びとから、ロータリーの活動がより正確に認識されるようになり、資金的にも、影響力の面からも、ロータリーの拡大が積極的に支援されるようになる。

・新会員を惹きつけるだけでなく、ロータリー財団とその使命のためのより良い基盤を推進することにもつながる。

このような明確化は、ロータリーの影響力を拡大し、会員の参加とかかわりを向上させ、超我の奉仕というロータリーの基本理念の推進につながるものと思われる。

従って、標準ロータリークラブ定款の「Actions d'interet general J」という概念を強調することは、R!の優先事項と戦略目的に貢献する上で不可欠な鍵となる。

(審議に入る)

(賛成)2106 (ベルギー・ルクセンブルグ) 私のロータリーでの仕事(EMGA)は、人々にインスピレーションを与え、寄付を集めること。ベルギールクセンブルグでは、寄付の税制上の優遇措置を求めている。しかし、現在そのようなシステムがないことが大きな制限になっている。その解決方法は、フランス語の翻訳を変えること。一般的な関心というような言葉に変えたい。

(反対)3432 台湾社会奉仕の概念は手続要覧の中でもすでに書かれている。社会奉仕の声明と矛盾している。テキストは趣旨及び効果の部分と矛盾している。いずれにしてもフランス語の翻訳自体が混乱している事自体は理解する。

(動議)台湾 この制定案によりますと、フランスだけの状況に関していることです。他の地区には関係のないものです。

(議長)これは、議事進行の動議ではない。反対か賛成かを使ってください。
従って、却下。

(賛成)1832 支持したい。社会奉仕はロータリアンとして続けてきたこと。この制定案は目的を変えるものではなく、明確にしようとするものである。

(反対)4281(スペイン語)

反対したい。私たちの行う活動は一般的な関心のためだけではない。地域社会の ニーズに対応する、支援を必要としている方のための奉仕ということです。

(反対)6400 この制定案の意図はわかるが、社会奉仕と入れることで、国際奉仕が排除 される恐れがある。

(反対)1212 社会奉仕は五大奉仕の一つであり、これをわざわざ、クラブの目的に入れ る必要はない。既に目的に入っていることだ。奉仕はコミュニティーだけに限定 されない。

(賛成)3000 コミュニティーという言葉はロータリーでは重要だ。これを入れるのは間 違いではない。これを入れることで、アクションを明確にできる。メディア絡も っと注目を集めることが出来る。

(議長)ストライプのカードが多く出てきた。
討論終了。

(結び)翻訳の問題ではあるが、一般的な関心ということは重要なことだ。一つの言葉を 換えることで寄付が増えると言うこと。フランス語圏では、魅力を感じさせ ることが必要である。
フランスでは税務的な効用もある。結果的に寄付が増えることが期待できる。

(採決)287 :184 採択

制定案 25-02

推奨されるクラブ委員会の一として職業奉仕を追加する件

提案者：Paris 204me Service & Industrie ロータリークラブ(フランス、第 1660 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 11 条 理事および役員および委員会 第 7 節一委員会。

本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団、および
- (e) 奉仕プロジェクト、および
- (f) 職業奉仕

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

(本文終わり)

趣旨および効果

私たちはしばしば、若い職業人の入会促進が難しいのは、会費が高いから、やる気がない から、時には個人主義だからだと説明する。

しかし、高額な会費があっても繁栄している職業団体もある。そのような団体と比較する と、若い職業人の多忙なライフステージにおける会費と時間的負担の両方が、ロータリー を後方に追いやってしまっている。

ロータリーが再び主要な選択肢となるには、専門能力開発を主要な目標の一つとして再び 採用することが望ましい。

2020 年決議審議会において、決議 20R-03（ロータリーの価値として専門能力開発を再導入 することを検討するよう R!理事会に要請する件）は採択された。クラブは今、人道的プロ ジェクトと並行して、高い倫理観に重点を置きながら、ロータリーが会員の専門能力開発 を支援することを、ためらうことなく宣言する必要がある。

これが実現すれば、若い職業人は再びロータリーに関心を持つようになる。当地区は、すでにそのような精神に基づくクラブがいくつか誕生しており、その成長は、このような 道筋が適切であり、価値あるものであることを物語っている。

従って、専門能力開発は、クラブ発展の主要な要素である。奉仕の理念に従って参加する 若いリーダーは、職業的な達成感にも魅力を感じる。ロータリーに入会し、信頼性のある ネットワークで信頼されていると感じたいと願うのである。

ロータリーの価値観と共に専門能力開発に焦点を当てたクラブ職業委員会は、奉仕の理念 に積極的に取り組む若い職業人にとって、奉仕プロジェクト委員会と同じように魅力を持つであろう。

（提案論述）

若いプロフェッショナルに入会して戴きたい。ただし、専門職の人にとっては、専門職の 団体は敷居が高く、会費も高い。そのような意味で、若い人はロータリーを 2 番目の選択 肢と考える人が多い。人道的な活動に対しても心を寄せている。私たちのほうが、職業の 重要性を語ることで、若い人の関心を集めることができる。専門職開発とか。そうすると それは、クラブにとって大きな資産となる。

自分たちの専門職の上でも成長したいと思う方に、私たちの方からこのようなネットワーク があり、スキルを開発することが出来るのだということ、さらにロータリーが道徳倫理を 掲げていることを知って戴くことが重要。本提案は若い専門職の人たちの関心を引くこと になる。

（審議に入る）

（反対）2502 反対である。もう一つの委員会を義務付ける必要はない。クラブによって 違う。クラブや地区の自主性を尊重しなければならない。ロータリーでは多様性 が重んじられている。

（賛成）1460 賛同します。ロータリーは今、本来の組織からかけ離れてきている。

ロータリーはお互いのビジネスを助け合うことから誕生した。このことで、ビジ ネス活動がもっと盛んになる。職業奉仕は大切だ。

（反対）455I クラブの理事会が委員会を設置できることになっている。強制されると委 員長が任命できないケースもある。

（賛成）インド 会員が増えない理由は、入会したい会員がいないと言うこと。退職した 方は人生を楽しくしたい。インドではロータリーはビジネスだという考えがあ る。専門職の人たちを支援していくということになれば、ロータリーの会員増強 に役に立つ。

（反対）3142 職業奉仕は既に奉仕部門の中に入っている。職業奉仕の活動はコミュニテ ーのために行うもので、メンバーのためではない。メンバーの専門性を強化し て入会したい人をもっと求めたいとすれば、クラブ奉仕に基づくものと考えること に対応できる。

（賛成）3640 韓国 大切なことは、若い人に入会して欲しいということ。みんなが考え るべきは、若い人に入会してもらえるようにすること。次世代のためにも職業奉 仕は義務付けるべき。ロータリアンが長けていることは倫理の育成である。です から若い人たちにキャリアを通してリーダーシップを身につける機会を提供すれ ば、ロータリーに列を作

って入会してくれる。委員会の義務付けが必要である。

(議長)ストライプカードが多数。討議終了。

(結び)今反対している人は、義務付ける委員会をもう一つ設置することに対してであることは理解できる。ただし、ロータリーは、人道的サービスと職業サービスの二本の足が必要。毎年、多くの若い人が専門職に携わり、自分たちの専門職についても関心がある。そして、私たちは信頼できる専門職です。そういう意味で私たちは若い人を育成しなければならないし、それは職業奉仕委員会と通して達成できる。ロータリーの未来も強化される。

(採決)219:259 否決

制定案 25-03

クラブ会長以外のクラブ役員の選挙または選出について規定する件

提案者:第 2660 地区(日本)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 7 条 会合

第 2 節 一年次総会。

(a) 役員を選挙または選出するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31 日までに開催されるものとする。

第 11 条 理事および役員および委員会

第 5 節・役員の選挙または選出。

(a) 会長を除く役員の任期。

各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙または選出されるものとする。会長を除き、各役員は選挙または選出された直後の 7 月 1 日に就任し、選挙または選出された任期中または後任者が選挙または選出されかつ適格となるまで在任する。

(本文終わり)

趣旨および効果

クラブ役員の選出方法は、クラブによってさまざまな形があるが、「選挙」で選ばれる場合は少数で、会長や指名委員会などによって「任命」または「選出」されることが大多数であると考えられる。よって、上記の通り、「選挙」という言葉を、より一般的に使われる

「選出」という言葉で補うよう提案することは適切である。尚、「選出」という言葉は、「選挙での選出」を含むものであり、「選挙」を否定するものではない。

(審議に入る)

(反対)インド 今変更は必要がないということ。オプションが示されることで混乱をきたいクラブの和が乱される。そして、誰が選挙することが出来るのかと言ったコンフリクトが起こる可能性があり、民主的な手続きに反する。

(賛成)2828 クラブは実際にコンセンサスで選ばれている場合がある。クラブのハーモニーという面から見ても問題にならない。

(反対)3340 やはり、それぞれ違ったシグナルを出す可能性がある。選挙のプロセスに混乱を招く恐れがある。

(反対)インド 年次総会で選挙が行われる。そこで、またはセレクションは適切ではない。民主的プロセスに反している。

(賛成)3452 台湾 「または選出」を入れることは、面接をしたり、幅広い様々な手段で、候補者を含めることができる。

(議長)ストライプカードが多数でている。
討議終了。

(結び)選出は、選挙を否定するものではない。

(採決) 137:347 否決

制定案 25-04

クラブ理事をクラブ理事会の役員と規定する件 提案者:水戸ロータリークラブ(日本、第 2820 地区) 標準ロータリークラブ定款を以下のように改正する。

第 11 条 理事および役員および委員会 第 4 節・役員。

クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1 名または数名の副会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督里 よび理事もクラブ役員であるが、細則が定める場合、共に理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

第 5 節・役員の選挙。

(a)会長を除く理事および役員の任期。

各理事および役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各理事および役員は選挙された直後の 7 月 1 日に就任し、選挙された任期中または後任者が選挙されかつ適格となるまで在任する。

(本文終わり)

趣旨および効果

現行の標準ロータリークラブ定款並びに標準ロータリークラブ定款によれば、クラブ理事会は理事と役員からなり、クラブにおけるあらゆる運営並びに管理関連事項に関して、最終的な決定権を持つ。しかしながら、両組織規定においては、クラブ役員の役割や責務についての細かな規定はあるものの、クラブ理事に関するガイダンスは比較的少ない。それにより、理事の身分や選挙過程に恣意的な運用がなされる危険がある。

よって、クラブ理事の身分はクラブ役員に倣うものとし、クラブ細則においてその旨規定すべきである。

(審議に入る)

(賛成)4851 ここに付け加えたい。クラブ協議会について一つの規定を付け加えたい。さらに多様性、公平さ、インクルージョンを付け加えたいと思います。

(議長) 討議終了

(採決) 156 : 318 否決

制定案 25-05

クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件

提案者：Bombay ロータリークラブ(インド、第 3141 地区)
Bombay Seacoast ロータリークラブ(インド、3141 地区)

標準ロータリークラブ定款を以下のように改正する

第 7 条会合

第 3 節-理事会の会合。

理事会のすべての会合後卸せ日以内に、書面による議事録を全会員が入手できるようにす ~~べきである~~クラブ理事会がはからうものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

ロータリークラブ会合の議事録は、理事会の重要な決定事項をクラブ会員に伝え、それによって会員のクラブへのかかわりとさまざまな活動への参加を促す、極めて重要なものである。

クラブ理事会議事録を公開する期限を 60 日間から 30 日間に短縮する対策が、2020 年規定審議会により採択された(制定案 22-07「クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正する件」)。しかし、クラブ理事会の会合は約 30 日間隔で開かれることが多く、また次回会合での承認のための時間が必要とされる。本提案により提供期限を 30 日間から 45 日間に延長することによって、現行の期限によりクラブに課されている会合後の作業の負担をある程度軽減できると思われる。

理事会の議事録を短期間で提供することが会員によるクラブへのかかわりと参加に影響を与えることを踏まえ、国際ロータリー定款第 14 条「解釈の仕方」に基づき、「べきである」の文言を「するものとする」と改める。その一方で本案は、理事会会合後 45 日以内に議事録を提供することをクラブ理事会に義務付けるものである。

(提案論述)

クラブ理事会が議事録を会員に提供する期限を改正すること。さらに、会員への提供を Should から Shall にする。

(審議に入る)

(反対) 2851 アルゼンチン もし理事会がクラブのポリシーを付け加えるのであれば、委員会があるので委員会に委ねれば良い。

(賛成) 3055 全ての理事会の議事は承認されるべきではないか。会員は、理事会が何を決めたのかの結果を知るべきである。

(反対) 3502 台湾 議事録は適宜に提出しなければならない。しかし、45 日というのはあまりにも長すぎる。30 日以内が妥当である。

(賛成) インド 30 日から 45 日になれば、理事会が何を決定したかをよりよく知ることができ、

クラブメンバーがクラブの活動に参加するに当たり、どのような行動をとるべきかを慎重に考えることができるようになる。

(結び)記録を適切に行うことでガバナンスやコミュニケーションをしっかりとらせるということである。制限するということではなく効果的にするということがねらいである。30日で十分なところもあるだろうが、国によっては時間がかかる地区もあるので、30日を45日に変更すべきだと思う。

(議長)討議終了のカード(ストライプカード)多数。

(採決)119:363 否決

制定案 25-06

中間財務報告の締切日を改正する件 提案者:第2080地区(イタリア)標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第7条会合

第2節-年次総会-その他の会合。

- (a) 役員を選挙するため、現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告を 発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されるものとする。
- (b) 現年度前期における収入と支出を含む中間財務報告を1月31日までに行われる会合において、て発表するものとする。
- (b) ロ 衛星クラブは、衛星クラブのための役員を選挙するため、12月31日の前に年次総会を開催するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

中間報告を年次総会において発表するという必要条件は、2019年に導入された(2019年度 規定審議会が制定案19-24を修正後に採択)。当該制定案が採択されて以来、中間報告を12月31日までに提出することは不可能だといくつかのクラブが報告している。ロータリー年度が7月1日に始まることを考えれば、12月31日より前に、満6か月が経過していない時点で中間報告を提出することは実際に不可能だ。現規定による締切日を1月31日に延長すれば、中間報告を会員に提出する時間をクラブに与えられる。財務の透明性は、クラブ存続の重要な要素である。本制定案が採択されれば、R!における年次財務報告の手続が明確となると共に、この重要な手続きに関してクラブが抱く疑問が払拭されるであろう。

(審議に入る)

(反対)48516か月の中間報告は十分時間がある。

(賛成)イタリア 1月31日まで延長することはプラクティカルで妥当なことである。すべてのクラブが実行できることである。12月31日までに中間財務報告の発表規定に、多くのクラブが難しさを感じている。

(賛成)319212月31日までとしては、まだ6か月が経過しておらず、現実性がないので、1月31日に変更することで全クラブがその要件に従い、実施できるようになる。

(賛成)1610 オランダ 12月31日までに中間報告を提出するのは、物理的に難しい。

(議長) 討議終了が多数出てきた。
討議終了。

(結び) 特に重要だと思うので、賛成してほしい。クラブや会員のためになると思うので 賛同して欲しい。

(採決) 362 : 119 採択

制定案 25-07

新しいロータリークラブの加盟に必要な会員数を減らす件

提案者: RI 理事会
第 5950 地区(米国)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 2 条国際ロータリーの加盟申請
2.010. RIへの加盟申請

2.010.1・新クラブ

新クラブは少なくとも愈名の創立会員を有するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

新しい革新的なクラブが結成されると、結成後急速に拡大できることが経験的に証明されている。特に、特定の奉仕活動に関する明確なメッセージを掲げている場合、活動中のクラブは地域社会での活動に基づいて新会員を引き付けることができる。地区では、退役軍人、人身売買撲滅に取り組む専門家、女性のエンパワメントを目指す人びとのネットワークで構成されるクラブが、設立後すぐに会員数を大幅に増やした例が報告されている。世界中の多くのロータリークラブは 15 名以下の会員で運営され、大きなインパクトを生み出している。本制定案の目的は、このような小規模クラブの成長を推進することではなく、熱心なロータリアンからなる小規模な中核グループが、説得力のある奉仕ブランドを有する大規模なグループへと拡大することを促進することにある。

人口の少ない農村部で結成しやすくなる。クラブの SAA など必要でなくなることになる。様々なクラブが結成できるようになった(旅行するクラブなど)。もっとロータリーを結成できる。

(審議に入る)

(反対) 4945 アルゼンチン 経験から創立会員の人数を少なくしても、たとえば以前の 25 名から 20 名になっても、あまり効果がなかった。そうではなく、たとえば、サテライトクラブは人数が少なくとも創設できるので、そのようなことを考えなければならない。

(賛成) 7020 創意的な新クラブを創設し、入会しようとする人たちは、それほど人数は多くない。しかし、共通の関心に対して熱意があるから倶楽部を結成する。そういう人たちにもロータリーを享受、エンジョイする機会を与えるべきである。それによって、超私の奉仕が実践され、社会にインパクトをもたらすことができる。

(反対) 3030 反対です。15 名から創立しても、まもなく 10 人くらいは減ってしまう可能性がある

- る。そうすると3名から5名になってしまう。
- (賛成)2921 インド 現状では15名しかいなくてもクラブとして存在している。15名から始めることがなぜいけないのか、理解に苦しむ。
- (反対)3110 チャーターメンバーを20名から15名に減らすと、クラブ構成を壊す可能性 がある。クラブの発展も、財政的にも難しくなります。
- (賛成)4851 賛成します。ラテンアメリカではクラブの結成するのは非常に難しい。15名の方が組織に対して非常に熱心な方であれば、20名を求めるよりも少ない人数 で始めたほうが良い。
- (反対)2475 ギリシア ロータリークラブも一つのアソシエーションであるが、ギリシアの民法では少なくとも20名が必要とされる。このため、20名以下では法的なアソシエーションと認められず、単なる個人の集まりとして扱われてしまい、財務 的な義務もが緩まってしまう。

(議長)ストライプのカードが多数上がってきた。
討議終了。

(結び)創立会員を15名にすることで、ロータリーが成長することができる。

(採決)305 :177 採択

制定案 25-08

新クラブの加盟金を廃止する件

提案者:第1180地区(英国およびウェールズ)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第2条国際ロータリーの加盟申請

2.010. RIへの加盟申請

RIに加盟するには、クラブまたはローターアクトクラブが理事会に対して加盟申請をする。加盟申請書には、~~理事会が定める加盟金を添付するものとする。~~加盟は、理事会が承認した時点で有効となる。

(本文終わり)

趣旨および効果

ロータリークラブに入会する際、新会員は、良、グレートブリテンおよびアイルランドの国際ロータリー(英国)、地区、クラブに会費を払う義務がある。追加の会費は一切ない。

新クラブの創立会員として入会する場合は、既存のクラブに入会する会員と同じ会費に加え、クラブの結成一人当たりの追加費用を支払うことになる。

これは、新クラブの結成や、新クラブに入会しようとする人びとにとって阻害要因となり、また「みんなに公平か」という点において、ロータリーの四つのテストに確実に違反している。

この追加費用の廃止により、創立会員の会費は、既存のクラブに入会する際に適用される会費と同額となり、収入の少ない善良な入会希望者が新クラブに入会するのを妨げる要因 が取り除かれることになる。

(提案論述)

加盟金 15 ドルは、新しいクラブに入ろうとするインセンティブに反するものとなっている。四つのテスト「みんなに公平か」に照らすと、それは不公平になる。44 万 2 千ドルを失うとなっているが、昨日説明があった財務の見通しを考慮しても、それほど大きな財務 負担とならない。

(審議に入る)

(反対) イークス理事国際ロータリーの財務の持続可能性と運営の健全性に深刻な懸念 をもた
らす。一人 15 ドルの加盟金は、新クラブの結成と支援に対するコストを相 殺する上で
重要な役割を果たしている。廃止されてしまうと、必要不可欠な収入 年間約 442,000 ド
ルが減少する。適度な加盟金の徴収は不正の可能性を軽減し、正 当なクラブ加盟の確
認ステップとなる入会金は新クラブ結成の妨げになるもので はなく未来への投資とし
て適切なものである。さらに、同様の提案である 24R-05 は決議審議会でも大差で否定
されている。

(賛成) 公平にならなければならない。魅力を感じてもらわなければならない。できるだ け加盟
の障害を減らすべき。新しいクラブを創っていくべきである。創立会員数 が 15 名とな
ったので、もっと多くの人を惹き付けなければならない。

(反対) 1305 メキシコ 加盟金廃止によりクラブに対する会員のコミットメントが低く なる可能
性がある。R!にもネガティブな影響がでる。経済的影響にとどまらない ネガティブな
影響が出る。新しいクラブはコミットメントが必要であり、加盟金 が最初のステップ
となる。加盟金は R!の運営上のコミットメントにもなる。新し い会員のニーズに合っ
たサービスを提供できる。

(賛成) インド 5 カ年の財務見通しにありましたが、これは新しいクラブを創るという ことにな
っていない。そして今回創立会員が 15 名となったので、もっとクラブを 創り、会員を
増やす必要がある。

(議長) 討議終了のストラップが多数。
討議終了。
結びは、話さなくて結構です。

(採決) 139 : 34I 否決

制定案 25-09

各クラブにおける名誉会員の数を制限する件

提案者 : Meerut Mahan ロータリークラブ(インド、3100 地区)

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 4 条クラブの会員身分

4.050・名誉会員

クラブは、クラブ理事会が定めた期間における名誉会員を選ぶことができる。名誉会員 は、

- (a) 会費の納入を免除されるものとする。
- (b) 投票権を持たないものとする。
- (c) クラブのいかなる役職にも就かない
- (d) 職業分類を持たない

(e) クラブのあらゆる会合に出席でき、クラブのその他のあらゆる特権を享受できるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特権も認められないものとする。例外として、ロータリアンの来賓としてではなく訪問する権利がある。

ロータリー理念推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を名誉会員に選ぶことができる。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員の身分を保持できる。ただし、各クラブにおける名誉会員数の上限は、そのクラブの正会員総数の5パーセントを超えないものとする。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第8条 会員身分

第6節-名誉会員。

本クラブは、理事Mが決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員には以下の条件があるものとする。

- (a) 会費の納入を免除される
- (b) 投票権を持たないものとする。
- (c) クラブのいかなる役職にも就かない
- (d) 職業分類を持たない
- (e) クラブのあらゆる会合に出席でき、クラブのその他のあらゆる特権を享受できるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特権も認められないものとする。例外として、ロータリアンの来賓としてではなく訪問する権利がある。

本クラブにおける名誉会員数の上限は、クラブの正会員総数の5パーセントを超えないものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

R1細則 4.010.には、クラブは正会員と名誉会員の2種類の会員種類をもつことができると定められており、さらに4.050.には名誉会員の条件と規則が定められているが、各クラブにおいてそのような会員が最高何名いてよいのかは定められていない。

名誉会員はそれぞれ独自の視点と経験を持ち、地域社会を独自のかたちでサポートしてきた人物であるため、クラブから重要視されている。ただしクラブには、この功績を認識すると同時に、潤沢かつ地域社会を反映した正会員層を維持するという通常の義務があり、この二つのバランスを取らなければならない。

中には、正会員への移行を促されても退会する名誉会員や、名誉会員のままでいる会員が少なくないクラブがある。

本制定案は、名誉会員の功績が適切に認識されるようにしながらも、各クラブにおけるその総数を制限しようとするものである。さらには、正会員が十分に能力を発揮できる環境を促進し、その数がクラブ会員の大多数であり続けるようにする。名誉会員の数に上限を設けることにより、クラブが新名誉会員を選考するにあたり、どの人物がクラブにとって最も有益かに焦点を置いた、より戦略的な見方をするようになるであろう。

これらの目標を念頭に、クラブの名誉会員の数をクラブの総会員数の5パーセントまでとすることを提案する。

(審議に入る)

(反対)5020 これは原則的に反対。制限を与えるべきでなく、クラブにゆだねるべき

(賛成)3120 正会員が非常に少ない場合もある。そのようなところで、名誉会員は大変素晴らしい方ばかりで、地域社会でも貢献している。そのような方は正会員になるべきである。もっと活力のあるクラブになる。

(反対)9650 オーストラリア 小さなクラブでは、名誉会員として入る時もある。

メンターシップもある。貢献する人を重要視している。名誉会員をクラブがどう扱うかはクラブ次第であってよい。私たちは雑誌購読も名誉会員のために支払っている。

(賛成)3780 フィリピン名誉会員制度をクラブで乱用する場合がある。政治家や金融界で著名な人物を名誉会員とする場合などであるが、私たちの価値観に必ずしも当てはまらない場合がある。もっと慎重に考えるべきだと思う。

(反対)1175 反対です。制限は不必要。クラブでは功労者である名誉会員は英知と経験をクラブに持ち込んで戴いている。クラブは自主性がある、何パーセントという制限は不必要。

(賛成)3004 制限すること必要。5%ではなく、一人とか二人とかにすべき。その方とクラブで決めるべき。そこできちんと名誉会員となられる方にロータリーについて話をすべきです。

(議長)討議終了のストライプカード多数。

(結び)名誉会員はクラブにとって大切なこと。しかし、何を優先すべきかを考える必要がある。名誉会員として存在すべきか正会員として組織に貢献すべきかどうかを考えたうえで、これに賛同して戴きたい。

(採決)100 : 379 否決

(動議)明確にしていいただきたいことがある。

(議長)一行をお願いします。休憩の時にスナックを出してくださいということですね。

制定案 25-10

新クラブの結成を援助するロータリアンの二重会員身分を認める件

提案者: 第 5030 地区(米国)

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第 10 条会費

各クラブおよびローターアクトクラブは年に 2 回、あるいは理事会により定められたほかの期日に、RI に人頭分担金を納付するものとする。二重会員である会員の人頭分担金は、当該会員の主要なクラブが支払うものとする。

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 2 条国際ロータリーの加盟申請

2.010. RI への加盟申請

RI に加盟するには、クラブまたはローターアクトクラブが理事会に対して加盟申請をする。加

盟申請書には、理事会が定める加盟金を添付するものとする。加盟は、理事会が承認した時点で有効となる。

2.010.1・新クラブ

新クラブは少なくとも 20 名の創立会員を有するものとする。二重会員である創立会員は、新クラブの加盟に必要な創立会員の数に算入されない。

第 4 条クラブの会員身分

4.040.二重会員の禁止二重正会員

いかなる会員も、同時に以下に該当しないものとする二重正会員の資格は、会員が以下を満たす場合にのみ認められる。

- (a) いずれかのクラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブに同時に所属する当該会員の主要クラブの衛星クラブに所属する。
- (b) 同一のクラブにおいて名誉会員の資格を保持する主要なクラブの正会員の身分を保持したまま、新クラブの創立会員であり、かつその役員または理事を務めている。

4.050.名誉会員

クラブは、クラブ理事会が定めた期間における名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は、

(a) 同じクラブの正会員ではないものとする。

(b) 会費の納入を免除されるものとする。

(c) 投票権を持たないものとする。

”・」な一クラブのいかなる役職にも就かないものとする。

(e) 職業分類を持たないものとする。

■4c^ (f) クラブのあらゆる会合に出席でき、クラブのその他のあらゆる検知を享受できるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特権も認められないものとする。例外として、ロータリアンの来賓としてではなく訪問する権利がある。

ロータリーの理念推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を 9 支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を名誉会員に選ぶことができる。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員の身分を保持できる。

第 15 条地区

15.060.地区の財務

15.060.3,地区の 1 人当たりの賦課金

地区の 1 人当たりの賦課金の支払は、地区内全クラブの義務である。二重会員である会員の地区の 1 人当たりの賦課金は、当該会員の主要なクラブが支払うものとする。賦課金の未払が 6 カ月以上に及ぶとガバナーが書面で証した場合理事会は、賦課金の未納が継続している限り、そのクラブへの R!事務局のサービスを停止するものとする。

第 18 条財務事項

18.020.クラブ報告

クラブまたはローターアクトクラブは、毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日、または理事会が定めたほかの期日に、同日におけるそのクラブの会員数を、R!に報告するものとする。二重会員である会員は 1 名として数えられ、当該会員の主要なクラブによって RI に報告されるものとする。

18.030.会費

18.030.人頭分担金

各クラブは、各会員につき、次のように R!に人頭分担金を支払う。2022-23 年度には半年ごと

に米貨 35 ドル 50 セント、2023-24 年度には半年ごとに米貨 37 ドル 50 セント、2024-25 年 度には半年ごとに米貨 39 ドル 25 セント、2025-26 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 41 ドル。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。二重会員である会員の人頭分担金は、当該会員の主要なクラブが支払うものとする。

18.030.3.追加の人頭分担金

各年度に各クラブは、会員につき、規定審議会および決議審議会の予測経費を賄うに足る と理事会が決定した額を R! に支払う。二重会員である会員の追加人頭分担金は、当該会員の主要なクラブが支払うものとする。追加人頭分担金は、理事会が定める通りに、審議会 に出席する代表議員の費用、および審議会のその他の運営の費用として別途指定され、制 限される。理事会は、この収支についてクラブに報告するものとする。審議会の臨時会合 の場合、クラブはできるだけ早い時期に追加の人頭分担金を支払うものとする。

18.040.支払時期

18.040.4.新クラブ

新しいクラブまたはローターアクトクラブは、加盟後の支払期日に会費支払を開始する。新クラブで役員または理事を務める創立会員が二重会員である場合、会費は免除され、その会費は当該会員の主要なクラブが支払う。

第 21 条機関雑誌

21.020.購読料

21.020.1・購読義務

各会員は、会員籍にある限り、機関雑誌、または理事会により当該クラブに対して承認さ れたロータリー雑誌の有料購読者となるものとする。同じ住所に住む二人のロータリアン は、機関雑誌を合同で購読できる。二重会員である会員の購読料は、当該会員の主要なク ラブが支払うものとする。各機関誌の購読料は、すべて理事会がこれを定めるものとする。クラブは、購読料を徴収し、R! に送金するものとする。各会員は、印刷版か電子版

(利用できる場合)のどちらかを選択できる。理事会は、会員が機関雑誌およびクラブ用 に定められた理事会承認のロータリー雑誌で用いられている言語を読めない場合は、その クラブに対する本節の規定の適用を免除できる。

および、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 8 条会員身分

第 5 節—~~二重会員の禁止。二重正会員。~~

~~いかなる会員も、同時に以下に該当しないものとする二重正会員の資格は、会員が以 35 下のいずれかである場合にのみ認められる。~~

- ~~(a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできな い本クラブの創立会員かつ役員または理事であり、当該会員の主要なクラブの 正会員である、または~~
- ~~(b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない本クラブの正会員であると同時に、当該会員が創立を援助した新クラブの創立会員であり、役員または理事であ る、○~~

R! に会員数を報告する際、当該会員は、その主要なクラブによってのみ 1 名の正会員とし て算入される もの とする。

第 6 節-タ・巻会員。

本クラブは、理事 M が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下 の資

格を満たすものとする。

(a)本クラブの正会員ではない。

(b)会費の納入を免除される。

(c) 投票権を持たない。

(d)クラブのいかなる役職にも就かない。

(e)職業分類を持たない。

—(f)本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典 を享受
することができるが、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も 持たないも
のとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく訪問するこ とはできる。

第 11 条 理事および役員および委員会

第 4 節・役員。

クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1 名 1 または数名の副 会長も役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督 もクラブ役員であるが、細則が定める場合、理事会のメンバーとすることができる。各役 員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員であるものとし、二重会員である場合は当該会員の 主要なクラブの瑕疵なき会員とする。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席する ものとする。

第 12 条 会費

すべての会員は、クラブ細則の定める年会費を納入するものとする。

第 15 条 ロータリーの雑誌

第 1 節-購読義務

本クラブが RI 理事 M によって免除されていない限り、各会員は、機関雑誌を購読するもの とする。同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができ る。二重会員である会員の主要なクラブが本クラブである場合、本クラブは、当該会員の 機関雑誌の購読料を支払うものとする。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、 購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、新クラブの結成に直接関与しているロータリー会員の二重正会員としての身 分を認めるものである。

具体的には、本制定案は、ロータリアンが、現所属クラブでの会員身分を保持したまま、 創立を援助した新たなロータリークラブに入会できるようにするものである。二重正会員 になれば、ロータリアンは、現所属クラブ(以下、「主要なクラブ」)の会員身分を保持 したまま、新クラブの創立クラブ役員または理事を務めることができる。

なぜ二重会員か。

- ・ 会員増強の最も効果的な方法である新クラブ設立を加速させるため。
- ・ 新クラブの拡大に有意義に関与するロータリー会員のために、会員身分の柔軟性を導 入するため。
- ・ 新ロータリークラブは、創立会員の中に経験豊かなロータリー会員が数名いることに 1 よって大きな恩恵を受けることを認識するため。
- ・ 新クラブの結成に協力する現ロータリー会員の強制退会をなくするため。このような要 件は、

新クラブを支援するために現クラブから会員が「引き抜かれる」という考えを招くため、主要なクラブによる新クラブへの支援を損なうものである。

- ・ 新クラブを結成し、指導する会員を称え、支援するよう既存クラブに奨励するため。
- ・ 二重会員であるロータリー会員は伝統的な既存クラブと新クラブとの橋渡しをする、という考えを広めるため。

二重会員制の採用によって、ロータリー会員は、主要クラブの会員身分を保持しながら、新クラブの正会員として創立会員を務め、新クラブの結成、加盟、早期成長/持続可能性を支援できるようになる。

(提案論述)

新クラブを創立するのは重要なこと。そのためには、数名の経験のあるロータリアンがいることが成長と持続可能性を明確にする上でも重要だと思う。ホームクラブか新クラブかを選ぶことを強制されるべきではない。新クラブに支援を提供することが必要。

二重会員というのは伝統的クラブと新しいクラブのブリッジになる。

(審議に入る)

(反対) 理事経験豊かなクラブが二重会員は、RI 細則 4.040 の規定をクラブ細則で無効にできしており、既に可能である。同時に二つのクラブの会員となることは、正式に認められている。本提案は、ロータリーの管理運営文書を不必要に複雑にするだけだから反対。承認された場合、ロータリーのオンラインシステムの実装に多大なリソースが必要となります。これらの理由から理事会は反対する。

標準ロータリークラブ定款

第5節 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、いずれかのクラブの衛星クラブ以外の別のクラブに所属することはできない、または
- (b) 本クラブにおいて、名誉会員になることはできない。

第7節 例外。細則には、第8条第2節および第4～6節に従わない規定を含めることができる。

RI 細則

4.040 二重会員の禁止

いかなる会員も、同時に以下に該当しないものとする。

- (a) いずれかのクラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブに同時に所属する。
- (b) 同一のクラブにおいて名誉会員の資格を保持する。

ロータリー章典 4.060 二重会員身分

同時に二つ以上のロータリークラブの会員である個々のロータリアンについて、国際ロータリーは、その人の RI 人頭分担金が支払われ、会員数に含まれ、クラブと地区の役割が割り当てられ、ロータリー財団への寄付が認められ、地区の投票権が認められている一つのロータリークラブでの正会員としての身分のみを認める(2017 年 6 月理事会会合、決定 149 号)

(賛成) 5010 アラスカ 私たちのところでは、特に小さな町では場所では新しいクラブを作る事は難しくなっている。私たちは小さな場所でクラブを創るために努力している。

45 年お世話になったクラブの邪魔をしたくない。クラブの設立のためにこれは必要。都市部ではないところで、クラブを作るための理にかなっている。

(反対) 1450 二重会員の身分はあまり好きではない。これを認めていること自体がそもそも問題。新しいクラブを作った経験からみても、この制定案が採択されると原則が崩れる。

(議長)黄色のカードが出ています。一行で述べてください。

(動議)5390 先の提案で 20 名が 15 名になりましたので、この提案中の 20 名も 15 名に変わるのですね。

(議長)答えは Yes です。

(賛成)5180 ロータリーの様々なクラブのモデルがある。それを活用できる。そこで、自分たちの専門知識を提供できる。正会員の身分を失わないで、そういったことができるということなので、賛同して戴きたい。

(反対)3201 強く反対したい。正会員を他のクラブの正会員となることを奨励することは、ロータリーとして行うべき事ではない。古い会員が新しいクラブに入ること でカオス状態になってしまう。そして、理事になることも出来るとなるとなっているし、会費の支払いも当該会員の主要なクラブが支払うとなっており、これは あまり良いものではない。

(議長)ストライプカードが沢山出てきました。
それで結びの論述をどうぞ。

(結び)二重会員の皆さんが正式に組織の中に入ることができるように、また、バリアを なくすということです。クラブの維持を達成するのに重要なことです。
二重会員の柔軟性を提供することで、より多くのクラブを支援できるようになります。

(議長)これは RI 定款ですので、3 分の 2 が必要。

(採決)116 : 368 否決

制定案 25-11

ローターアクトターの年齢制限を定める件

提案者 : Mangalore North ロータリークラブ(インド、第 3181 地区)

国際ロータリー定款を以下のように改正する。

第 4 条会員

第 3 節-ローターアクトクラブの構成。

ローターアクトクラブの構成は、理事会が定めるものとする。ローターアクトクラブは 40 歳以下の若い成人により構成されるものとする。

さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 4 条クラブの会員身分

4.060. ローターアクトクラブの会員

ローターアクトクラブは、~~理事会により定められた通り、~~40 歳以下の若い成人により構成されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、ローターアクトクラブ会員の年齢に 40 歳の上限を設けることを目的としている。ローターアクトクラブの会員としての経験を極めて特別なものとするのは、主に会員の若さから来る熱意と新鮮さである。40 歳という上限を設けることで、若い成人たちが求め、分かち合

う魅力的な経験が、ローターアクトクラブに復活するであろう。

(提案論述)

ロータリーは若い人が入ってこない。その解決方法はアクターの年齢制限を 40 歳 とすることです。なぜ 40 歳かという、これは記念すべき年齢となるからです。その年齢になれば、素晴らしい業績もあると思うので、人生を振り返り、また将来について目を向ける時です。この時期にロータリーに入会することは素晴らしい。ロータリーは若い世代のための活動とポール・ハリスが述べました。ですからそういう意味で、新しい世代の方が、未来に向けて色々活動し、自分の人生の中で、成功を収めることができるようにするということは未来への投資だ。そこで、年齢制限を 40 歳とすることで、アクターがロータリーに入会していただき、新しいロータリアンになっていただくことになる。リーダーシップの上で年齢のギャップがなくなるようにしなければならない。40 歳になればロータリークラブに入るべきだと言うことを知らせることになる。JC とかも 40 歳という年齢制限がある。ロータリーの財政的負担はない。

(審議に入る)

(反対)1130 40 歳に制限することはドイツでは通用しない。ドイツでは 99.9%がそれ以下の年齢です。そのような必要はない。

審議会で年齢制限がなくなった。自分たちのクラブの中で制限を考えればよい。40 歳以下と規定すれば、むしろ 40 歳以下の人はまず、ローターアクトへ入らなければならないとする間違った印象を与える。

(賛成)3062 賛成する。ローターアクターは年齢制限が必要。これは社会慣行に従うものだ。40 歳以下位の人たちの経済状況も違ってくる。年齢制限がなくなれば、ローターアクトクラブと普通のロータリークラブとの違いが無くなる。

(反対)3522 40 歳は悲しいと感じる。ロータリーは若い人を受け入れる必要があり、40 歳では制限され過ぎて窮屈である。個人的には上限は 35 歳が妥当と考える。

(賛成)2042 イタリア きちんとしたローターアクターの年齢のポリシーはない。60 歳でもアクターとなる可能性がある。ロータリー会員数が減っていく中、必ずしもよい状態ではない。あまりロータリーのためにはならない。若い人はローターアクターに関心を持っているからです。ここで 40 歳という年齢制限を決めることは ない。

(反対)0460 ローターアクトの年齢制限撤廃を 2022 年にみんなが賛同で可決された。

(反対)4185 私は元ローターアクターだ。これは逆戻りだ。私たちがロータリアンとしてローターアクター支持する。年齢制限は必要ない。

(賛成)6053 年齢上限は当たり前。学校ベースとしたアクトクラブもある。ロータリークラブに入りたくないアクターもいる。40 歳として社会的地位があらうとクラブ

が決めるべき。アクトクラブは若い人の組織である。

(議長)ストライプカード多数。

討議終了します。

(結び)40 歳は新しい考え方ではない。40 歳でロータリークラブに入ればよいのに、インドでは、今では 40 歳になってもアクターのままでいる。40 歳の年齢制限は妥当。

(議長)これは RI 定款ですので、3 分の 2 が必要。

(採決)176 : 300 否決

制定案 25-12 修正

ローターアクターの年齢制限を定める件

提案者：Vizianagaram ロータリークラブ(インド、第 3020 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第 4 条 会員

第 3 節 ローターアクトクラブの構成。

~~ローターアクトクラブの構成は、理事会が定めるものとする、ローターアクトクラブは、~~
18～30 歳の若い成人により構成されるものとする。

さらに国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 4 条 クラブの会員身分

4.060. ローターアクトクラブの会員

~~ローターアクトクラブは、理事会により定められた通り、~~18～30 歳の若い成人により構成されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

RI の成長は、ロータリーのプログラムであるインターアクトおよびローターアクトに設けられた年齢制限に直接関係している。インターアクターはローターアクター候補者であり、ローターアクターはロータリアン候補者である。しかし、現在における年齢制限はロータリーの成長に貢献するものではない。

現代は急速なペースで技術が進歩する世界であり、若者たちの成長も急速であるため、インターアクトプログラムへの入会最低年齢を 12 歳から 11 歳に引き下げ、ロータリーが「若者を捕まえる」ことができるようにすべきである。

(審議に入る)

(反対)1810 ドイツ 年齢制限をすることで問題解決にはならない。アクトクラブからロータリークラブへのスムーズな移行は難しくなっている。これを 25 歳にすると経験豊富で優秀な方が 25 歳で去ってしまいます。別の奉仕団体に入ってしまう可能性がある。もっと時間を掛けて、アクトクラブからロータリークラブへの移行を強化していくことが重要である。

(動議)7850 カナダ 修正動議を出したいと思う。

(議長)一行で簡単に述べてください。

(動議提案者)年齢の上限を 30 歳としたい。

(議長)セカンドが必要となります。

(幹事団協議)

(議長)フロアから出てきた最初の修正案となります。

ご存じのように、会議手続規則委によると土曜日の 12 時までに修正案を出さなければならなかった。実際、別の提案者から同じ提案が出てきています。これはアプリの中に入っている。18 歳から 30 歳までとするということです。

すでに例外として、シンプルな例外として認める。

セカンドがありました。

(動議提案者)年齢宣言をなくすことで、ロータリーの中で二つのメンバーシップの層が出来て

きた。例えば R!の人頭分担金を払わない層が増えると言うことが考えられてきた。人頭分担金の増額を検討すると言うことになると、人頭分担金を支払わないバイパスが出来ることは良くない。若い人のプログラムとして維持すべき。

(議長)ローターアクトクラブは、18～30 歳の若い成人により構成されるものとする。 とする修正案について投票します。

(修正案に対する投票)

(議長)修正案に対して投票する。3 分の 2 が必要と言うことです。

採択 313:170 修正案を審議することを採択

(議長)それでは修正後の本動議に戻ります。

(反対)ポルトガル リーズナブルではない、前の案件で年齢制限を設けるべきではない として いるのに、前と同じ案件を取り上げようとしているのではないか。ローターアクトの自由を維持するべき。

(動議)7230 ニューヨーク 質問ですが、30 歳以上のローターアクトの数の情報はあ るのでし ょうか、。

(事務総長)報告されているローターアクトの数は、30 歳以上は 8%です。

(議長)ストライプのカードが出ているので、討議を終了。結びの論述をどうぞ。

(むすび)ロータリアンの平均年齢は 65 歳ですが、それがもう少しで 70 歳になります。
これを下げるには、若い人を入れるしかない。そうでなければ、ロータリーは老 齢化 する。若い人が入ってくることが重要です。18 歳で結構できることになっているのに、 そんなに早く結婚できるのに、なぜ 25 歳にならないとロータリーに入 れないというこ とですか。もっと早く ロータリーに入れる機会を与えて戴きた い。

(議長)修正後の制定案について投票しています。RI 定款ですから 3 分の 2 が必要です。

(採択)265 : 221 否決

制定案 25-13

標準ローターアクトクラブ定款を組織規定とし、ローターアクトクラブが制定案と決議案 を提 案できることを規定し、さらに地区大会と地区立法案検討会の手続を変更する件

提案者:敦賀ロータリークラブ(日本、第 2650 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 1 条定義

1. 理事会:国際ロータリー理事会
2. クラブ:ロータリークラブ
3. 組織規定:RI 定款・細則と標準ロータリークラブ' 定款および標準ローターアクトクラ
ブ定款
4. ガバナー:ロータリー地区のガバナー
5. 会員名誉会員以外のロータリークラブ会員
6. RI :国際ロータリー(Rotary International)

7. RIBI:グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーという管理上の地域
8. ローターアクトクラブ:若い成人のクラブ
- 9 ローターアクター:ローターアクトクラブの会員
- io・衛星クラブ:潜在的クラブ。その会員はいずれかのクラブの会員でもある。
11. TRF:ロータリー財団(The Rotary Foundation)
12. 書面:文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
13. 年度:7月1日に始まる12カ月間

第2条国際ロータリーの加盟申請

2.040.標準ローターアクトクラブ定款

理事会は、~~標準ローターアクトクラブ定款を作成するものとし、かつこれを改正できる。~~すべてのローターアクトクラブは、今後のあらゆる改正を含め、標準ローターアクトクラブ定款を採用するものとする。改正は、自動的にローターアクトクラブ定款の一部となる。

2.040.1.標準ローターアクトクラブ定款の改正

ローターアクトクラブは、組織規定に述べられている方法で標準ローターアクトクラブ定款を改正できる。改正は、自動的にローターアクトクラブ定款の一部となる。

第2.0404項に関する暫定規定。制定案25-13に従い、標準ローターアクトクラブ定款は、2027年7月1日までにR!理事会により、組織規定文書と矛盾しない形で定められるものとし、その後の改正は組織規定に定める通りとする。

(以下、条文番号は適宜変更される)

第7条規定審議会

7.020.立法案の提案者

制定案は、クラブ、ローターアクトクラブ、地区、RIBI 審議会または大会、規定審議会、または理事会が提案できる。理事会のみが見解表明案を提案できる。理事会は、TRF 管理 委員会の事前の承諾なしには、TRF に関連する立法案を提出しないものとする。

7.030.クラブおよび地区提出の立法案の承認

クラブロータリークラブ、ローターアクトクラブ、および地区が提案する制定案は地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会において地区の承認を受けなければならない。地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会において、16.010.1.に従って、ロータリー クラブおよびローターアクトクラブの選挙人がそれぞれ一票を投じる。地区は、選挙人の過半数の賛成を得た制定案の中から、最大5件までの制定案を一回の規定審議会につき 承認、提出できる。地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会に制定案を提出 する時間的余裕がない場合、12.050.の手續にできるだけ沿った形で、ガバナーの実施する ロータリークラブ、ローターアクトクラブ投票を通じて地区内クラブの票決を求めること ができる。~~すべてのクラブ投票は、第12.050.節の手續にできるだけ沿った形で行うものとする~~1事務総長に提出される制定案は、承認されたことをガバナーが証するものとする。地区は、~~1回の規定審議会につき5件より多くの制定案を提出もしくは承認すべきではない。~~ただし、ロータリークラブまたはローターアクトクラブが2票以上の権利を有する場合、そのクラブはすべての票を同じ賛否に投じるものとする。

第8条決議審議会

8.030.決議案の提案者

決議案は、ロータリークラブ、ローターアクトクラブ、地区、RIBI 審議会または大会、および理事会が提案できる。

8.040.クラブおよび地区提出の決議案の承認

ロータリークラブおよびローターアクトクラブおよび地区が提案する決議案は、第 16.050.1.項に従ってロータリークラブおよびローターアクトクラブの選挙人がそれぞれ 3 票を投じ、過半数の賛成を得る必要があります、地区大会、地区立法案検討会、RIBI 地区 39 審議会において、または第 12.050. 節の手續にできるだけ沿った形でガバナーの実施 40 するクラブ投票によって、地区の承認を受けなければならない。また、地区立法案検討 41 会、または RIBI 地区審議会に決議案を提出する時間的余裕がない場合、第 12.050.42 30 節にできるだけ沿った形で、ガバナーの実施するロータリークラブおよびローターアクトクラブによる投票により、過半数の賛成を得て、地区の承認を得なければならない。ただし、ロータリークラブまたはローターアクトクラブが 2 票以上の権利を有する場合、そのクラブはすべての票を同じ賛否に投じるものとする。事務総長に提出される決議案は、承認されたことをガバナーが証するものとする。

第 9 条審議会の構成と手續

9.030.代表議員の任務

代表議員は、次の任務を果たすものとする。

- (a) クラブによる制定案と決議案の作成を援助すること。
- (b) 地区大会およびその他の地区会合で、立法案と決議案を討議すること。
- (c) 地区内のロータリアンおよびローターアクトの意向をよく知っておくこと。
- (d) 審議会に提出された立法案と決議案のすべてを慎重に検討し、審議会に見解を的確に伝えること。
- (e) R! の公正な立法当務者として行動すること。
- (f) 規定審議会の会議に、全会期を通じて出席すること。
- (g) 決議審議会に参加すること。

(h)地区内のクラブに、審議会の審議に関する報告をすること。

第 15 条地区

15.040•地区大会および地区立法案検討会

15.040.1.開催時

ガバナーとクラブ過半数の会長の合意によって定める時において、地区大会を毎年開催するものとする。ガバナーノミニーは、選出され、事務総長に対して書面で証された時点で、大会の計画を始めることができる。地区大会の開催日程は、地区研修・協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないものとする。理事会は、2つ以上の地区が合同で大会を開催することを許可できる。地区は、~~21 日前までにすべてのクラブに通知した上で、ガバナーが決定した時と場所で地区立法案検討会を開催することもできる。クラブの過半数が、具体的な案件を審議することを目的に地区立法案検討会を要請した場合、ガバナーは、その要請から 8 週間以内に検討会を招集するものとする。~~

15.040.3.地区大会および地区立法案検討会の決定

大会または立法案検討会はその地区にとって重要な事柄について、R!定款および本細則と一致し、ロータリーの精神と理念に沿う推奨案を採択することができる。各大会および立法案検討会は、提出されたすべての事項を審議、決定するものとする。

15.050•地区大会および地区立法案検討会での投票

15.050.1.選挙人

各クラブは少なくとも 1 名の選挙人を選び、その地区の大会および立法案検討会(開催さ 耗る場#)-への選挙人として証するものとする。会員数が 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 名、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 名の割合で選挙人を有する。つまり、会員数が 37 名までのクラブは 1 人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 384 名から 62 名までのクラブは 2 人の選挙人を有し、会員数が 63 名から 87 名までのクラブは 3 人の選挙人を有する、というようになる。会員数は、投票に先立つ、最新のクラブ請求書における会員数によって決定される(一時保留のクラブは投票権がないことを除く)。各選挙人はそのクラブの会員であるものとする。投票するためには、選挙人は大会または立法案検討会に出席していなければならない。地区大会での選挙人による投票にクラブが参加するには、クラブは、投票を行うロータリー一年度において義務づけられた地区賦課金を納入済みであるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの納入や負債の状況はガバナーが判断する。

15.050.2.地区大会および立法案検討会の投票手続

大会または立法案検討会に出席しているすべての瑕疵なきクラブ会員は、すべての案件について投票権を有するが、以下の場合を除く。

- (a) ガバナーノミニーの選出 17
- (b) 理事指名委員会の委員と補欠の選出 18
- (c) ガバナー指名委員会の構成および職務権限 19
- (d) 規定審議会と決議審議会の代表議員および補欠の選挙、ならびに 20

(e) 地区の 1 人当たりの賦課金の額 21 大会または立法案検討会に提出されたいかなる案件についても、出席しているクラブの瑕疵なき会員は誰であれ、たとえその案件について投票できない会員であっても、票決を求めることができる。この場合の投票は、選挙人に限られるものとする。上記(a)、(b)、(c)および(d)のために投票をする際、2 票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ候補者または提案に投じるものとする。候補者が 3 名以上おり、単一移譲式投票による投票の場合、2 票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ順番で候補者に投じるものとする。

第 16 条 ガバナー

16.010. 地区立法案検討会

16.010.1・選挙人

ロータリークラブあるいはローターアクトクラブは少なくとも 1 名の選挙人を選び、その地区の立法案検討会への選挙人として証するものとする。会員数が 25 名を超えるロータリークラブまたはローターアクトクラブは、25 名ごとに 1 名、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 名の割合で選挙人を有する。つまり、会員数が 37 名までのロータリークラブまたはローターアクトクラブは 1 名の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 38 名から 62 名までのロータリークラブまたはローターアクトクラブは 2 名の選挙人を有し、会員数が 63 名から 87 名までのロータリークラブまたはローターアクトクラブは 3 名の選挙人を有する、というようになる。会員数は、投票に先立つ、最新のロータリークラブまたはローターアクトクラブのクラブ請求書における会員数によって決定される(一時保留のロータリークラブまたはローターアクトクラブは投票権がないことを除く)。各選挙人はそのロータリークラブまたはローターアクトクラブの会員であるものとする。投票するためには、選挙人は立法案検討会に出席していなければならない。

16.0102 時期および場所

地区は、21 日前までにすべてのロータリークラブおよびローターアクトクラブに通知した上で、ガバナーが決定した時と場所で地区立法案検討会を開催することもできる。クラブの過半数が、具体的な案件を審議することを目的に地区立法案検討会を要請した場合、ガバナーは、その要請から 8 週間以内に検討会を招集するものとする。

16.010.3. 立法案検討会の投票手続

立法案検討会に提出されたいかなる案件についても、出席しているロータリークラブあるいはローターアクトクラブの瑕疵なき会員は誰であれ、たとえその案件について投票できない会員であっても、票決を求めることができる。この場合の投票は、選挙人に限られるものとする。投票をする際、2 票以上の投票権を有するロータリークラブまたはローターアクトクラブは、すべての票を同じ候補者または提案に投じるものとする。

16.010.4. 地区立法案検討会の決定

立法案検討会は立法案の承認のみならず、その地区にとって重要な事柄について、RI 定款および本細則と一致し、ロータリーの精神と理念に沿う推奨案を採択することができる。立法案検討会は、提出されたすべての事項を審議、決定するものとする。

(以下、条文番号は適宜変更される)

(本文終わり)

趣旨および効果

2019 年の規定審議会は、ローターアクトクラブの RI 加盟を認める表決を行い、ローターアクトクラブは国際ロータリーの正式なメンバーとなった。また、この決定を受けて、現在、国際ロータリー理事会はローターアクトクラブの地位向上を急速に進めている。

具体的には、ローターアクトクラブの会員がすべての地区委員会のメンバーに強く推奨され、PETS をはじめ様々な地区研修会へのローターアクトクラブの代表参加が奨励され、さらには、ローターアクトクラブのロータリー財団の補助金への参加も可能となった。そして、2022 年 7 月 1 日よりローターアクトの人头分担金の徴収が実施され、ローターアクトに新たな義務が発生するとともに、RI のメンバーとしての義務と責務がより明確になってきた。

しかるに、標準ローターアクトクラブ定款は、未だに国際ロータリーの組織規定と規定されず、国際ロータリー理事会のみが改変することになっている。ローターアクトクラブの地位向上が

叫ばれる中で、これは R!の方針と矛盾している。

現在、ロータリーへの若者の参加が求められる中で、R!におけるローターアクトの地位向上が R!の喫緊の課題となっている。2022 年の規定審議会でも理事会からローターアクトクラブの地位向上を推進するための制定案が提出されており、現在、その流れは益々加速している。

本提案では、標準ローターアクトクラブ定款を国際ロータリーの組織規定として追加することで、ローターアクトクラブが R!の会員として、制定案を規定審議会に提出することを可能にするものである。

さらに、地区は、立法案検討会またはクラブ投票を通じて制定案の承認を行うことができるため、ローターアクトクラブの代表者がこの手続きに参加することができる。

ローターアクターが標準ローターアクトクラブ定款への変更を提案できるようになれば、ローターアクターの主人公意識は益々高まり、ロータリー活動へのより積極的な参加が期待される。延いては、ローターアクトクラブの会員増強にも繋がり、ロータリー組織全体が活性化されることになる。

(提案論述)

2019 年の規定審議会の結果、ローターアクトクラブは国際ロータリーの正式なメンバーとなりました。その後、国際ロータリー理事会は、ローターアクトクラブの地位を向上させるための様々な理事会決定を次々に発表しています。

具体的には、すべての地区委員会のメンバーにローターアクトクラブの会員を推奨したり、ローターアクトクラブの代表に、PETS をはじめ様々な地区研修会への参加を奨励したり、さらには、ローターアクトクラブがロータリー財団の補助金プログラムに参加することも可能になりました。

そして、2022 年 7 月より、ローターアクターの RI 人頭分担金の徴収が実施され、ローターアクターに新たな義務が発生するとともに、R!のメンバーとしての権利と義務がより明確になってきました。

このように、ローターアクトの地位向上が急激に進められる半面、標準ローターアクトクラブ定款については、未だに国際ロータリーの組織規定と規定されず、国際ロータリー理事会のみが改変できることになっています。

ローターアクトクラブの地位向上が叫ばれる中で、この状況は国際ロータリー理事会の方針と矛盾しているのではないのでしょうか。

ロータリーへの若年会員の加入促進が求められている中で、R!におけるローターアクトの地位向上は、R!の喫緊の課題となっています。

本制定案により、ローターアクトクラブが自ら立法案を提出し、それを地区で議論する立法案検討会に参加できることになります。

ローターアクター自身が標準ローターアクトクラブの定款の改正を提案出来るようになれば、ローターアクターのロータリーへ帰属意識は益々高まり、今まで以上にロータリー活動への積極的な参加が期待されます。

これは延いては、ローターアクトクラブの会員増強にも繋がり、ロータリーを成長させることになります。

皆様のご賛同を宜しくお願い申し上げます。

(審議に入る)

(反対)ハンス-ヘルマン・カステン 2024-25 年度副会長・理事 ここに RAC 標準定款は、将来、規定審議会で決定できる。今はその前に、ローターアクターのポリシーを決定しなければならない。地区やクラブからいろいろな考えを挙げることが出来る。本制定案が可決すると、アクターが求めているものを制限することになり、またローターアクターにメリットをもたらすものではない。

(賛成)2540 平澤 PDG 提案に賛成する。2019 年にアクトクラブは R!の正式なメンバーとなった。R!のメンバーであれば、アクト自身が自分たちの定款を変更できるのは当然のことである。R!理事会でしか変更できないのは不公平で不平等である。

(反対 1830 ドイツ ここにおられる皆さんは 60 歳以上です。ローターアクターにも聞くべきである。

(動議)5010 アラスカ 理事会に付託するよう要請する。余りにも複雑すぎる。

(議長)セカンドあり。2 分間の時間を与えます。

(動議提案)趣旨には賛同するが、このような場で議論するのは難しい。もっと纏めたものを考えて戴く方が良い。

(議長)討議終了の方はストライプのカードを上げてください。はい、多数となりました。

理事会に付託するかどうかの投票です。

(採決)390 が賛成ということで、理事会付託となった。

制定案 25-14

ガバナーノミニーの資格条件を改正する件

提案者：Indore ロータリークラブ(インド、第 3040 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 16 条ガバナー

16.010.ガバナーノミニーの資格条件

理事会によって許可されない限り、ガバナーノミニーに選ばれる人物は、選出の時点で、

(a) 地区内の機能しているクラブの瑕疵なき会員であるものとする。

(b) クラブ会長を全期務めた経験があること、または最低 6 カ月間クラブの創立会長を務めた経験があるものとする。

(c) ガバナー補佐などの地区運営における経験を有しているものとする。

@(d)第 16.030.節のガバナーの任務と責任を果たす意思があり、身体的にもその他の面で も一これを果たすことができる者であるものとする。

附④ 細則に定められているガバナーの資格条件、任務、および責任を熟知しているものとする。

俗)(f)このロータリアンが、ガバナーの資格条件、任務、責任を理解し、ガバナーとしての資格条件を備えており、これらの任務と責任を引き受け、これを忠実に果たす意思を持ち、それができる状態にあることが明記された声明書を R!に提出するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

R!は、戦略計画の一部として中核的価値観を採択した。ガバナーは、RI 戦略計画の実施とクラブによる中核的価値観の採用において重要な役割を果たす。ガバナーは、長期的な展望を持って地区を運営することで、これを達成することができる。

制定案 01-456 「ガバナーの任務を改正する件」は、地区リーダーシップ・プラン試験的ブ ログ

ラムの完了を受けて、2001年規定審議会で採択され、2002年7月から地区リーダーシップ・プランが全地区に強制導入された。

地区リーダーシップ・プランの目的は、(1)十分な研修を受けた地区リーダー、(2)ガバナーのより重要な役割、(3)ガバナーがより重要な問題に取り組むための時間、を確保することであった。また、リーダーシップを育て、将来のガバナー候補者の層を厚くするため、ガバナー補佐という新しい役職も作られた。

地区リーダーシップ・プランが実施されてから25年が経過した今、長期的な視点からRIの戦略計画を実施していくために、ガバナーの資格要件に、ガバナー補佐としての地区運営の経験、ならびにクラブ会長としての経験を加えるべきであることが認識されるべきである。

(審議に入る)

(反対)モンタナ 私たちは遠隔地にあるということです。選ばれる方法を今の形で進めていきたい。

(賛成)3310 地区ガバナーはスキルが必要である。ガバナー補佐の能力を生かすことが必要。経験値を入れることが必要。将来質の良いガバナーを選出できる。

(反対)サルバドル・リッジ・タバレス理事 地区運営という用語は明確に定義されていない。この不明確な定義は選挙に関する苦情につながる。また、有資格のガバナー候補者を見つけることが難しい地区に悪影響を及ぼす。提案者は地区の管理運営に関する資格要件のみを取り上げており、ノミネーが奉仕する身体的、精神的な能力を証明する必要性を正当化するものではありません。また、この改正には潜在的な差別に対する深刻な懸念が寄せられています。身体的要件は排他的になる。DEI方針にも反する可能性がある。財務的影響も出てくる。

(動議)5420 前回の投票で、理事会付託は適切ではないのではないのか。25-13はアウトオーダーということです。

(議長)反対のカードしか出ていませんね。
ストライプのカードが出ています。討議終了となります。

(結び)地区ガバナーは重要な役割果たしています。クラブと地区をつなぐ役割です。しっかりした経験のある人になって戴く必要がある。

(採決)124 : 355 否決

制定案 25-15

ガバナーの任務を改正する件 提案者: 茅ヶ崎ロータリークラブ(日本、第 2780 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 16 条 ガバナー

16.030・ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行う R! の役員 である。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。ガバナーは、元、現任、次期地区リーダーと協力して、地区内における継続性を確保するものとする。ガバナーは、次の事項の責任を負う。

- (a) 新クラブを結成すること。
- (b) 既存クラブを強化助成すること。
- (c) 会員増強を推進すること。
- (d) 地区およびクラブのリーダーと協力し、以下を奨励すること。
 - 1_理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加；
 - 2_ RI 戦略計画の推進；
 - 3 ロータリー財団の補助金プログラムへの参加；
- (e) 地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの目的を推進すること。
 - (1)TRF を支援すること。
- (g) クラブ間およびローターアクトクラブ間、およびクラブ、ローターアクトクラブ、RI の間の良好な関係を促進すること。
- (h) 地区大会を計画、主宰すること。PETS および地区研修・協議会の計画・準備にあたる ガバナーエレクトに協力すること。
 - (1)個々のクラブあるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下を行うため、ガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶようにする。
 - 1. ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
 - 2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
 - 3. 奉仕活動への参加に対するロータリアンの意欲をかきたてる。
 - 4. クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定 30 審議会開催後は特にこれを行う。
 - 5. 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。
 - ①各クラブに対して月信を発行すること。
- (k)会長または理事会の要請により、速やかに RI に報告を提出すること。
 - (1)ガバナーエレクトに対して、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、強化策を提案すること。
- (m) 地区における指名および選挙が、組織規定および R! の規定の方針を遵守するよう計らうこと。
- (n) 地区内のロータリアンのグループの活動について定期的に尋ねること。
 - (○)地区の文書をガバナーエレクトに引き継ぐこと。
- (p) R! 役員の職責に属するその他の任務を遂行すること。

(本文終わり)

趣旨および効果

地区リーダーシップ・プランは 20 年以上前の 2002 年に R!によって導入され、現在では世界中の全地区に義務付けられている構成要素である。地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励するのは当然のことであるが、今日のガバナーにとって最大の課題は、R!戦略計画をさらに推進し、ロータリー財団の補助金プログラムへの積極的な参加を奨励することであると考える。

(審議に入る)

(反対)1450 デンマーク 地区ガバナーの仕事はもう 21 以上の仕事がある。またそこでガバナーの研修もある。もうこのことは理解しているので、今更規定する必要はない。

(賛成)3460 支持する。ガバナーは新しいクラブの創立で忙しい。財団プログラムの推進や戦略計画の推進はとても良いこと。

(賛成)3110 賛同します。R!の戦略計画や TRF の補助金プログラムに参加することに目が行かないかと思います。こういったものを一般的に知っているだけではなく、もっと注目しなければならない。

(賛成)3501 ガバナーの責任は戦略計画の推進と財団へのプログラム参加を促すということ。この二つはとても大切でこれによってインパクトが生じる。これによってお互いに世界的なつながりを強めることができる。二つの要素を加えることで、国際舞台でも活躍できる。

(議長)誰もマイクフォンの前にいない。賛否両方がありましたので、結びの論述をお願いします。

(結び)よろしくお願い致します。

(採決)276 : 203 採択

制定案 25-16

ガバナーの任務を改正する件

提案者: 第 1790 地区(フランス)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

16.030・ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行う R!の役員である。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。ガバナーは、元、現任、次期地区リーダーと協力して、地区内における継続性を確保するものとする。ガバナーは、次の事項の責任を負う。

- (a) 新クラブを結成すること。
- (b) 既存クラブを強化助成すること。
- (c) 会員増強を推進すること。
- (d) 地区およびクラブのリーダーと協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プラン

への参加を奨励すること。

(e) 地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの目的を推進すること。

(1)TRF を支援すること。

(g) クラブ間およびローターアクトクラブ間、およびクラブ、ローターアクトクラブ、RI の間の良好な関係を促進すること。

(h) 地区大会を計画、主宰すること。PETS および地区研修・協議会の計画・準備にあたる ガバナーエレクトに協力すること。

(1)個々のクラブあるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下を行うため、ガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶようにする。

1. ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
3. 奉仕活動への参加に対するロータリアンの意欲をかきたてる。
4. クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定 30 審議会開催後は特にこれを行う。
5. 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。

①各クラブに対して月信を発行すること。

(k)会長または理事会の要請により、速やかに RI に報告を提出すること。

(1)ガバナーエレクトに対して、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、強化策を提案すること。

(m) 地区における指名および選挙が、組織規定および RI の規定の方針を遵守するよう計らうこと。

(n) 地区内のロータリアンのグループの活動について定期的に尋ねること。

(○)地区の文書をガバナーエレクトに引き継ぐこと。

(D)ガバナー補佐(任命されている場合)が地区の発展と会員の結束を促進できるよう、支援を提供すること。

役員の職責に属するその他の任務を遂行すること。

(本文終わり)

趣旨および効果

この制定案は、ガバナーの活動の効率性を高め、それによってガバナーが会員の期待により沿った存在となり、クラブリーダーとガバナーの協力関係が強化されることに重点を置いている。ガバナーがクラブに関する特定の任務をガバナー補佐に委任することで、ガバナー補佐の役割を強化することを提案する。

(提案論述)

クラブの訪問が難しい場合もある。深い知識とリーダーシップが必要。「補佐が地区の発展と会員の結束の促進できるよう支援を提供する」を追加したい。

(審議に入る)

(反対)3780 これにはメリットがなく。どのような支援か具体的性が欠けている。

(賛成)メキシコ ガバナーは補佐と必ず協力している状況ではなく、補佐もガバナーと同等の権利を与えられているわけではないということも指摘できる。よりよく協力することが出来るようにもっと補佐を研修することに力を入れることができるかもしれません。

(反対)3462 G 補佐は地区リーダーシップ・プランの中に含まれているし、G 補佐研修も既に始まっている。重複しているので、ここに入れる必要はない。

(賛成)7430 ガバナーが補佐との協力と重要性を分かっている場合がある。

(議長)反対意見がありましたので、ここで2分のむすびの論述をお願いします。

(結び)この制定案ですが、ガバナーのタスクを軽くするものです。

補佐とガバナーの役割をもっと密接に関係を深める環境を作ることになる。

(採決)245 : 233 採択

制定案 25-17

クラブ投票手続における票の保管期間を改正する件

提案者：Chennai Serenity ロータリークラブ(インド、第 3232 地区)

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 12 条ガバナーの指名と選挙

12.050.クラブ投票手続

12.050.3.投票委員会の報告

投票委員会は、候補者の 1 人が過半数の票を獲得したら、直ちに、各候補者の得票数も含め、開票結果をガバナーに報告するものとする。過半数の票を得た候補者が、ガバナーノ ミニーと宣言されるものとする。同数の場合、指名委員会の候補者がガバナーノ ミニーとして宣言されるものとする。同数の候補者のいずれも指名委員会の選出者でない場合、ガバナーが 2 人の同数候補のうちいずれか一方をガバナーノ ミニーとして選出するものとする。ガバナーは、開票結果を各候補者とクラブに速やかに通知するものとする。投票委員会は、ガバナーが候補者とクラブに開票結果を通知してから拓・亜日間、全票を保管するものとする。この期間、クラブがいつでも点検できるようにするものとする。選挙の不服申し立てが第 13.030.節に従って提出されない場合、玲 2 日経過後、委員会の委員長が、投票 用紙を破棄するものとする。選挙の不服申し立てが提出された場合、それらの票は、その 申し立てに対する理事会の決定が下るまで保管されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

R1細則第 13.030.1. 節において、投票結果の発表後 21 日以内に選挙の不服申し立てを事務総長に提出できると定められている。

選挙の不服申し立てが提出された場合にはクラブから受け取った票を再度証する必要があることから、票の保管期間を 30 日間に延長することを提案する。不服申し立てが第 13.030.1. 節に従って提出された場合は、その件に関する理事会決定が下されるまで、その票を保管することを義務付ける。

本制定案が採択された場合、特に選挙の不服申し立てに関連するクラブ票の保全において、R1 のクラブ投票手続の統一性を保ち、管理体制を改善する上での助けとなると思われる。

(審議に入る)

(賛成)2920 21 日間不服申し立てができることになっている。だから、保管期間を延ばすことは必要。

(反対)349015 日間というのは妥当である。すべてのクラブが投票するときは合理的に妥当に図られると思う。長い間、投票を保管するほうが管理のために問題が生じる。

(賛成)3220 不服の申し立てを少なくするものだ。きちんと手続きを守るほうが良い。

(議長)討議終了。反対がありましたので、結びの論述をどうぞ。

(結び)選挙の不服申し立てが提出された場合にはクラブから受け取った票を再度証する 必要が生ずる可能性があることから、票の保管期間を 30 日間に延長することは必要。それによって私たちは統一性を保つことが出来る。国際ロータリーの投票プロセスを順守することが出来る。

(採決)368 :107 採択

制定案 25-18

理事の資格要件を改正する件

提案者：Baden beiWien ロータリークラブ(オーストリアとボスニア・ヘルツェゴビナ、 第 1910 地区)

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 5 条理事会

5.080・理事の任期と資格条件

5.0802 資格要件

候補者は、理事として推薦される以前にガバナーとして全任期を務めた者でなければならない (理事会がこれより短い在職でも十分であると認めた場合を除く)。また、候補者がガバナーを務めてから少なくとも 3 年が経過していなければならない。理事として、[細則] の定める全期間または理事会の定める期間を務めた人は、会長または会長エレクトとなる場合を除き、再度理事になることはできない。

(本文終わり)

趣旨および効果

現在、ガバナーとしての任期後、少なくとも 3 年が経過していなければ、理事の候補者となることはできない。この要件を廃止すれば、より若く、より事情に精通し、よりやる気がある候補者が理事に選出されるであろう。そのような候補者はグローバルな考え方を持っているため、RI のような国際団体の活動により適していることは言うまでもない。

(提案論述)

時代が変わっている。パストガバナーのライフサイクルも変わっている。

3 年間も経過しなければならないことは意味がなさない。

もっと優秀な人を早く入れなければならない。候補者も増やすことができる。年齢の若い人を増やすことができる。

(審議に入る)

(反対)6080 ガバナーが終わってからすぐにやらねばならないことは地区やクラブを充

実させること。この 3 年間で、ロータリーの大局を見ることができる。

(賛成)1820 ドイツ 3 年を経なくてもよい。3 年間という数字は理に適っていない。たくさんの知識や経験を持った方がいる。

(反対)3730 インド ガバナーの任務が終わってから、地区の中で様々な任務がある。その経験を経ることが重要である。

(賛成)5010 それぞれの地区やゾーンで選ぶために、理事の候補者を選ぶのが難しい場合がある。すぐに適切な人を選ぶべきだ。

(反対)メキシコ ガバナーが任期を終えたばかりで、たとえ成功を収めたとしても、そ の方が必ずしも組織の理事の資格があるかどうかは、疑わしい部分がある。3 年 間しっかり準備を整えたほうが良い。ロータリーではすべてのファンクションは 十分な準備を整えた人になるべき。コーディネーターなどの任務がある。だから 3 年は妥当。

(議長)討議終了。反対がありましたので、結びの論述をどうぞ。

(結び)ポイントは、ガバナーの年度が終わって、すべての人がすぐに選ばれることでは ないこと。

(採決)195 : 286 否決

制定案 25-19

理事指名委員会の委員および補欠委員の選出方法を改正する件

提案者:RI理事会

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 11 条理事の指名と選挙

11.020・指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選挙

11.020.1・指名委員会手続の一般規定

理事ノミニーと補欠は、ゾーン全体が RIBI 内にあるゾーンや、ゾーンの 1 セクションが RIBI 内にあるセクションを除き、指名委員会手続によって選出されるものとする。理事指 名委員候補者を指名できるゾーン内の区域を限定できるという細則の規定や非公式の了解 事項があるが、指名委員会は、RIBI 内の地区と RIBI 外の地区両方を含むゾーンを除き、ゾ ーン全体から集めるものとする。ただし、ゾーン内に二つ以上のセクションがある場合、 ~~ゾーン内のすべての各セクション~~にある地区の過半数が、地区大会で採択した決議によっ て、ゾーン内のすべての地区からの選出に同意しない限り、理事を指名するセクション内 の地区のみから指名委員会を選出するものとする。この決定を行うための手続は、理事会 によって定められるものとする。

指名委員会の選挙について同意が効力をもつには、選挙前の年度の 3 月 1 日までに地区ガバ ナーが事務総長に書面で証さなければならない。ゾーンを構成する地区が変更された場 合、このような同意は無効になるものとする。しかし、ゾーン内の過半数の地区が地区大 会の決議でこの同意を撤回し、地区ガバナーが事務総長にその撤回を書面で証さない限 り、この同意は効力をもち続けるものとする。

11.020.17・指名委員会の会合

委員会は、~~翌 9 月中~~9 月 15 日と 10 月 15 日の間に、理事会によって定められた時と場所におい て会合するものとする。委員の過半数をもって定足数とし、すべての議事は多数決による ものとする。ただし、委員会が理事ノミニーを選出する場合を除く。理事ならびに補欠の ノミニーは、委員会の少なくとも 60 パーセントに相当する票数を獲得しなければならない。指名委員会委員長は、理事と補欠の指名、または可否同数の場合にのみ投票できる。

(本文終わり)

趣旨および効果

いくつかのゾーンは複数のセクションに分かれており、各セクションに居住するロータリ アン

数に基づいたスケジュールで、理事ノミニーの選出を交代して行っている。現在、ゾーン内の地区の過半数が、ゾーン内のすべての地区から指名委員を選出することに同意しない限り、指名委員会は理事を指名するセクション内の地区の代表者のみから選出される。しかし、細則ではセクションに分かれているゾーンの地区の過半数が、ゾーン内のすべての地区の代表者により指名委員会を構成することに同意できると定められている。従って、ゾーンの地区の過半数が一つのセクションに集中している場合、それらの地区は、会員数がより少ないほかのセクションにある地区の意見を全く取り入れず、また場合によっては、それらの地区の反対を押し切ってまで、ほかのセクションの理事指名委員会に自地区の代表者を送るよう合意することが可能である。本制定案は、R!細則を改正し、セクションに分かれているゾーンにおいてゾーン内のすべての地区からの指名委員選出に同意するには、各セクション内の地区の過半数の同意を要件とする。これにより、セクションに分かれているすべてのゾーンにおいて、すべての地区が指名委員会の構成を決めることができるとなると同時に、それを決める際、ゾーンの各セクションの意見が均等に反映されるようになる。

本制定案は、セクションに分かれていないゾーンに影響しない。

本制定案はまた、指名委員会の会合時期を第11.020.14.節に順応して変更する。

(提案論述)

10のゾーンしか当てはまらないが内容は大切である。ゾーンの中にはセクションに分かれているゾーンがある。

理事指名委員会の人たちは理事を選択するセクションの方に限られると言うことをゾーン内の過半数の地区が同意しない限り、理事を指名するセクション内の地区のみから指名委員会を選出することになる。ゾーンの地区の過半数が一つのセクションに集中している場合、それらの地区は、会員数がより少ない他のセクションにある地区の意見を全く取り入れず、また場合によっては、それらの地区の反対を押し切ってまで、他のセクションの理事指名委員会に自地区の代表者を送るよう合意することが可能である。本制定案は、R!細則を改正し、セクションに分かれているゾーンにおいてゾーン内のすべての地区からの指名委員選出に同意するには、各セクション内の地区の過半数の同意を要件とする。これにより、セクションに分かれているすべてのゾーンにおいて、すべての地区が指名委員会の構成を決めることができるとなると同時に、それを決める際、ゾーンの各セクションの意見が均等に反映されるようになるもっと小さなセクションの人が反対するかもしれない。少数派を守らなければならないということ。

(議長)他に賛成意見なし、直ちに採決する。

(採決)371:107 採択

制定案 25-20 撤回

理事指名委員会の委員および補欠委員の選出方法を改正する件

提案者:第 2140 地区(ベルギー)

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 11 条理事の指名と選挙

11.020・指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選挙

11.020.1・指名委員会手続の一般規定

理事ノミニーと補欠は、ゾーン全体が RIBI 内にあるゾーンや、ゾーンの 1 セクションが RIBI 内にあるセクションを除き、指名委員会手続によって選出されるものとする。理事指名委員候補者を指名できるゾーン内の区域を限定できるという細則の規定や非公式の了解事項があるが、指名委員会は、RIBI 内の地区と RIBI 外の地区両方を含むゾーンを除き、ゾーン全体から集めるものとする。ただし、ゾーン内に二つ以上のセクションがある場合、~~ゾーン内のすべての地区それぞれのセクションにおいて~~、地区の過半数が、地区大会で採択した決議によって、ゾーン内のすべての地区からの選出に同意しない限り、理事を指名するセクション内の地区のみから指名委員会を選出するものとする。~~この決定を行うための手続は、理事会によって定められるものとする、投票を行うための手続は、理事会全体~~のみの責任において定められるものとする。

指名委員会の選挙について同意が効力をもつには、選挙前の年度の 3 月 1 日までに地区ガバナーが事務総長に書面で証さなければならない。ゾーンを構成する地区が変更された場合、このような同意は無効になるものとする。しかし、ゾーン内の過半数の地区が地区大会の決議でこの同意を撤回し、地区ガバナーが事務総長にその撤回を書面で証さない限り、この同意は効力をもち続けるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、RI 細則第 11.020.1. 節を改正し、ゾーンにおいて、大規模なセクションまた 24 は地区の大多数が存在するセクションが、より小規模な(少数派の)セクションが支持している理事の選出を妨げることにより、その小規模セクションを除外しようとするのを防ごうとするものである。このようなことは、2023-24 年度に第 13 ゾーンで起こっている。

本制定案は、RI 細則第 11.010.5. 節の主旨を尊重し、ゾーンの各セクションが、地区数がより多いほかのセクションから干渉されることなく、理事を選出できるようにするものである。

主な変更点は、「ゾーン内のそれぞれのセクションにおいて、地区の過半数が、[中略] ゾーン内のすべての地区からの選出に同意しない限り」である。これは、基本的に、第 13 ゾーンでの理事選出を巡った争いに関して、理事会が、2020-21 年度 RI 理事会、当時のシエカール・メータ会長、ならびに事務総長の意向を反映して下した決定に沿ったものである(2022 年 2 月理事会会合、決定 74 号)。

二つ目の変更点では、最終決定において、「投票を行うための手続は、理事会全体のみの責任において定められるものとする」としている。これにより、結果的にどのような決定が下されても、それは理事会が合議体として適切に討議した結果であり、個々の理事が結果を左右するためにその手続を個人的に操る余地がなかったことが確かとなる。

(提案者)20-19 が採択されたので撤回します。

(採決) 撤回

制定案 25-21

理事指名委員会の委員および補欠委員の選出方法を改正する件

提案者: 第 4730 地区(ブラジル)

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 11 条理事の指名と選挙

11.020・指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選挙

11.020.1 指名委員会手続の一般規定

理事ノミニーと補欠は、ゾーン全体が RIBI 内にあるゾーンや、ゾーンの 1 セクションが RIBI 内にあるセクションを除き、指名委員会手続によって選出されるものとする。理事指名委員候補者を指名できるゾーン内の区域を限定できるという細則の規定や非公式の了解事項があるが、指名委員会は、RIBI 内の地区と RIBI 外の地区両方を含むゾーンを除き、ゾーン全体から集めるものとする。ただし、ゾーン内に二つ以上のセクションがある場合、ゾーン内のすべての地区の過半数が、地区大会で採択した決議によって、ゾーン内のすべての地区からの選出この選出方法に同意しいした場合に限り、理事を指名するセクション内の地区のみから指名委員会を選出するものとする。この決定を行うための手続は、理事会によって定められるものとする。

指名委員会の選挙について同意が効力をもつには、選挙前の年度の 3 月 1 日までに地区ガバナーが事務総長に書面で証さなければならない。ゾーンを構成する地区が変更された場合、このような同意は無効になるものとする。しかし、ゾーン内の過半数の地区が地区大会の決議でこの同意を撤回し、地区ガバナーが事務総長にその撤回を書面で証さない限り、この同意は効力をもち続けるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、理事指名委員会が、理事を選出するそのゾーンのすべての地区を代表する委員から構成されるようにすることを目的としている。これにより、指名委員会がそのゾーンの正当な代表者を正式に選出したと納得できる。理事は、ゾーン内の地区の過半数が、地区大会での決議により同意した場合にのみ、所属ゾーンまたはゾーン内の所属セクションにある地区のみが選出することとなる。

(審議に入る)

(反対)アラン・ヴァン・デ・ポール理事 すでに、ここで先ほどの 25 -19 が可決しているので決めたばかりですので、ここでは当てはまらないのではないかと。

(議長)マイクに誰もいません。

討議終了します。反対がありましたので、結びの論述をどうぞ。

(結び)この目的は、理事指名委員会がすべての地区が代表を出すことを目的としている。これにより、指名委員会がそのゾーンの正当な代表者を正式に選出したと納得できる。理事は、ゾーン内の地区の過半数が、地区大会での決議により同意した場合にのみ、所属ゾーンまたはゾーン内の所属セクションにある地区のみが選出することとなる。

(採決) 127 : 356 否決

制定案 25-22

会長指名委員会の構成を改正する件

提案者:RI理事会

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 10 条会長の指名と選挙

10.020・会長指名委員会

10.020.3・資格要件

この指名委員会の委員はいずれも、

- (a) 本人が選挙されたゾーン内のクラブの会員であるものとする。
- (b) 会長、会長エレクト、元会長、会長エイドではないものとする。
- (c) 選挙の時点において R!の元理事、または過去 10 年以内に役割を務めた元 TRF 管理委員であるものとする。指名委員会の委員として選挙または任命することのできる元理事または元管理委員がゾーン内から得られない場合は、第 17 条に規定する常設委員会の委員を過去 10 年以内に務めたことのある元理事または元管理委員を選挙または任命することのできるものとする。委員会委員として選挙または任命できる元理事も元管理委員も特定のゾーン内から得られない場合は、元ガバナーであっても、本細則第 17 条に規定する常設委員会の委員または TRF 管理委員を少なくとも 1 年務めた者であれば、選挙または任命することのできるものとする。
- (d) 本委員会委員の任務は 3 回を限度とする。

10.030. 会長指名委員の選挙

10.030.1. 適格な候補者への通知

3 月 1 日から 15 日までに、事務総長は、適格な元理事および元管理委員全員に対して、指名委員として考慮されることを望むかどうかを尋ねる。元理事は、指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことができるかを、4 月 15 日までに事務総長に通知しなければならない。通知しない場合、委員として考慮されることはない。

10.030.2.7 ゾーン内に資格ある元理事候補者が一人のみの場合

指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる適格な元理事または元管理委員がゾーンに一人しかいない場合、会長は、その理事候補者をゾーンの委員として宣言するものとする。

10.030.3・ゾーン内に適格な理事が二人以上いる場合

指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる適格な元理事または元管理委員が二人以上いる場合、指名委員と補欠委員がクラブ投票で選ばれるものとする。

10.030.3.1.投票の手続

事務総長は、単一移譲式投票の投票用紙を準備し、適格の元理事候補者全員の氏名をアルファベット順に記載するものとする。事務総長は、投票用紙に元理事候補者一人一人の写真と履歴書を添えて、5 月 15 日までにゾーン内の各クラブに送付するものとする。記入した投票用紙は、6 月 15 日までに RI 世界本部の事務総長のもとに必着するよう返送されるものとする。クラブの投票数は、第 15.050.1. 項に規定した計算式によって決定する。

10.030.4・投票委員会の会合

会長によって任命された投票委員会は、会長の決定する時と場所、および方法において会合し、投票用紙を審査し、これを数える。この会合は、6 月 25 日までに開かれる。会合から 5 日以内に、投票委員会は、開票結果を事務総長に対して書面で証するものとする。

10.030.5.委員と補欠委員の公表

過半数の投票を獲得した候補者が、指名委員会委員となる。第 2 順位の票数を得た者は、委員会の補欠委員となり、選出された委員が務めを果たせない場合にのみその任に就く。委員と補

欠委員の投票手続では、必要であれば第2選択以下の選択票を加算するものとする。最高得票が同数となった場合、同数となった候補者から、理事会が委員と補欠委員を任命するものとする。

10.030.6. 欠員

委員に欠員が生じた場合、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる、1月1日現在にそのゾーンの最も新しい適格な元理事が新しい委員となるものとする。

10.030.7 任期

委員の1年間の任期は、選挙が行われた暦年の7月1日に始まるものとする。補欠委員が委員会委員に代わった場合、その補欠者は、委員の残存任期中に委員を務めるものとする。

10.030.8. 細則に規定されていない欠員

本項に定められていない場合の委員の欠員については、理事会が、なるべく欠員が生じたそのゾーン内のクラブから、欠員を補充する委員を任命するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

本立法案は RI 会長指名委員会の委員の資格要件を改正しようとするものである。現在、いかなる元理事でも、いつ理事を務めたかどうにかかわらず指名委員に適格とされる。その結果、指名委員の中には、多年の間ロータリーのリーダーとして関わっておらず、候補者についても、ロータリーが直面している課題についても精通していない委員がいる。本提案は、指名委員を元理事に、もしゾーンに元理事がいない場合には、過去 10 年以内にロータリーの理事または主要委員会の委員を務めたことのあるガバナーに限るものである。本立法案はさらに、一人のロータリアンが委員を務められる回数を制限するとともに、RI 理事を務めたことのない元財団管理委員にも委員としての門戸を開く。

(審議に入る)

(反対)3830 元管理委員を入れるのは反対。管理委員の経験は、ロータリーのグローバルな経験はないのではないかと。管理委員は次年度 RI 会長から任命された人だ。経験のある人だけが、候補者になるべきだ。

(反対)7780 修正案は複雑で分かりにくい。どの会長エイドが含まれないものかわかりません。io 年以内に、過去 io 年以内に務めたことのある元理事となっていますが、両方が当てはまるように読み取れる。そして io 年以上務めた人は少ない。ゾーンの代表として考えたときに分かりにくい。10 年間とするならば、なぜ 3 回までとするのでしょうか。

(賛成)マローニー管理委員長 管理委員会は補助金に資金を出すだけではない。管理委員の任務は幅広いものがあります。各ゾーンの理事を支援することになっている。指名委員会は通常の手続で選挙される。これは少しだけ変更を加えて、候補者になる資格の幅を広げようというだけのものだ。

(議長)討議を終了します。両方の意見がありましたので結びの論述をお願いします。

(結び)指名委員会の人材の幅を広げるだけでなく、委員の経験が任期制限を通じて現在のロータリー運営と密接に繋がっている事を保障するものです。この調整によりロータリーに強力なリーダーシップがもたらされ、これまでの遺産を継承しながら、将来の課題に対応できるようになると信じている。

(採決)329 :151 採択

制定案 25-24

会長の資格条件を改定する件

提案者:第 2000 地区(リヒテンシュタインおよびスイス)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 6 条役員

6.050.役員の資格条件

6.050.2.会長

R!会長候補者は、会長職に指名される前に R!理事として任期の全期を務めた者であるものとする。ただし、全期に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合、または過去 3 年以内の、ガバナーおよび第 17.010.節(a)から (g)までに挙げられている R!委員会委員としての在職がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合を除く。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、RI 会長の資格要件を R!内の他の重要な役職も含むように拡大することで、指名に値する有能なロータリアンの層を厚くすることを目指すものである。この改正は、より多様な経験を積む道を開くものであり、この重要な役割に若いロータリアンの指名を可能にする。さらに、本制定案が採択されれば、理事の選出手続きにより 8 年に 1 度しか理事を指名できないセクションから、ロータリークラブがロータリアンを指名できるようになる。

(審議に入る)

(反対)トリチャール・ナラヤン “ラジュ” スブラマニアン理事

この提案は、混乱する提案である。ガバナーになって、委員会の委員にならなければならないとなると条件になると候補者を制限する。セクションから選ぶとなると今のプロセスとは違う。

(賛成)1900 ドイツ ここで注意して戴きたいのは制定案を賛成して戴きたいということです。ロータリーより規模の大きい組織は、一番適した人を会社の社長にしている。内部だけでなく、外部にも目を向けている。才能を持った人を選ぶことが第一義である。

(議長)マイクの前に立っている方はいません。

ここで討議を終了致します。

結びの論述をどうぞ。

(結び)プロセスの門戸を開放すべきではないか。委員会という方法はとります。候補者が何よりも資質のある方を選ぶことが大切。

(採決)166 : 313 否決

制定案 25-25

会長ノミニーの選出規定を改正する件

提案者 : Dourados ロータリークラブ(ブラジル、第 4470 地区)

第 4590 地区(ブラジル)

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 10 条会長の指名と選挙

10.050. 委員会による指名

10.050.1・最適任のロータリアン

委員会は、会合を開き、会長を務める意思があることを表明した元理事のリストの中から、居住国にかかわらず、最適任のロータリアンを指名するものとする。ただし、委員会は同じ居住国からの候補者を 2 年連続で会長、会長エレクト、または直前会長と居住国を同じくする候補者を指名しないものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

地理的多様性は、ロータリーにおいて重要な価値観の一つであり、それは R! 会長選挙の様式に反映されている。会長は R! の世界のリーダーであり、会員を増やすと共に、ロータリー財団への寄付を増やすというロータリーにおける課題に取り組むよう出身地域のリーダーを鼓舞する役割を担っている。R! 会長は、世界レベルのリーダーであるとともに、ロータリーの基本理念に従いながら、各地域における課題に取り組む熱意を会員に起こさせる役割がある。

地域、国、文化、言語、ならびに世界観の交代はロータリーにおける多様性の豊かさを反映するものであり、欠かすことができない。ロータリーの方針はこのような価値観を反映すべきであり、ロータリーのリーダーが世界各地を巡って選出されるようにすると同 21 時に、同じ地域や国から引き続き会長候補が出ることを制限するべきである。

地理的多様性は大切である。

(審議に入る)

(反対) エンリケ・ヴァスコンセロス理事 理事会は反対です。この制定案では、少なくとも 4 年間のギャップが出ることになる。リーダーシップの選出は資格で選ばれるべきで、出身国で選ぶのではない。指名委員会の能力を制限することになる。

(動議) リクエストを出したい。(通訳が良く聞こえなかった)

(定款細則委員会) 現在の規則では、2 年連続で同じ国から候補者を指名しないことになっている。

(議長) 他に発言者いないので、討議を終了します。結びの論述をどうぞ。

(結び) 本制定案により、指名委員会でもっと質のいいリーダーシップを選ぶことができる。

(採決) 203 : 267 否決

制定案 25-26

会長候補者が対面式の面接を行うものとすることを規定する件

提案者: 第 4730 地区(ブラジル)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 10 条会長の指名と選挙

10.050.委員会による指名

10.050.2.委員会会合

委員会は、8 月 15 日までに、理事会の定める時と場所、および方法で開かれるものとする。すべての候補者は、理事会が定めた手続に従って、委員会による対面式の面接の機会が与えられるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案が採択されれば、R!会長候補者に対する対面式の面接が正式に復活することになる。

このような慣行は、次のような理由から維持されるべきである。

- 1.上記の規定は、「すべての候補者が委員会による面接を受ける機会を持つものとする」ことを認めており、これにより、RI 定款第 14 条における「shall」という文言の RI 独自の定義に従って、委員会による面接が義務としてのプロセスとして確立される。

第 14 条解釈の仕方 本定款、R!細則、標準ロータリークラブ定款の全部にわたり、次の解釈原則が適用される。「shall」、「is」、「are」という単語は「義務」を意味し、「may」、「should」という単語は「任意」を意味するものである。

- 2.英語の辞書では、面接とは対面式の活動であると定義されている。また、この改正により、ロータリー組織における重要な現課題に対する候補者の見解を評価する手段として、候補者による書面による説明の使用が妨げられることは一切ないことも、重要な点として指摘する。

(審議に入る)

(反対)スーザン・ステンバーグ理事 理事会は反対する。元理事が 150 名くらいいます。年間、大体 12 から 14 名の元理事から申請が上がってくる。すべて対面式のインタビューをしなければならないことは、日にちと旅費がかかる。一人 4300 ドル。宿泊費・食事が一人 7000 ドル。すべての候補者を平等にして、オンラインで選んで指名委員会が 6 名選んでから対面式にしています。これは一番良い方法です。

(賛成)6360 会長を選ぶ時、対面式はとても大切なこと。対面式では、オンラインでは分からない以外のことも分かる。

(反対)3110 反対です。テクノロジーの時代に逆行する。Covid19 のとき以来、ロータリーはオンラインミーティングを採用し、うまく適応している。対面式は時代遅れである。「shall」ということも言われたが表面的で裏にあることも考えなければならぬ。

(賛成)4500 ブラジル ボディラングエージを観察できる。カメラを通じて会うのとは違う。これを採択してほしい。

(反対)1100 RIB!反対します。Covid19 以来、会長と会う時もオンラインでできる。ホルガー会長の時はそうだった。面接のためだけには出る出てくることもない。

(動議)7620 修正案を出したい。すべての候補者がバーチャルで面接を受けて、最後の時に、実際に面接するとしてほしい。

(議長)今仰ることはシンプルではありません。土曜日までに修正案が出すべきでした。

(定款細則)情報提供。今のポリシーは委員会が 6 名の候補者を選ぶと言うこと。すべての候補者を正式に面接することは R!の正式なポリシーではない。

(議長)個々で討議終了の要請が多数。討議を終了します。結びの論述をどうぞ。

(結び)一番重要なことについて、経費が5万ドル掛かるとことで、会長を選ぶときのリスクを負うことになる。年に12名とか14名とかの候補者しか挙がってこない。一番資質のある方、有能な方を選ぶわけですから、ロータリーの未来を考えながら、組織にどれだけリスクがあるのか考えてほしい。賛成してください。

(採決)123:345 否決

制定案 25-27

理事およびガバナー選挙手続における対抗方法を改正する件

提案者:RI理事会

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第11条理事の指名と選挙

11.020・指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選挙

11.020.21. 対抗候補者の推薦

ゾーンまたはセクション内のどのクラブも対抗候補者を推薦できる。対抗候補者は、既に指名委員会に対して推薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、例会で採択されたクラブ決議によって提出されるものとする。決議は、地区内クラブおよびほかの一つの地区内のクラブの少なくとも過半数の支持を得ていなければならない。その地区が2つ以上のゾーンにまたがっている場合、理事を指名するゾーン内の地区およびもう一つの地区のクラブの過半数の支持を得なければならない。支持は、地区大会またはクラブ投票で得るものとする。支持は、地区ガバナーが事務総長に対して書面で証さなければならない。この決議には、任務に就く意思があり、実際に務めが果たせるという対抗候補者の書面による意思表示、経歴(理事会が定めた書式に記入)および最近の写真を添付しなければならない。この手続は、当該年の12月1日までに完了しなければならない。さもなければ、対抗候補者は選出に対して対抗する資格を有さない。

第12条ガバナーの指名と選挙

12.030. 指名委員会手続

12.030.8. 対抗候補者の支持

ガバナーは、RI所定の書式によって全クラブに対抗候補者を通知し、この対抗を支持するかどうかクラブに尋ねるものとする。対抗候補者を支持するには、クラブは、例会で決議を採択し、ガバナーの定める期日までに、ガバナーに提出しなければならない。有効な対立候補者は、以下のいずれかから支持を得る必要がある：

- (a) 他の将22のクラブ、もしくは
- (b) クラブ総数の20・亜パーセント

いずれの場合も、これらは地区内において当該年度の初めの時点で設立から少なくとも1年が経過しているクラブとし、いずれか多い方の支持を得た対抗候補者が有効とみなされる。クラブは、対抗候補者1名のみ支持するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、RI理事と地区ガバナーの選出が指名委員会により行われた場合、その選出に異議

を唱えることができる基準を引き上げるものである。

理事選挙においては、クラブがゾーン内の地区内クラブの2分の1の承認を得るだけで、対抗候補者を推薦できる現行の手続きは、複数の国から成るゾーンにおいて不公平であるとの苦情につながっている。実際、理事指名委員会の選出は、その後の郵便投票において、最も多くのロータリアンを擁するゾーン内の国のクラブによって簡単に覆される可能性があるため、たとえ理事指名委員会により選出されたとしても、小国のロータリアンが心理事を務めることは困難としている。この変更により、1地区ではなく、2地区の少なくとも半数のクラブの同意が必要となる。

ガバナー選挙においては、指名委員会の選出に異議を申し立てることができるため、選挙への不満、選挙運動、地区内の全般的な不満が生じる可能性がある。本変更は、対抗候補者をあげるために必要な同意クラブの数を増やすものである。細則では、地区大会または郵便投票によってガバナーを選出することも認められているため、引き続きクラブによるガバナー選挙を認めている地区は、依然として二つの選択肢を用いることができ、本立法案の影響を受けることはない。

(提案論述)

より公平な選挙をして、後の論争が少なくなる。異議申し立てを少なくできる。地区内の不満を少なくできる。

(審議に入る)

(反対)3012 現在の方法は非常によく機能している。また、クラブに対して民主的である。一つの地区というのはよくない。却って選挙の申し立てが多くなる。
今までのままでよい。今のやり方に問題はない。

(賛成)3434 現在はいろいろ問題があるからこの提案が出ている。
多くの地区は改善できる。全部の地区が拘わることが出来る。これはもっと手続きを強化できる。これはとても良い方法である。

(賛成)3462 台湾 完全に支持したい。特に、ガバナーノミニーの選出方法はとても質が高まる。
感情的な対抗ということも少なくなるだろう。

(議長)ストライプカードが沢山出てきた。
討議を終了します。結びの論述をどうぞ。

(結び)もっと公平な選挙プロセスを達成したい。

(採決)363 :110 採択

制定案 25-28

理事会がクラブに対して、会員またはローターアクターの会員身分を終結するよう指示できることを規定する件

提案者:第 1160 地区(アイルランドおよび北アイルランド)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 3 条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結

3.060. 正当な理由による会員またはローターアクターの終結

クラブとローターアクトクラブは、会員資格条件を満たさなくなった会員およびローターアクターの会員身分を、正当な理由をもって終結すべきである。クラブがそうしない場合、理事会は、正当な理由をもって、その会員またはローターアクターの会員身分を終結するようクラブに指示することができる。終結の決定の指針となる原則は、RI定款第4条第2節(a)、および会員またはローターアクターに期待される高い倫理基準である。理事会は、終結すべきでない理由を説明するための30日間の猶予を当該会員またはローターアクターに与えるものとする。理事会は、当該会員またはローターアクターが十分な理由を提示しなかったと理事会が判断した場合、30日間の期間後、クラブに対して当該会員またはローターアクターの会員身分を終結するよう指示できる。会員またはローターアクターの会員身分を終結するには、理事会全体の3分の2の投票が必要となる。理事会は、その

裁量により、本節の手続に従って、RIBI内のクラブの会員またはローターアクターの会員身分に関し、RI理事会に代わって決定する権限をRIBIに与えることができる。

および、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第13条 会員身分の存続

第3節 自動的終結- RI理事会。

RI細則(第3.060.節)の手続に従ってRI理事会がクラブに指示した場合、会員身分は自動的に終結するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

ロータリアンとして、私たちは自らに最高の行動基準を課している。これは会員資格の基準に示されており、「四つのテスト」にも反映されている。

稀ではあるが、ロータリアンやローターアクターがこうした基準を守らず、破壊的行為やその他の不適切な行為に及ぶことがあることは周知の事実である。たった一人の不適切な行為がロータリーの評判を傷つけ、クラブや地区に困難をもたらす可能性がある。ロータリーを守るために行動を起こすのは、その会員の所属クラブの義務である。しかし、クラブが必ずしもそうする意思や能力があるとは限らないことが、これまでの経験から明らかである。悪行を放置すれば、地区内のロータリアンやローターアクター、さらにはその地域のほかのクラブに、継続的な混乱が生じることになる。

地区リーダーやその他の地域関係者は、しばしばRI理事会に支援を求めるために訴えを起こす。残念ながら、RI細則は理事会がクラブに対して措置を取ることを認めているが、個人の会員に対して直接措置を取る権限は与えていない。理事会に残された選択肢は、その個人を会員として抱えているクラブの加盟認証状を取り消す可能性を示すか、厄介な手続きを取るか、あるいはまったく措置を取らずに混乱が続くのを黙認するかのいずれかである。

本制定案は、理事会に、極めて悪質な行動を取る会員の会員身分を終結するようクラブに指示する権限を与えることで、この問題の解決を図ろうとするものである。これにより、会員身分が自動的に終結し、ロータリーのイメージと運営が守られることになる。

会員身分の終結に関する基準は、RI定款の会員の資格条件ならびに標準ロータリークラブ定款の会員身分の終結に関する規定に基づいている。さらに、本制定案には、個々の会員が事情を説明する機会を確実に与えられるよう、適切な手続きの規定が盛り込まれている。

(審議に入る)

- (反対)2800 鈴木 PDG 会員身分の終結はクラブの良識と判断に任せるべき。R!理事会 は確たる証拠を集めることができるでしょうか。また、裁判が起こった場合どう するのか。理事会は裁判を受けて立つリスクを負えるのか。クラブの良識と判断 に任せるべきだ。
- (動議)パトリック・イークス理事 正当な理由による会員またはローターアクターの終 結を支持する。ロータリー財団の資金の乱用、資金管理に違反したり、また青少 年保護の違反などがあった場合、理事会は、正当な理由をもって、その会員また はローターアクターの会員身分を終結するようクラブに指示することができると いうことです。その決定は、理事会全体の3分の2の賛成で、当該会員またはロー ターアクターが十分な理由を提示しなかったと理事会が判断した場合、30 日間の 期間後、クラブに対して当該会員またはローターアクターの会員身分を終結する よう指示できるというものです。一人のためにクラブが不利な状況にならないた めにすること。私たちは高潔性を守らなければならない。
- (反対)3020 ガバナンスというものはフェデラリズム(Federalism :連邦主義)であり、 すべての会員クラブが独立であり、クラブに自主性がある。会員はあくまでクラ ブであり、メンバー個人ではない。R!はクラブに指示することはできるが、会員 身分の終結の判断はクラブに委ねなくてはならない。クラブに干渉することはで きない。
- (動議)9210 質問がある。そのような統計があるのか どれくらいの頻度で起こっているのか。そのような統計があるのかを知りたい。
- (事務総長)詳細な数はわからないが、理事会で問題視するくらいの頻度がある。
- (賛成)8080 よくない事例を4つ知っている。RIBIで起こったことだ。性的ハラスメン トを起こしたクラブ、新しいクラブの方達が民族差別をしたと訴訟したクラブな ど。イジメのタクティクスを使っています。無理矢理に規則などを曲げてもらい たいということになる。理事会の方で、その会員身分を終結する権限を持つべき である。そして、それを地区に委ねることができるようにすべきだ。。また、そ ういう人にあった場合、私たちはすぐに措置を取らなければならない。
- (動議)5520 質問があります。クラブの定款が手続要覧で同じような終結されますか。
- (議長)それは適応されません。
- (反対)4940 ウルグアイ ロータリークラブの組織が集まったものが RIで、個人ではな い。いろ んな責任はクラブにある。会員を排除できるのはクラブである。そして そこで、理事会がそういうことになると、会員個人が R!のメンバーのような存在 となり、また違った意味で法的に複雑な問題が起こってくる。
- (賛成)4170 メキシコ 賛成します。正しくない行動することはロータリーの組織の問 題として考えるべき。組織全体としての高潔性が大切だ。それで私たちの価値を 保つことができる。組織のブランドを汚すことを許すべきではない。
- (動議)理事会に付託すべき。
- (議長)セコンドあります。これについて2分間論述をどうぞ。
- (動議提案者)クラブが自分の会員身分を終結させるのは感情的になるので非常に難し い。その場合、地区のレビューが必要となる。そこで、それが難しい場合、妥当で あれば、理事会で検討して地区が会員の身分を終結する方法を理事会で考えていた だきたい。
- (議長)ではこの動議に対して討議を行いたい。
- (反対)理事会がすでに考えた問題だ。我々がここで討議し、判断すべき話題だ。
- (賛成)3490 ニュージャージー 理事会に付託するのは合法なこと。公平さが重要視さ れるべき。公聴会の機会を与えるのか、訴えた側を信じるのか、規則にあったプ ロセスがフェアであることが大切。手続を経て判断すべき。それがフェアな姿で あり、奪うことのできない権利である
- (反対)パトリック・イークス理事 理事会はこれをかなり広範囲に調査研究し、検討 し、慎重に話し合った。理事会は本制定案を支持する。キチンとした手続を持つ たかとの質問がありましたが、個人の権利と個人の立場ことは考えているし、た だし組織の高潔性も考えている。バランスのあるものを考えてきた。

(議長)理事会に付託することに関してのみ発言してほしい。

ストライプカードが上がったので、理事会に付託するかどうかの投票をします。

採択 171:291 否決。理事会に付託しない。

(議長)否決されたので、理事会に付託することはできません。それでは、もともとの動議に戻ります。

(賛成)4851R!がクラブに行動するとすれば、個人ではなくクラブに指示することであれば良い。これはクラブと地区の意見ではなく、理事会の意見を提示することが出来る。正規の手続を踏んで対処することが大切だ。

(賛成)1260 イギリス 賛成です。性的なハラスメントを起こした人は、理事会の指示で辞めさせることができる。(会員の反発などで)クラブが何も出来ないこともあるが、クラブを終結させるとなると、クラブのために難しい状況になる。権限のある理事会がロータリーのために個人の身分を終結させる権限を持つべき。

(議長)討議を終了します。結びの論述をどうぞ。

(結び)このような問題が実際起っている。クラブの少数の人間が処分に反対するために、クラブのチャーターを取り上げられるのは悲しいことだ。

(採決)369 : 99 採択

制定案 25-29

然るべき理由による役員および委員会委員の解任において統一の手続を規定する件

提案者:RI理事会

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第5条理事会

5.010. 理事会の任務

5.010.1. 目的

理事会は、RIの目的の推進、ロータリーの目的の達成、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理念、倫理、および特質の維持と全世界への拡大という目的のために必要なあらゆることを行う義務を負う。

5.010.2. 権限

理事会は、次の方法によってRIの業務を指示・管理する。

- (a) 組織の方針を定める。
- (b) 事務総長による方針実施の評価を行う。
- (c) RIのすべての役員、役員エレクト、役員ノミニー、役員ノミニー・デジグネート、委員会に対する総括的管理および監督を行う。
- (d) 定款、細則、1986年イリノイ州非営利団法、およびその後の改正によって与えられた権限を行使する。

5.040. 役員および委員会委員の一時保留および解任

会長または理事会は、然るべき理由がある場合に、~~聴聞を行った後で~~、役員、役員エレクト、役

員ノミニー、役員ノミー・デジグネート、委員を罷免一時保留することができ、怒るべき理由には、その職務または地位に関して細則において定められた任務と責任を十分に果たすことができないことが含まれる。聴聞の行われる少なくとも60日前に、理事会は、問責内容および聴聞会の時間、場所、方法を含む通知を、直接もしくは他の迅速な通信手段によって、罷免聴聞にかけられる人に届けるものとする。罷免聴聞にかけられる人は、聴聞において、弁護士を代理人とすることができる。その人を罷免するには、理事会全員の3分の2の投票を必要とする。一時保留となった人には、一時保留の根拠を含めた書面による一時保留通知が提供されなければならない。何らかの関連情報がある場合は、事務総長を通じ理事会にそれを提出する機会が与えられるものとする。理事会は、すべての関連情報を検討した後、一時保留期間の開始日から一年以内に、3分の2の多数決によりその人をその職務または役職から解任するか、または一時保留を撤回するものとする。また、理事会は、第16.060.節の権限も行使することができる。

職務から解任された人は元役員と見なされないものとする。いかなる職務または役職でも空席が生じた場合、細則に従い埋めるものとする。

第12条ガバナーの指名と選挙

12.080・ガバナーノミニーの拒否または一時保留

12.080.1・資格条件に欠ける場合

資格条件に欠けるガバナーノミニーの指名は拒否されるものとし、第16.010・節および16.020.節に従って理事会により免除されない限り、事務総長はこれを選挙のために国際大会に提出しないものとする。

12.080.2. 指名の一時保留

ノミニーが任務と責任を果たすことができないと信じる場合、理事会はその指名を一時保留することができる。理事会は、保留の旨をガバナーとノミニーに通知するものとし、ノミニーは追加の情報を提出する機会を与えられるものとする。ノミニーから提出された情報を含むすべての関連事情を検討した上で、理事会は、3分の2の多数をもってそのノミニーの指名を拒否するか、あるいは保留を解除するものとする。

12.080.3. ノミニーを拒否

ノミニーが理事会によって拒否された場合、事務総長は、ガバナーにその旨通告するものとする。事務総長は拒否の理由を述べ、ガバナーがノミニーに通告するものとする。時間が許すならば、ガバナーは、本細則の規定に従い、別のガバナーノミニーを選ぶためにクラブ投票を実施するものとする。さもなければ、ノミニーは第12.090.節に従って選出されるものとする。

第16条ガバナー

16.050. 解任

ガバナーがその任務と責任を十分に遂行していないと会長が判断した場合、会長はこれを理由にガバナーをその職から解任することができる。会長は当該ガバナーに対して、解任を不当と思うなら30日以内に釈明するよう勧告するものとする。30日が過ぎた段階で、当該ガバナーが十分な理由を提出できなかった場合、会長は、会長の判断でガバナーを解任できる。解任されたガバナーは、パストガバナーとみなされないものとする。

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

現細則では、然るべき理由による役員の一時的保留または解任に関し、複数の規定が設けられている。そこで、R!の役員、役員エレクト、役員ノミニー、役員ノミニー・デジグネート、委員を解任または一時保留する手続きに関する規定を統一することを推奨する。本制定案は、R!理

事会有ある人を職務または役職から解任するか、あるいは一時保留を撤回するかを決める前に、その人が理事会に情報を提出できる機会を確保しようとするものである。

(提案論述)

役員と委員会委員の解任手続きが統一されていない。それを統一するもの。

統一された透明なプロセスが必要。一時保留となった人には、一時保留の根拠を含めた書面による一時保留通知が提供されなければならない、何らかの関連情報がある場合は、事務総長を通じ理事会にそれを提出する機会が与えられるものとする。理事会は、すべての関連情報を検討した後、一時保留期間の開始日から一年以内に、3分の2の多数決によりその人をその職務または役職から解任するか、または一時保留を撤回するものとする。

(審議に入る)

(賛成)6950 透明性のために必要。国際ロータリーの理事会が最終決定を持つもので、ロータリーの脅威があったときに迅速に対応できる。ところが、細則では、異なるプロセスが取られており、ガバナーの解任は別個のプロセスとなっており、透明性のある一貫性のあるプロセスを構築することは非常に大切である。この改正により、責務を果たすことができないという稀ではあっても対応を要する場合に備えることが出来る。最終的な決定権は理事会が持ち、この制定案は非常に公平なアプローチを執り、一貫性が保てる。また個人の説明の機会も与えられている。

(動議)理事も役員に含まれるのか。

(議長)そうです。

(動議)8430 公聴会はないのはなぜなのか。

(議長)結びの論述で説明される。

(動議)54 一時保留はすぐに保留されるということか。

(議長)そうです。

(議長)ストライプカード多数。討議を終了します。結びの論述をどうぞ。

(結び)すべてのロータリー役員に統一された予測可能な手続きを提供する。稀にしか起こらないが、役員が責務を果たすことができない場合やロータリーの価値を十分に代表できない場合にロータリーが迅速に対応できる能力を与えるものである。役員側が理事会に回答する公正な手続きも提供するものである。本制定案は、公平かつ予測可能で公平であり、理事会の指示を得ている。

(採決)435 : 36 採択

制定案 25-30 撤回

然るべき理由によるガバナーの解任手続を改正する件

提案者:RI理事会

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 16 条ガバナー

16.050・解任

ガバナーがその任務と責任を十分に遂行していないと会長が判断した場合、会長はこれを理由にガバナーをその職から解任することができる。会長は当該ガバナーに対して、解任を不当と思うなら30日以内に釈明するよう勧告するものとする。会長はこの期間中、当該ガバナーをガバナーとして一時保留できる。30日が過ぎた段階で、当該ガバナーが十分な理由を提出できなかった場合、会長は、会長の判断でガバナーを解任できる。解任されたガバナーは、パストガバナーとみなされないものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

本立法案は、ガバナーに対する解任手続が進行中、RI会長がそのガバナーを一時保留することを許可しようとするものである。稀に、ガバナーの行動があまりに悪質なため、そのガバナーがそれ以上の行動を取れないようにする必要が生ずる場合があるためである。

(提案者)25-29が採択されたので、撤回する。

制定案 25-31

管理委員の3名ないし4名を元RI会長とするよう規定する件

提案者:RI理事会

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第22条ロータリー財団

22.020. 管理委員

会長エレクトが推薦し、理事会が選出した15名の管理委員がいるものとする。各管理委員は就任前の年度に選出される。最少なくとも3名、多くとも4名の管理委員は、元RI会長とする。すべての管理委員は、TRF細則の資格条件を満たすものとする。空席が生じた場合、任期を全うする新しい管理委員を会長が指名し、理事会が選出するものとする。管理委員の任期は4年とする。管理委員は再選することができ、無報酬でその任を務めるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

現在のRI細則では、財団管理委員15名のうち4名は元RI会長であることが義務付けられている。ある元会長が管理委員の任務を務められない、あるいは任期を満了できない場合、その代任者は、管理委員でない元会長という極めて数少ない人たちの中から選ばなければならない。本改正案は、常に少なくとも3名、多くとも4名の元会長が管理委員を務めていれば良いようにしようとするものである。これにより、理事会が管理委員会の構成をより柔軟に決定できるようになる。リーダーシップの継続性と強さを維持するのに役立つ。

(審議に入る)

(議長)レッドカードはないようです。

(賛成)マローニー管理委員長4つのメリットがあります。数年前の例であるが、田中 作治元RI会長が4年の任期のうち2年を残して管理委員を辞退されたことがある。その時には他の元会長を探さなければならなかった。ビル・ボイド元会長が2年務めた。この立場を取ることで、この制定案は候補者を増やし、最適な方を探すことができる。是非支持して欲しい。

(賛成)1110 ニッキー・スコットRIと管理委員会からの支持がある。また、管理委員は4年と任期が長く、様々なことが起こりうるので、この提案は柔軟性を与えることができる。

(議長) ストライプカード多数出ています。反対意見がありませんので、結びの論述はありません。討議を終了します。

(採決) 466 : 12 採択

制定案 25-33 撤回

雑誌購読を任意とする件

提案者: 第 4740 地区(ブラジル)
第 4590 地区(ブラジル)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 21 条機関雑誌

21.020.購読料

21.020.1.購読義務

各会員は、会員籍にある限り、機関雑誌、または理事会により当該クラブに対して承認されたロータリー雑誌の有料購読者となるの購読を選択できるものとする。同じ住所に住む二人のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読できる。各機関誌の購読料は、すべて理事会がこれを定めるものとする。クラブは、購読料を徴収し、R!に送金するものとする。各会員購読者は、印刷版か電子版(利用できる場合)のどちらかを選択できる。

理事会は、会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた理事会承認のロータリー雑誌で用いられている言語を読めない場合は、そのクラブに対する本節の規定の適用を免除できる。

および、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 15 条ロータリーの雑誌

第 1 節 任意の購読義務。

~~本クラブが R!理事会によって免除されていない限り、各~~

~~会員は、機関雑誌を購読するものとする。各会員は、機関雑誌の購読を選択できる。~~

同じ住所に住む二名のロータリアンは、機関雑誌を合同で購読することができる。購読は本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払日に支払われるものとする。

第 2 節 購読料。

購読料は、クラブが各会員購読者から事前に徴収し、R!または R!理事会が決定した通り、購読する地域雑誌の事務所に送金するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果 伝統的に、ロータリーの機関雑誌は、ロータリアンに情報を伝え、ロータリーの取り組みを推進するために、RI 会長と理事会によるコミュニケーションネットワークの不可欠な部分としての役割を果たしてきた。世界中で、ロータリアンはアイデアと情報を交換するために雑誌を活用してきた。しかし、世界は変わった。今日の世界では、ロータリーも含め、人びとや組織は日々のコミュニケーションニーズのためにデジタルメディアを活用する傾向が高まっている。これは主に、オンライン出版ツールを使用するほうがかなり効率的かつ経済的であり、ロータリアンが適時かつ大幅に低いコストで情報を受け取ることができるという事実と関連している。R!は、長きにわたってブログ、E ニュースレター、ソーシャルメディアといったデジタルチャネルをコミュニケーションのために使用しており、現在は RI ウェブサイトを通じて情報を発信している。その結果として、雑誌に掲載される内容の多くは、既にデ

デジタルフォーマットで提供されているものと似ており、このためロータリーの購読者に対する魅力が大きく損なわれている。さらに、R!は最近、七つの重点分野である環境を追加した。『Rotary』誌と関連雑誌の印刷部数を減らすことで、紙使用による環境への悪影響が軽減される。紙の使用は、木の伐採から始まり、過剰量の紙の製造と消費につながる。

制定案 25-34 修正

試験的プロジェクトを通じた監督に関する規定を改正する件 提案者:第 4730 地区(ブラジル)
国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 14 条 管理上の集団と管理上の地域単位

14.030・試験的プロジェクトを通じた監督

理事会は、影響を受けるすべての地区から承認を得ることを条件に、クラブを監督する方法として試験的プロジェクトを創設できる。~~RIBI内および/またはオーストラリアまたはニュージーランドをロムゾーン内にあるクラブのみを、試験的プロジェクトにロムことができる。~~理事会は、下記の節に沿っていないこのような関係地区を対象としたガバナンスの規則と手続きを定めることができる：

- (a) 7.020.節および 7.030. 節(立法案の提案と承認)
- (b) 8.030.節および 8.040. 節(決議案の提案と承認)
- (c) 15.020. 節～15.060.節(地区会合と地区資金)
- (d) 16.030.節ガバナーの任務

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案の趣旨は、管理の効率を高め、地区ガバナンス構造内における役職の代表権と正当性を向上させるための、新しい、より近代的なクラブ監督の方法を R!理事会が試験できるようにすることである。

現在のガバナンス構造は、信頼性の高い連絡手段がまだなかった 80 年以上前に施行されたものであり、それ以来大きな変更が加えられていない。

本制定案は、理事会が、業務の柔軟性を十分に保ちながらも、地域のニーズと文化に対応した新しいガバナンス形式を試験できるようにしようとするものである。そのようなガバナンス形式を編み出せば、新たなロータリーリーダーの研修と養成に寄与できる可能性がある。

(提案論述)

クラブが増えていく中で、シカゴでガバナンスが出来ないことから地区が創設され、R!のガバナンス体制がキチンと当てはまった方法で扱われたが、これは 80 年前、アーチクランプ以来、唯一、G 補佐制度(DLP)の導入を除いてはまったく変化していない。当時は今日ほど、まだコミュニケーションツールが進んでいなかった時代だ。従って、そういった意味で、現在の効率性や効率性をどうなるかと疑うのは当たり前である。現在、組織規定の中で、試験的プロジェクトの結果がどうなったかを公表することが言及されておりません。そこで、理事会が新しいガバナンスモデルを試験的に行うことが出来るということです。理事会としても、地域的な文化で適切な方法で、業務サービスが提供できるようになる。このようなモデルは新しいリーダーの研修・開発に繋がるものです。

(審議に入る)

(反対) 7490 反対します。2022 年 COL で、理事会はパイロットプログラムを提案したが、最初
は否決されました。そこで、再審議後、オーストラリアと RIBI が加わった。議長
は、これは他の地区ガバナーに影響を与えないとした。過去 3 年間、地域的な運営管
理、たとえばニューヨーク州、ニュージャージー州で設定することを考えた。それは
細則に違反するものです。2022 年の決定とは違う方向に進みました。理事会にもっと
具体的に、この試験的プログラムがどのように運営されるのかを説明してもらうよう
に要請した。

(動議) RIBI とゾーン 8 のパイロットプログラムの結果はどういう風になったのでしょうか。

(事務総長) アプリにファクトシートやその進捗状況が示されている。これが一番最新の情
報です。

(賛成) インド試験的プロジェクトは非常に良いものだと思う。効果があると思う。た
だし、この考えは良いものであれば支持しますし、ガバナーや理事に対してもつと説明す
べきではないかと思います。

(賛成) 4630 ブラジル この制提案は非常に重要なものです。理事会がパイロットプロ
グラムを監視できるようになる。また、それをほかの地域でも実施して戴くかどう
かをきちんと分かるようにしています。このプロジェクトは、あまりロータリーが成長してい
ないところで行われるということです。ですから、試験的プロジェクトを理事会に関心
を持って監視して戴くことで、それによってパフォーマンスが良いかどうかきちんと
分かるようになる。

(議長) 十分なディベートがあった。

審議終了動議が多数出されているので終了。結びの論述をお願いします。

(結び) この制提案は理事会に他のプロジェクトを承認するかどうかの機会を与えてくれ
ます。理事会が、(その地域の) ロータリーリーダーの創意的な考えによって、ど
んなプロジェクトを行うかを許可することが出来るようになる。

(採決) 332 : 149 修正後可決

制提案 25-35 修正

ゾーン構成の決定基準を改正する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 11 条理事の指名と選挙

11.010. ゾーン制の理事の指名 11.010.1. ゾーンの数

~~世界を理事会が定める通り 34 のゾーンに分割し、理事会が定める通り、ゾーン内のロータリ
アン数がおよそ等しくなるようにするものとする。理事会は、ゾーンの境界を定めるに当たり、
理事会が重要だと判断したロータリアンの数、地理的、言語的、文化的、その他の要素を考慮で
きる。~~

1311.010.3. ゾーンの境界の定期的見直し

~~理事会は、少なくとも 8 年に 1 度、ゾーン内のロータリアン数をほぼ等しくするために、ゾ
ーンの構成を見直すものとする。理事会はまた、必要に応じて同じ目的のために臨時の見直し
を行うことができる。~~

11.010.4. ~~ゾーン~~の再編成

ゾーン構成の改正は、理事会が行うことができる。

(本文終わり)

趣旨および効果

ゾーンは、元々R!理事選出の手段として設置されたものであるが、現在は会合、ボランティアの任命、試験的プログラムなど、ほかの多くの目的で使用されている。

現在、理事会がゾーンの境界を定めるに当たって考慮を許されているのは、全地域のロータリアンの数を基に、各ゾーンにおけるロータリアン数がおおよそ等しくなるようにすることのみである。本制定案は、ゾーンの目的の変化を認識し、理事会がゾーンの境界を定める際に、ロータリアン数以外の要素を考慮できるようにする。ロータリアンの数は今後も重要な検討事項となるが、本制定案は、理事会が言語、文化、歴史、地域の地理的特性など、それ以外の事項も考慮することを可能とする。また、本制定案により、ロータリアン数が平均的ゾーンより多い、または少ない異なる地域からのゾーン境界案を理事会が考慮できるようになる。より柔軟な基準が採用されれば、会員数の変動のみを理由としてゾーンの境界を変更するのではなく、数年にわたって関係を築いてきたロータリアンの輪を理事会が保つことができるようになると思われる。

(提案論述)

ゾーンの目的は、従来理事の選出だけに限られていたが、今日、ゾーンでの研究会やロータリアンのその他の会合など目的が追加して含まれるようになった。ゾーンの境界を数だけで決定する定義は制限が厳し過ぎて、現在の用途に対応していない。ゾーン境界を決定する際に、ロータリアンの数だけでしか決定できないため、ゾーン内に共通の言語や文化、歴史などを共有しない地域が含まれてしまう。例えば、ゾーン1には日本のほか、インドネシア、パキスタン、バングラデッシュの地区が含まれている。ゾーン構成を決定するに当たり、共通の言語歴史地理を考慮することができることを理事会に認めるものである。理事会は会員数の変化のみを理由にクラブや地区を異なるゾーンを移動させるのではなく、長年にわたって関係を築いてきたロータリアンのグループをまとめることもできるようになる。本制定案はロータリーの基本理念と長期戦略目標に沿ったものである。

(審議に入る)

(反対)3580 インド ゾーンの数 は 34 と定められており、これは変えられない。その境界を変えることだけ。文化や言語、地理的状况を考慮するのはフェアではない。数だけで判断すべき。

(賛成)4851 ゾーンの境界を決定するのは、理事会が決定するが、数だけでなく、文化やその他の特徴を考慮するほうが良い。

(反対)2982 反対したい。ロータリーは会員制の組織である。ロータリーは数は基準とすることが、ほかの要素より大切。3つのゾーンが3万人以下であった。

(賛成)ダニエル c.ヒメルスパック理事 私たちは修正案を入れている。修正案はロータリアンの数も修正案に入れている。ロータリアン数だけでなく、地理的、言語的、文化的、その他の要素を考慮できるとしている。

(反対)3070 私たちのゾーンは、4、5、6、7ゾーンは各4万5千の会員がいる。ほかのゾーンの倍になっている。もっと私たちのゾーンをもっと増やしてほしい。私たちは会員増強をして他のゾーンを補填している状況です。他のゾーンに会員増強を促すためにも現行のままでいい。

(賛成)3000 ゾーニングはロータリーの成長において必要。修正案も入っているので賛成。

(反対)3482 反対です。ロータリーは国際的組織です。目的は世界を一つにすること。その目的を達するためには、異なる対話の促進が必要。すべてのロータリアンをそれで以て

繋げることが重要です。その反対をすべきではない。言語とか文化と 言ったバリアで分けることをしてはいけない。本制定案は私たちの目的の逆を行 っている。ゾーンを分けるという意味でも、余り客観的な見方ではない。

(動議)カリフォルニア 「ロータリアンの数を主に」に修正したい。

(議長)これはシンプルではない。前日の昼までに提案しなければならないので却下

(議長)ストライプの札多数。討議を終了します。結びの論述をどうぞ。

(結び)ゾーン変更の際に会員数を重要な要素として判断するが、2018 年のゾーン改変が あった時、長年に亘る友情や関係に大きな混乱をもたらす可能性があった。

本制定案は、会員の数だけで特定の変更を強いられることなく、より安定性が高く、混乱の少ないゾーンの境界線を決定できる様になる。

(採決)364 :115 採択

制定案 25-36

会員の多様性の条項を改正する件 提案者：Suntec City ロータリークラブ(ブルネイ、マレーシア、シンガポール、第 3310 地 区)

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 4 条クラブの会員身分

4.070.会員の多様性

各クラブとローターアクトクラブは、多様性、公平さ、インクルージョンを推進するよう なバランスのとれた会員基盤を構築するよう努めるものとする。いかなるクラブも、RIに いつ加盟したかに関係なく、いかなる方法においても、性別、ジェンダー、人種、皮膚の 色、信条、国籍、または性的指向により入会を制約すること、もしくは RI 定款または細則 により明白に認められていない入会の条件を課すことはできない。本節の規定に反する会 員資格のいかなる規定または条件も無効であり、効力をもたない。

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 9 条クラブの会員構成

第 2 節一多様なクラブ会員基盤。

本クラブの会員基盤は、年齢、性別、ジェンダー、および民族的多様性を含め、地域社会 の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

(本文終わり)

(訳注:現行のクラブ定款では gender が「性別」と訳されているため、上記の制定案では「ジェンダー」が追加された形となっています。)

趣旨および効果

RIは、会員が多様性、公平さ、インクルージョン(DEI)を積極的に受け入れる、強く活 気のあるロータリークラブやローターアクトクラブを築くことの重要性を認識している。クラブが DEI の価値観を共有していても、性別に関する言及が現在の組織規定において 22 目立って欠落しているため、単性のクラブが存在する結果となっている。

性別とジェンダーは異なる。

性別は性器、染色体、生殖器などの身体的、生理的な特性を基に、典型的には男性または女性に分類して出生時に指定されるものである。ただし、すべての人がこれらの二元的な分類にすっきりと納まるわけではなく、生物学的な多様性が存在する。

一方、ジェンダーとは、それぞれの文化または社会において、男性または女性であることに関連した役割、立ち振舞い、活動、期待並びに社会通念を指す。ジェンダーは、地域社会や時代によって異なる文化的概念である。ジェンダー・アイデンティティー(性自認)とは、個人が内面で感じる性別であり、出生時に割り当てられた性別と一致している場合も、一致していない場合もある。ジェンダーは二元的な観点を越えた領域を認識した概念である。

DEIを真に受け入れるためには、ジェンダー・アイデンティティーと生物学的性別の両方を受け入れなければならない。ロータリークラブやローターアクトクラブの中には、いまだに男性のみまたは女性のみクラブが存在し、これはロータリーにおけるDEIへのコミットメントと相反している。すべてのジェンダー・アイデンティティーならびに生物学的性別の人びとを会員として迎え入れることは、ロータリーにおけるDEIへのコミットメントに不可欠である。

ロータリークラブとローターアクトクラブが多様性、公平さ、インクルージョンの原則に従うには、ジェンダー・アイデンティティーの多様性を認識するだけでなく、生物学的な男性と女性の両方を会員に含めなければならない。

(提案論述)

生物学的な性別とジェンダーを区別する必要がある。ジェンダーは社会的に作られた概念である。DEIを真に受け入れるためには、ジェンダー・アイデンティティーと生物学的性別の両方を受け入れなければならない。

(審議に入る)

(反対)台湾 ジェンダーで十分だ。文言に気を遣い過ぎると、むしろバイアスが生まれる危険性がある。

(賛成)3450 ジェンダーは社会的文化的概念で、sexは自分がどういったアイデンティティーを持つのかに関係する。不透明になっているところがあるので、これを明確にしたい。

(反対)1127 地区のDEI委員長だ。このようなことを地区で言うときは、このような考えはナイジェリア、アフリカのロータリーを二分化、二極化してしまう。賛成反対が厳しく対立している。

(賛成)6060 ジェンダーと性別は明らかに違う。DEIは違いを包括している。皆がロータリーに歓迎されていることを示すべき。

(反対)3462 現状で十分。性別とジェンダーを区別するべきではない。そうすると混乱が増す。分裂してしまう可能性がある。

(議長)十分な議論がありました。討議を終了します。結びの論述をどうぞ。

(結び)インクルージョンは原則的なものではない。これはコミットメントである。ただし、DEIは一部のクラブでは順守されていない。

性別とジェンダーを区別することが私たちの理念。私はすべての人に門戸を解放し、皆を受け入れることを示す必要がある。ロータリーはみんなのための組織である。言葉だけでなく行動の上でも実践する時期を迎えている。

(採決)288:195 採択

制定案 25-37 修正

RIにおける政治的主題の禁止を規定する件

提案者：Cairo New Town ロータリークラブ(エジプト、第 2451 地区)

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 26 条 地域社会、国家、および国際問題

26.010.適切な主題。

地域社会、国家、世界の一般福祉にかかわる公共問題は、RIの会員にとって関心事であり、会員が各自の意見を形成する上での啓発となるよう、RI会合での公正かつ情報に基づく研究およびディスカッションの適切な主題であるものとする。しかし、RIは、RIもしくはTRFの使命またはプログラムと関連するものでない限り、係争中のいかなる公共政策についても意見を表明しないものとする。

26.020.支持の禁止。

RIは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦しないものとする。またRIのいかなる会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議しないものとする。

26.030.政治的主題の禁止

26.030.1.決議および見解。

RIは、RIもしくはTRFの使命またはプログラムと関連するものでない限り、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、決議ないし見解を採択したり配布したりしないものとする。またこれに関して行動を起こさないものとする。

26.0302 異議の申し立て

RIは、RIもしくはTRFの使命またはプログラムと関連するものでない限り、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、人びと、政府に対して嘆願せず、また、書状、演説、提案を配布しないものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案の目的は、ロータリーの本来の目的を維持し、ロータリーにおける適切な主題を 地域社会、国家、世界の福祉に関わるものとして定義すると共に、分裂を引き起こし、ロータリーの目的から目をそらすような物議を醸す主題をロータリーにおける論議から除外 することで、すべてのロータリー会員と関連組織を一つにすることである。

この制定案はまた、宗教的・政治的中立性の問題、および係争中の公共政策に関する意見 への関与をしないことについても言及しているロータリーの章典に対し、RIの組織規定を より近づけることを目的としている。この追加規定は、RIが公職の候補者を推薦せず、い かなる会合においてもその長所や短所を議論せず、政治的な性質をもつ決議、意見、また は訴えを採択または配布せず、世界情勢や国際政策に関する措置を講じないことを明確に 定めている。

提案条項は、RI が世界中のロータリークラブに推奨しているものに類似しているが、クラブではなく RI 全体に適用できるように修正されている。

この制定案により、ロータリー全体、会員、クラブが目的達成のためにより密に協力しあい、健全な成長と多様性がさらに促進されると思われる。また、最も大事なこととして、R!自体が、現在クラブに対して提唱していることの手本となると思われる。

(提案論述)

ロータリーは政治的な立場をとってはならない。ロータリーの目的の一つは親睦を図り、平和を推進することである。私たちは政治的声明をしてはならない、また紛争が起こった時に、それに対する立場を表明してはならないということです。私たちは皆違った考えを持っているのは当然です。それは中核的価値観のひとつの多様性を形作っている。国際ロータリーの良い意図を反映させるために、政治的なことには関わらない、公式声明などは出さない方が良いというのが私たちの考えです。平和の達成していくことが大切。R!役委員は個人的意見を述べる事が出来るが、その時でも、個人的な意見であることをしっかりと、表現されるべきだ。この制定案の文言は、標準ロータリークラブ定款と非常に似ているものであるということです。そして主語をこのクラブではなく R!としている。ですから既にロータリークラブで適応されているものを、R!でも適応させたいという事を申し上げる。いくつかの決議案が10月に採択されているが、同じようなことを言っている。25R-17, 25R-18 が関係の決議案で上程される。

(審議に入る)

(反対) 6250 米国 反対します。懸念点は、意図しない形で解釈される恐れがある。たとえば、予防接種や手洗いの問題なども政治化されることがある。ポリオ根絶活動が政治的活動であると取られる可能性がある。誰が政治的意図があると判断できるのでしょうか。

(賛成) 2650 刀根 PDG この提案を強く支持する。ロータリークラブは世界のほとんどの国と地域の人々がロータリークラブに加盟している。特に、加盟国間での紛争や戦争が起きている場合には、より慎重な態度が求められる。

ロータリー章典には、(26.020. ロータリーと政治) ロータリーの世界中の会員はさまざまな政治的見解を持つ個人であるため、ロータリーは、政治的テーマに関していかなる団体活動あるいは団体としての意見の表明も行わないものとする と書かれている。R! はロータリー章典の規定に従うべきである。

(反対) 3262 米国 これは実行されるとなると大変なことになる。世界的な問題は政治的な問題である。何が政治的で、何がそうではないのかについては様々な意見がある。ポリオ根絶や平和構築活動、DEI もそうです。何がポリティカルかどうかは区別できない。課題や私たちのミッションに沿っているかどうかにのみ活動すべきです。イリノイ州の法律に従うべき。

(議長) 動議が出ています。一行でお願いします。

(動議) 3870 フィリピン 国際ロータリーの声明が政治的なものであるとすると、これを私たちは守らなければならない。

(議長) もう一行以上ですよ。事務総長コメントをお願いします。

(事務総長) これまでの声明で、何が政治的の発言かどうか、それが一体何を意味しているのかを示してほしい。

(結び) 今、聞こえてきた懸念については、特に、ポリオの根絶は理解します。そこで、修正案を入れたのは理由がある訳です。「R!もしくは TRF の使命またはプログラムと関連するものでない限り」と修正を入れています。

政治的な紛争によって、ロータリークラブが巻き込まれている現実がある。R!がどちらかの側に立つべきではない。私たちの親睦を傷つけるだけでなく、会員増強、財団への寄付にネガティブな影響を与える。また、信頼性を失ってしまう可能性がある。

事務総長が仰った政治的発言が何なのかということですが、これは2023年10月に公式な声明が出ました。【参考：次ページ「イスラエルとガザ地区における紛争に関するロータリーの声明」を参照ください】これは二つの国の間のことです。その時の声明は政治的文言に入るものです。これは私たちが言っている政治的声明に入るものです。

イスラエルとガザ地区における紛争に関するロータリーの声明

国際ロータリーは、イスラエルとガザ地区のパレスチナ人との長い紛争の歴史における長く苦難を認識し、すべて当事者に対し、平和への道を模索することを強く求めます。それと同時に私たちは、ハマスによるイスラエル市民への恐ろしい攻撃を明白に非難し、負傷した人、殺害された人、誘拐された人の数に愕然としています。イスラエルとハマスの紛争が激しくなる中、私たちはさらなる激化の可能性、および人命の喪失やガザ地区において既に起きている人道的危機を深く懸念しています。私たちは、罪のない市民への暴力を非難し、国際人権法の遵守をサポートします。平和の構築は、ロータリーの使命の礎であるとともに、ロータリーの重点分野の一つでもあります。根本的に、ロータリーはさまざまな国籍、宗教、文化、歴史を持つ人びとが集うための共通の土台であり、よりよい未来という共通の信念で人びとを結びつけています。この結びつきこそが、紛争時にも私たちを人間らしくし、持続的な平和の土台を築くものです。ロータリーは、会員、パートナー、地域社会と協力し、この地域とほかの地域における平和と発展を支える長期的で持続可能なソリューションを見つけることに引き続きコミットしています。

2023年10月13日

(議長)動議が出てきました。一行でお願いしたい。

(動議)質問。理事会がプロセスについて説明をお願いしたい。つまり、。

(議長)一行以上です。これはもうすでに討議が終わっているので認められない。
それでは投票して戴きます。

(採決)273 : 208 採択

(動議)7030 ストライプのカードを求める前に、もう少しディベードをしてほしい。

制定案 25-38

R!理事会会合での投票の要件を改正する件

提案者：Itajain ータリークラブ(ブラジル、第4652地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

5.060.理事会の会合

5.060.2.定足数

~~R!定款または細則がより多くの投票を義務づける場合を除き、~~理事会メンバーの過半数を定足数とする。

5.060.3.理事会の決定

~~R!定款または細則がより多くの投票を義務づける場合を除き、~~理事会のいかなる決定も、出席

し投票した人の3分の2の投票によるものでなければならない。

(以下、条文番号は適宜変更される)

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、あらゆる決定に義務づけられる投票を3分の2の多数決に変更することにより、RI細則 5.060 節を改正するものである。このような変更により、決定プロセスにさらなる思慮深さと慎重さがもたらされ、ロータリー世界全体に大きなインパクトがもたらされると期待される。

(提案論述)

すべての決定は3分の2で決定してほしい。単純過半数ではない。

(審議に入る)

(反対)マローニー管理委員長反対です。民主的ではないアイデアです。

多数の考え方を否定してしまう恐れがある。過半数で適切である判断したことが実行できなくなる。もっと投票数を増す必要があるところだけ集中すればよい。すべてのものに適応するのは妥当ではない。

(賛成)4470 可決の投票数を3分の2とすることで、絶対的な多数に限ることになり、もつとはっきりする。

(反対)水野理事 投票要件は、これまで様々な案件に対して取り組んで来たことを反映して現在に至っている。この制定案は理事会の決定を困難にする。提案者は3分の2の決定が思慮深さと慎重さをもたらすとしていますが、その根拠はありません。

(賛成)4380 3分の2の投票を持つことで、より妥当で合法的なものになる。

(反対)1320 スコットランド 理事会の決定に3分の2が必要か。この規定審議会では、ほとんど単純過半数だ。理解に苦しみます。

(議長)マイクに誰も立っていません。

ストライプのカードが出てきました。

討議を終了します。結びの論述をどうぞ。

(結び)ガバナンスをよくしようとするものです。その結果、行政管理で効率性をよくなる。

(採決)94 : 386 否決

制定案 22-39

理事会決定に対する提訴の手続きを改正する件

提案者:RI理事会

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第5条理事会

5.030.理事会の決定に対する提訴

理事会の決定は、理事会が定める規定の下、規定審議会の代表議員に対してのみ提訴できる。いかなるクラブも、少なくとも34・区の他クラブの同意を得て、理事会の決定後4カ月以内に書面によって事務総長に提訴できる。同意しているクラブの少なくとも半数は、少なくとも二つの別の地区内のクラブでなければならない。提訴は、クラブ例会で採択され、クラブ会長と

幹事が証した決議書によって行われるものとする。事務総長は、受理後 90 日以内に審議会議員の投票を実施するものとする。代表議員に問われるのは、理事会の 決定を維持すべきかどうかということだけである。~~ただし、次に予定された 12 規定審議会開催の前 3 カ月以内に事務総長が提訴を受理した場合、提訴は、理事会決定を維持すべきかどうかを決定するために規定審議会に提出されるものとする。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、理事会決定に対する提訴の手続きを改正するものである。理事会決定に対して提訴する権利は、常に組織規定に記載されているが、現在の手続きは 1992 年から定められているものであり、提訴するクラブは、さらに 24 のほかのクラブの同意を必要とし、その半数はクラブの地区外でなければならない。2007 年には、規定審議会開催の前 3 カ月以内に提訴が受理された場合、その提訴は規定審議会での決定を仰ぐという規定が追加された。

今は、審議会代表議員がオンラインで決議案と制定案を審議している。代表議員がオンラインで審議して済むのであれば、規定審議会での提出を待つ必要はない。さらに、RI の目的の推進に必要な決定を行うことは R!理事会の責務とされていることである。従って、クラブがこれらの決定に対し容易に異議を申し立てられるべきではない。提訴に同意しなければならないクラブの数を多く設定することで、必要な場合にのみ提訴が考慮されるようにすることができる。

(提案論述)

昨今、理事会の決定に関する提訴が多くなったが、これらは選挙に関するローカルな紛争であった。理事会に対する提訴が多すぎる状況を踏まえ、濫訴を抑制する効果を期待できる。

(審議に入る)

(動議)2441 イタリア 情報が無いのに、昨年、2 回決定をしろと求められた。

審議会は決定することを求められているので、審議会が関係情報を得るべきであるという修正を入れたい。

(議長)土曜日までに提出されていないので、これは認められない。

(議長)マイクの前に誰もいない。ストライプカード多数。

討議終了。反対意見がないので、結びの論述はありません。

(採決)350 :131 採択

制定案 25-40 当日修正

理事会の決定に対する提訴の際に審議会代表議員に関連資料を提供する件

提案者:第 5340 地区(米国)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 5 条理事会

5.030.理事会の決定に対する提訴

理事会の決定は、理事会が定める規定の下、規定審議会の代表議員に対してのみ提訴できる。いかなるクラブも、少なくとも 24 の他クラブの同意を得て、理事会の決定後 4 カ月以内に書面によって事務総長に提訴できる。同意しているクラブの少なくとも半数は、別の 地区内のクラブでなければならない。提訴は、クラブ例会で採択され、クラブ会長と幹事が証した決議書に

よって行われるものとする。事務総長は、受理後期!22 日以内に審議会 議員の投票を実施するものとする。代表議員に問われるのは、理事会の決定を維持すべき かどうかということだけである。ただし、次に予定された規定審議会開催の前 劣明・虫 旦以内に事務総長が提訴を受理した場合、提訴は、理事会決定を維持すべきかどうかを決 定するために規定審議会に提出されるものとする。理事会の決定時に理事会に提出された 関連資料を、投票に先立ち、審議会代表議員が参照できるようにするものとする。理事会 は、個人情報または極秘とみなされる情報を削除することができる。

(本文終わり)

趣旨および効果

理事会決定に対する提訴が行われた際、審議会代表議員は、その決定を維持すべきかどうかについて投票を行うよう求められる。この目的のため、代表議員には、理事会の決定、 手続規則、提訴したクラブからの見解表明文、RI 理事会からの見解表明文が提供される。それぞれ 1 ページのこれら二つの見解表明文は、双方の主張を簡単に要約したものに基づき、そのため情報に基づく決定を行うには詳細が不十分である場合がある。

このプロセスで、R!理事会は、これよりもずっと詳細な情報を保有しており、これには調査委員会からの推奨も含まれるであろう。調査委員会は提訴関連の資料をより多く収集する権限を与えられている。

そのような資料の公表を明確に許可する文言を R!細則に含めなければ、R!職員は審議会 代表議員に追加資料を提供することができない。これは 2023 年 2 月に提訴に関する投票が 行われた際に起きた問題であった。

この制定案の目的は、将来の審議会代表議員がそのような情報を参照できるようにすることで、R!理事会の決定に対する提訴について情報に基づく決定を行えるようにすることである。

また、追加資料の翻訳にかかる時間を確保するため、提訴に関する投票期日を 90 日以内 から 120 日以内とすることを推奨するものでもある。

(審議に入る)

(反対)9680 提訴の審査を依頼されたときに、すべての資料を提供するように求めた が、R!事務局のスタッフから丁重に拒否された。選ばれた 3 名が本当に良い決議 が出来るかを考えたとき、提訴のプロセスが何か疑いがもたれる。理事会はや はり規則にあった決定をすべき。資料がなければ決定を下せない。

(賛成)3142 資料があるとすれば、もっとすべての人に公平な決議を附することが出来る。

(反対)3462 台湾 90 日十分で、120 日まで伸ばす必要はない。

(賛成)6840 十分な資料を持っていなかった。これは片方の意見と、もう一方の意見と いうことでした。私の懸念を他の人も同意していただいた。四つのテストに照ら して、組織のために一番良い決定を下すことが求められている。ですから、資料 をいただきたいと申し上げてきたが、得ることが出来なかった。そこで、本提案 はそれには適切な対処方法を提案している。

(動議)1720 修正案を出したい。理事会が戴く資料を全部ほしい。倫理的な考えです。

(議長)この修正案は既にアプリにある。

セカンドがあります。(修正は網掛け部分)

(修正案)

5.030.理事会の決定に対する提訴

理事会の決定は、理事会が定める規定の下、規定審議会の代表議員に対してのみ 提訴できる。いかなるクラブも、少なくとも 24 の他クラブの同意を得て、理事会 の決定後 4 カ月以内に書面によって事務総長に提訴できる。同意しているクラブ の少なくとも半数は、別の地区内のクラブでなければならない。提訴は、クラブ 例会で採択され、クラブ会長と幹事が証した決議書によって行われるものとする。事務総長は、受理後 90 日以内 1 に審議会議員の投票を実施するものとする。

代表議員に問われるのは、理事会の決定を維持すべきかどうかということだけである。ただし、次に予定された規定審議会開催の前 3 カ月以内に事務総長が提訴 を受理した場合、提訴は、理事会決定を維持すべきかどうかを決定するために規定審議会に提出されるものとする。理事会の決定時に理事会に提出された関連資料を、投票に先立ち、理事会に提供されたこのような資料の言語で審議会代表議員が参照できるようにするものとする。理事会は、個人情報または極秘とみなされる情報を削除することができる。

(動議提案者)

理事会が委員が得ているのと同じ資料を得て初めてそこで決定できるということ。提案されたときには理事会と同じ資料の言語でということです。それが倫理的な処理方法です。

(修正案に対する討議)

(反対)代表議員が分からない言語で資料を提出してもらっても、理解できない。だから 反対。

(賛成) 4851 資料は大切であることを理解している。それで責任を負うことができる。

(動議) 4621 情報提供です。この資料がなぜ私たちに配布できないのか。

(議長)これはディベートになりません。受け付けられない。

(動議)ウクライナお聞きしたいが、理事会に提出された言語でなっているが、英訳は されていないのでしょうか。

(事務総長)提訴は何百ページにもなりません。運営審査委員会に相談し、資料のどこ ころが必要か決めていただいた上で、その部分だけを英語に翻訳し、理事 会に提出する。

(議長)ここで、この修正案に対する討議は終了。

(修正案に対する投票)

266 : 214 修正案を審議することに決定。

(議長)それでは、修正後の本動議に移ります。

(反対) 1610 理事の役割、規定審議会の役割を考える必要がある。理事は裁判官に類す 立場である。提訴は最高裁への再審査申立て(上訴)に相当するもので、新しい裁判官が一から資料を見直す手続ではない。きちんと手続きが遵守されている か、公平に審査されているかどうかを判断すればよい。

(賛成) 7980 4 回規定審議会に来ているが、資料があればあるほど良い決定ができるの で賛成。

(動議)今の投票は修正案後の採択ですか。

(議長)そうです。それでは、修正案の結びの論述をどうぞ。

(結び)修正案に賛成しました。90 日間が戻されました。今は機械翻訳でうまくできる。 理事会が持っているすべての資料があれば、よく理解できる。

(採決) 366 : 118 修正案が採択

制定案 22-41

規定審議会に提訴を起こす前に組織規定文書にあるすべての改善措置を尽くすよう規定する件

提案者:RI理事会

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第3条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結

3.020. 理事会によるクラブまたはローターアクトクラブの懲戒、加盟停止、または終結 3.020.1. 加盟停止または終結

理事会は、以下のクラブまたはローターアクトクラブの加盟を停止または終結することができる。

- (a) 会費または RI に対するその他の金銭的義務または義務づけられた地区賦課金の支払を怠った。
- (b) TRF の資金を不正に使用した会員またはローターアクター、または TRF の資金管理方針に違反した会員またはローターアクターを有している。
- (c) 組織規定文書ならびに明文化された地区規定に定められたあらゆる改善措置を講じる前に、RI、TRF、または地区(理事、管理委員、役員、代理人、職員を含む)を相手に訴訟を起こしたり、訴訟を糸修続したりした、または、そのような訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりした会員またはローターアクターを有している。
- (d) ロータリー関係の青少年プログラムと関連して、会員またはローターアクターに対する青少年保護のいかなる申し立てにも適切に対処することを怠った。

第5条 理事会

5.030. 理事会の決定に対する提訴

理事会の決定は、理事会が定める規定の下、規定審議会の代表議員に対してのみ提訴できる。いかなるクラブも、少なくとも 24 の他クラブの同意を得て、理事会の決定後 4 カ月以内に書面によって事務総長に提訴できる。同意しているクラブの少なくとも半数は、別の地区内のクラブでなければならない。提訴は、クラブ例会で採択され、クラブ会長と幹事が証した決議書によって行われるものとする。事務総長は、受理後 90 日以内に審議会議員の投票を実施するものとする。代表議員に問われるのは、理事会の決定を維持すべきかどうかということだけである。ただし、次に予定された規定審議会開催の前 3 カ月以内に事務総長が提訴を受理した場合、提訴は、理事会決定を維持すべきかどうかを決定するために規定審議会に提出されるものとする。クラブまたはロータリアンが、(規定審議会への提訴を含む)提訴手続に従わず、また提訴手続を尽くさずにロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を要請した場合、理事会は第 3.020.1. 項(c)に従い適切な処置をとることができる。

第13条 選挙の実施と審査

13.030. 選挙審査手続

13.030.5. 選挙審査手続の完了

本細則の選挙審査手続は、選挙によって役職に選任される権利を主張し、または RI 選挙結果に異議を唱える唯一の方法である。候補者たるロータリアン、またはこのような候補者を代弁するクラブが、選挙審査手続に従わず、また選挙審査手続の完了を待たずに「ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を要請した場合、このロータリアン候補者は当該役職に選挙される資格を失い、理事会により定められた期間、RI におけるいかなる役職の候補者ともなる資格を失うものとする。クラブまたはロータリアンが、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を求める前に選挙審査手続ならびに第 5.030. 節に従った理事会決

定に対する提訴手続に従い、かつ完了するそれらを尽くすことを怠った場合、理事会は第3.020.1. 項(c)に従い適切な措置を取ることができる。

第24条 仲裁および調停

24.010. 必須の調停または仲裁

クラブの現会員または元会員、地区、RI、または RI 役員との間に起こり、友好的に解決できない論争は、理事会の決定を除き、論争当事者が事務総長に要請し、調停によって解決されるか、または調停が失敗した場合は、仲裁によって解決されるものとする。要請は、論争が起きてから 60 日以内に書面にて行われなければならない。理事会は、要請を受理してから 90 日以内に、調停の日取り、場所、方法を決定するものとする。理事会の決定は調停または仲裁の対象とはならず、第 5.030. 節に従ってのみ提訴することができる。

(本文終わり)

趣旨および効果

本立法案は、クラブまたはロータリー会員が、取れる改善措置を尽くす前に訴訟を起こした場合、理事会がどの段階でクラブを終結できるかを明文化することを目的としている。理事会の決定は、規定審議会にのみ提訴することができ、調停または仲裁の対象とはならない。訴訟を起こす、または維持する前に、提訴手続を完了しなければならない。さらに、地区の規定が改善措置を定めている場合、地区に対する訴訟を起こす、またはそれを維持する前にその改善措置を尽くさなければならない。

(審議に入る)

(動議) 7851 カナダ情報を戴きたい。3 語をつけ加えたいという修正です。

(議長) これ事前に提案されていないので、受付られません。

(賛成) 6580 私たちはグローバルファミリーであるが、ファミリーは必ずいつも同意するわけではない。4 つの理由がある。理事会はこのことを簡単に見ているわけではない。終結の権限を与えなければ、提訴され、人頭分担金が弁護士費用に費消されてしまう可能性がある。理事会も慎重に捉えていると思う。

(動議) 5520 質問がある。地区規定とありますが、どういうものですか。

(定款細則) 明確に定義されているものではない。地区で決めていることである。

(動議) 2982 修正を出したい。シンプルです。18 行の所。

(議長) 何をされたいのですか。

(動議提案者) 地区規定についてですが、地区にはコンシステントではないと思います。

(議長) これはシンプルではありません。提案にこの含みもあると思われるし、2028 年の COL に提案することも出来ます。

(賛成) メキシコ 制定案は支持する。この制定案の精神はやはり様々な措置を尽くすと言うことなのでこれを支持する。国際ロータリーのルールはそれぞれの国の憲法と同じようなもの。こう言った措置を講じないと沢山のものが上がってくる可能性がある。

(議長) 反対の論述がありませんので、むすびの論述は要りません。

(採決) 454 : 25 採択

制定案 25-42 事前審査で採択

ロータリークラブまたはローターアクトクラブの加盟停止・終結の要件を改正する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第3条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結

3.020.理事会によるクラブまたはローターアクトクラブの懲戒、加盟停止、または終結

3.020.1.加盟停止または終結

理事会は、以下のクラブまたはローターアクトクラブの加盟を停止または終結することができる。

- (b) TRF の資金を不正に使用、または TRF の資金管理方針に違反した、あるいは TRF の資金を不正に使用した会員またはローターアクター、または TRF の資金管理方針に違反した会員またはローターアクターを有している。

(本文終わり)

趣旨および効果

現在の RI 細則においては、「TRF の資金を不正に使用した会員またはローターアクター、または TRF の資金管理方針に違反した会員またはローターアクターを有している」ロータリークラブまたはローターアクトクラブに対し、加盟停止または終結する権限が理事会に与えられている。しかし細則において、クラブ自体が財団の管理方針に違反した場合に、そのクラブを加盟停止または終結する権限については特に理事会に与えられていない。クラブが、TRF の資金を不正に使用した、あるいは TRF の資金管理方針に違反した、あるいは TRF の資金を不正に使用した会員またはローターアクター、または TRF の資金管理方針に違反した会員またはローターアクターを有している場合、そのクラブを加盟停止または終結する権限を理事会に与えるよう推奨する。

事前審査で同意議題となったので審議されない。

【事前審査結果】

賛成が 417 票、反対が 39 票となりました。(RI 理事会提案)

本制定案は、2025 年規定審議会によって採択されたものと見なされ、2025 年 4 月 13 日の開会本会議で、同意議題のリストに追加されます。本制定案に関する討論は行われず、審議順序から削除されます。

制定案 22-43

事務総長の資格条件を規定する件

提案者: 敦賀ロータリークラブ(日本、第 2650 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第6条 役員

6.050. 役員の資格条件

6.050.3. 事務総長

事務総長候補者は、ガバナーを全期務めたことのある者、または理事会の決定により同等の経験を有する者とす。

(本文終わり)

趣旨および効果

事務総長の職責は多岐に亘り、豊富なロータリーの知識と経験が求められる。

R!役員は現在、過去にロータリーで役職を務めた経験があることが資格条件となっている。たとえば、ガバナーは会長経験者、理事はガバナー経験者でなければならない。R!の最高執行責任者である事務総長は、理事と同様の資格を有するべきである。

(提案論述) 現在、R!理事や財団管理委員は、ロータリーにおける様々な経験やガバナーとしての経歴が選ばれるための必須条件となっています。しかし、事務総長に限っては、そのような資格規定はなく、選出時に単にロータリアンであることのみが条件となっています。昨今、事務総長の役割は大変重大となっており、その取り扱う範囲は多岐にわたり、また、ロータリアンとして高度な判断が求められる機会が多くなりました。また、R!の最高経営責任者である事務総長は、R!組織運営のトップとして国際ロータリーを管理し、理事会に代わり様々な決定を行ったり、さらに理事会に重要な議案を提案したりしています。

このような重責を担う事務総長は、理事と同様に、いや、それ以上にロータリーでの様々な経験とロータリーを熟知した判断が必要とされます。

また、国際ロータリーのCEOである事務総長は、常に善意の精神とボランティア精神に溢れ、また、自らも地域リーダーとしてロータリークラブを指導し、ロータリー精神をよく理解した人物であることが求められます。

そして、経験豊富な優秀なロータリアンとしての事務総長を、専門的な知識を持った優秀なスタッフ陣が補佐すれば、国際ロータリーはさらに発展するものと考えます。従って、R!組織の最高経営責任者である事務総長は、少なくとも理事と同等の資格条件が求められるべきである事を提案致します。

宜しくご賛同のほどお願い申し上げます。

(審議に入る)

(反対)ダニエル C.ヒメルスバック理事 パストガバナーの中で事務総長の希望を持っている人があまりいません。

スタッフを管理し、また管理委員会と協力しながら、財政面のことも考え、広い識見というものが欲しいと思います。適任者はこの事務総長の才能を評価することになるが、ただしこれは条件として定めるのはどうかと思われます。

(賛成)2660 松本 PDG 賛成です。国際ロータリーの運営において事務総長は極めて重要な役割を担っております。そのため、事務総長の資格要件を、R!理事や管理委員と同等の資格に引き上げることで、経験豊富で優秀なロータリアンが事務総長を務めることが可能となり、国際ロータリーの組織運営がより強化され、発展することが期待されるからです。

(反対)オランダ プロフェッションであるということです。ロータリアンであり、R!の職員であり、管理業務に長けているということです。私たちは皆パストガバナーですが、私たちの年齢層の中で、今この組織を管理する関心があり、能力のある方も限られている。ですから一番才能のある方を見つけるべきです。

(賛成)インド 120 万のロータリアンで、成功者です。この人達の中から、事務総長を探すことが出来ると思います。ロータリーの経験も必要だと思います。

(反対)1160 アイルランド真剣であれば、この文言を考えなければならない。経験に長けて、管理能力がある人が必要です。私たちパストガバナーは年齢が加算されています。そういう資格はないと思います。

(議長)ストライプのカードが出ました。

討議終了します。

(結び)RI 細則によれば、理事会は、ロータリアンの中から事務総長を選出すると規定されています。ロータリーは、世界のそれぞれの分野で指導的な立場の人ばかりです。120 万人ものロータリアンの中から、優秀で素晴らしい人は沢山おられます。実際、毎年、5 百数十名のガバナーが誕生します。

10 年間で 5000 名以上のガバナー経験者が誕生したことになります。

このような優秀なロータリアンの中に、R!の CEO に相応しい人は必ずおられます。

昨今、急速な IT 化が進み、オンラインでも業務も十分可能となっております。実際、この 2 年間、R!本部はオンラインで業務が行われています。

広く、世界中の地域から優秀なロータリアンから選べば良いのではないのでしょうか。

決して外部からプロの経営者を呼んでくるべきではありません。

多様性、公平性を考慮して、世界中から有能なロータリアンを発掘し、登用すること
で、ロータリーはさらに発展するものと考えます。宜しくご賛同をお願いいたします。

(採決)98 : 382 否決

(議長)ここで終了したいと思います。

(動議)1030 議事上の質問があります。25-42 はスキップしたのですか

(議長)それは既に同意議題に入っております。

(動議)ジェンダーの内訳を教えてください。

(議長)代表議員が 512 名、うち 103 名が女性。女性の割合は 20%です。

制定案 22-44

事務総長に対する報酬の手続を改正する件

提案者:第 2650 地区(日本) 国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 6 条役員

6.110. 役員の報酬

事務総長は、理事会が定める額の報酬を受ける唯一の役員とする。このような報酬の額は、ほかの国際組織の役員が受ける報酬を参考に、理事会が決定するものとする。理事会の経費支弁方針に従って認められている妥当かつ領収書を伴う経費の支払い以外、その他の役員や会長ノミニニーに対しては、謝意、謝礼金、これに相当する支払いを含め、一切支払いが行われないものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

国際ロータリーは世界的な非営利の奉仕団体であり、その財務においては全世界のロータリー会員の会費が主な収入源である。従って、ロータリーの役員に支給される報酬の額を決定するためのいかなるプロセスも、ロータリー会員にとって透明性のあるものであるべきである。このような透明性のある方法は、多様性、公平さ、インクルージョンに関する R!の方針にも沿うものと思われる。

規定が改正された場合、このような報酬はほかの同等の国際機関の役員の報酬を参考とすることになる。

(提案論述)

本制定案は大変シンプルな提案です。国際ロータリーは世界的な非営利の奉仕団体で

あり、その管理運営は全世界のロータリー会員の会費が主な収入源です。ロータリーは、世界各地で、草の根で地域に根差した奉仕活動を行っている 36000 のロータリークラブと 9000 のローターアクトクラブのボランティアなアソシエーションであり、決して、グローバルで企業活動をしているのではありません。そのため、報酬を得る役員の報酬額の決定に関しては、より透明性の高い方法が求められます。また、R!が推進する DEI 方針に沿って、より公正な基準が明示される必要となります。

本提案では、報酬を得る唯一の役員である事務総長の報酬の額は、他の国際機関の役員が受け取る報酬を参考に、理事会が決定するものとする。と規定しています。理事会が役員報酬額を決定するための参考として、国際連合や WHO など世界的な公的機関などの報酬額など考慮に入れることを求めているものです。

ロータリーは国際的な大きな機関であり、比較できる公正な基準がなければなりません。報酬額決定に透明性と決定の説明責任を持たせるうえで、重要なことであると考えます。宜しくご賛同のほどお願い申し上げます。

(審議に入る)

(反対)3131 インド 様々な企業の理事会に入っているが、R!はプロフェッショナルなコーポレートボディ(法人・企業体)であると思う。こういった企業体が CEO の任期を組織規定に決めることはない。それは理事会が決めることができる。そして評価の基準は、様々な業績で判断される。6 カ月で解任することもできるし、30 年務めることもある。業績によりけりである。現事務総長はポリオ根絶などに大きな成果を出している。ボーナスもあり得るし、優れなければ報酬を減額すればよい。政治的にもなり我々に関わるべきではない。3 か月ごとに評価している。

(賛成)2740 駒井 PDG 何かを基準にして報酬を決めることは正しい。青天井ではいけ

ない。皆が分担金を払って R!を維持しているので何らかの基準があるべき。

(反対)2520 菅原 PDG どのような例を参考にするのか。国際機関はそれぞれ事業の内容や活動の基本となる理念が異なる。金額のみで比較し、横並びで比較するのは適正な判断とはならない。理事会は毎年、ほかの国際組織が受ける報酬を参考に毎年見直しているので、それをわざわざ規定に盛り込む必要はない。

(動議)3020 この経費と言うことを決めるハイレベルな委員会を作るといこと、、、。

(議長)議事進行上の動議ではないので却下。

(反対)3070 これは理事会が報酬の金額決めること。こうしたクリアカットな基準を設けて透明性のあるものにすることができるが、理事会の役割を奪うことはしないようにしましょう。

終結動議 3 分の 2 以上討議終結。

(結び)民主的な世界的機関である国際ロータリーは、透明性と公正性が求められます。世界の主要な国際機関は、世界の発展のために、非営利で運営されています。ロータリーは、世界中の非営利の草の根のクラブのボランティアなアソシエーションです。国際ロータリーが、役員の報酬を算定するためにこれらの国際機関を参考にすることを明記すれば、その算定根拠や組織の透明性がより明確となり、会員の理解も得られます。組織の透明性と公平性のために、是非、ご賛同をよろしくお願いします。

(採決)152 : 330 否決

(議長)黄色のカードは修正案や議事進行の動議を出すことです。

制定案 25-45 撤回(25-46 と同じ内容のため集約)

事務総長は2回再選されることができることを規定する件 提案者:東京足立ロータリークラブ
(日本、第 2580 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 6 条役員

6.040.事務総長の選挙と任期

理事会はロータリアンを事務総長として選出し、その任期は5年を超えない。その選挙は、任期の最終年の3月31日までに、または空席が生じた場合に行われ、理事会が異なる日付を設定しない限り、選挙後の7月1日に新しい任期が始まる。事務総長は連再選されることができる。

(本文終わり)

趣旨および効果

現行の国際ロータリー細則 6.040. 節(事務総長の選挙と任期)では、事務総長の任期は5年を超えないとされ、再選されることができると規定している。このため、長期にわたる繰り返しの再選により、実際には R!役員としての立場を半永久的に持つことが可能になる。事務総長は、R!の最高経営責任者として(R!細則 6.020.3. 項)、組織内で権限ある立場にある。

事務総長の指示監督を行う責任は、R!理事会にある。しかし、理事会は RI の第一の管理組織である一方、理事会を構成する理事の任期は2年であるため(R!細則 5.080.1.項)、一貫した方法で事務総長への指示監督を行うことが困難となっている。

上述の R!細則の規定の下、R!では一人の人間が長年にわたって事務総長職を占めることが可能となっており、それによる権力および権限が集中し、濫用されやすく、RI が透明かつ公平公正な運営を保つことができなくなる状況が生じる可能性がある。

事務総長の任期に期限を設けることにより、R!は、事務総長職にある人による透明かつ公平公正な運営を図ることができる。また、新たな人材登用の道が開かれ、組織運営に必要な活性化を図ることにもつながる。

(撤回)

制定案 25-46

事務総長の在職期間を最高2期または10年までと制限する件

提案者:長崎中央ロータリークラブ(日本、第 2740 地区) 佐賀南ロータリークラブ(日本、第 2740 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 6 条役員

6.040.事務総長の選挙と任期

理事会はロータリアンを事務総長として選出し、その任期は5年を超えない。その選挙は、任期の最終年の3月31日までに、または空席が生じた場合に行われ、理事会が異なる日付を設

定しない限り、選挙後の7月1日に新しい任期が始まる。事務総長は再選される ことができる。事務総長の在職期間は2期または合計10年を超えてはならない。

(本文終わり)

趣旨および効果

事務総長は、R!の最高経営責任者として「事務局員の監督に単独で責任を負う」(RI11 細則 6.020.3. 項)とあるように、組織内で権限ある立場にある。国の元首の如きこの印象 は、繰り返しの再任によって R!がこの役職の任期を無期限に延長できることによってさらに強まっている。一方、R!会長、理事、管理委員などその他の役員はいずれも一定の任期 が定められている。

どのように有能で優れた人材であっても、ある人物が組織における一つの役職において 長々と任期を務めることは不適切である。一人の人物に権力と権限が集中することの弊害 は、歴史的にも明らかである。このため、事務総長の任期に制限を設けるべきである。

(審議に入る)

(反対)2620 野口 PDG ロータリーのような大きな組織を適切に運営するためには卓越 した能力が必要だ。そしてそのような卓越した能力のある人物はそう簡単に見つ からない。そのような能力のある人の 10 年という期間を設けて機械的かつ強制的 に退職させるのは組織にとって有益ではない。権力や権限の集中により弊害が生 じるかどうかは、任命権者の理事会の監督と合理的な評価により適切に判断され る。従って私は反対です。

(賛成)2800 鈴木 PDG R!理事が、自分自身の2年という短い任期の間、長年に亘って 十分な知識と力を蓄えた事務総長に補佐・貢献してもらうことを望み、協力し合 い、依存するのは当然のことである。そういう意味では、R!理事会は、R!事務総 長と一心同体と言ってもよいだろう。それだけに、友愛と感謝の心に満ちた任期 2年の R!理事は、果たして事務総長を適切に指導監督し、公正に評価できるの だろうか。しかも、事務総長の任期に制限がないため、R!理事会は次の事務総長の 選出に向けた事前準備すらできないままだ。そんな状況で、事務総長の責任 を問題としたり、辞任を求めたりすることなど、厳正にできるのだろうか。 言うまでもなく、R Iは公明正大であるべきで、ブラックボックスや秘密はあつ てはならない。ジョン・ヒューコ事務総長の大きな功績は誰もが認めるところだ が、民主主義においては、強大な権力を持つ事務総長の任期が制限されるのは当然のことだ。R Iは中国、ロシア、北朝鮮などとは違うのである。

(反対)管理委員長マーク・マローニー 組織のリーダーを見ていると非常に、長い期間 の事務総長もいる。チェスリーペリー 34 年、ミューズは 19 年、フタさん 11 年間任 務に就きました。ヒューコは今まで 14 年間就任している。期間の長さによって問 題になったことはない。もしかしたら今後、問題が起こり得るのではないかと言 うことですが、これが安定性につながるし、理事会が適切に管理している。理事 会で事務総長を解雇できるということである。しかし、1982 年に事務総長が解雇 された実例もある。

(動議)3030 情報を提供して欲しい。事務総長の年齢の上限はあるのか。

(議長)それはありません。

(動議)本提案を無期限に延期したほうがよい。

(議長)セカンドがある。それでその理由を2分間で述べてください。

(動議提案者)反対賛成があるが、これは理事会で委ねた方がよい。理事会は事務総長に 対して監督の権限があり、業績を判断する権利がある。ここで私たちが10年の任 期を制限すると、この業績が良い事務総長を変えなければならない状態になる。

(議長)この延期提案に関して討議します。

(反対)延期すべきではない。ここで決議すべき。

ストライプカードが上がった。

(議長)まず、本制定案を無期限に延期することに対する採択を行う。セカンドが上がりました。

(動議説明)

事務総長の任期期間は理事会に委ねた方がよい。理事会は監督する権限がある。業績の判断も出来る。10年の任期を決定すると業績の良い事務総長を解雇しなければならなくなる。

(反対)ダニエル・ヒメルスバック理事 延期すべきではない。審議会で決めるべき。

ストライプのカードが沢山上がってきた。

(採択)68:412 否決

(議長)元の制定案に戻る

(賛成)3060 トップポジションに就いている方を変えることによって新しい見方、新しい組織文化が生まれる。変化が大切です。会長や理事や管理委員は一定の期間で交代する。事務総長もそういう方法を取るべき。

(反対)ミシガン 反対です。任期を決めることは根拠がない。私たちのような複雑な組織の事務総長はそういない。企業の場合のCEOではあるかもしれない。ただし、民主的な方法を考えると、これはきちんとチェックしなければなりません。根拠のないままに任意的にこれを決めるのはよくない。組織事務総長が非常にエネルギーに才能を持って私たちを指導してきた。ですから、私たちはその方の任期的に辞めさせることはない。事務総長は事務局に対する権限はあるが、理事会によって毎年毎年、業績評価を得ている。そういうボランティアとしての任期が変わるということが異常な問題を生じている。事務局が順調に運営され、ロータリーが良い組織として前進することを指導していただいている。反対です。

(動議)3012 インド 修正案を出したい。

(議長)書面で提出していますか。

(動議)出していません。

(議長)何を修正するのか？

(動議提案者)理事会は事務総長の法律と効果性をよく知っている。そこで、5年の…。

(議長)何を修正するのか。任期の10年たった後に、延期するのを理事会に任せるということですが、これはシンプルではない。却下。

(反対)理事会の代わりに発言する。この制定案は、事務総長の候補者を制限してしまうということを考えてほしい。候補者を若い人で、コーポレートガバナンスに長けた人を求めているとしましょう。そこに10年間の制限があることを見れば、意欲がなくなる。実際に欲しい方に拒絶される可能性があります。

ストライプのカード多数

(結び)任期が長すぎることを問題としています。ヒューコさんの有能さはリスペクトしている。もう17年。さらにチェスリーペリーの時代とは違う。世界的奉仕団体の本部としてロータリーらしい姿は何かということだ。ロータリーはグローバル企業ではない。民主的で健全なガバナンスを維持するRI本部を信頼し、ロータリーの奉仕の下にクラブが自発的に集まり、活動している明日のロータリーの未来を想像してみてください

い。一部の全体主義国家のようにならないために、民主的なロータリーを 実感してもらうために提案している。賛成をお願いしたい。

(採決)111:372 否決

制定案 25-48 撤回

人頭分担金を増額し、人頭分担金を決定するためのプロセスを改正する件

提案者:RI理事会 国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 18 条財務事項

18.030・会費

18.030.1.人頭分担金

各クラブは、各会員につき、次のように RIに人頭分担金を支払う。~~2022-23 年度には半年ごとに米貨 35 ドル 50 セント、2023-24 年度には半年ごとに米貨 37 ドル 50 セント、2024-25 年度には半年ごとに米貨 39 ドル 25 セント、2025-26 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 41 ドル~~2026-27 年度には半年ごとに米貨 42 ドル 75 セント、2027-28 年度には半年ごとに米貨 44 ドル 63 セント、2028-29 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 46 ドル 50 セント。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。~~ただし、人頭分担金 への年間調整が、規定審議会によりその年度のものとして採択された金額の 7 パーセント を超える増額とならない限り、~~理事会は人頭分担金を毎年変更できる。

(本文終わり)

趣旨および効果

会費は RIの主要な収入源である。人頭分担金の推奨案を決定するため、RI 理事会は、財務委員会と共に、会員数、投資収益、インフレ、資本支出を含めた 5 カ年財務見通しの分析を行う。RI 細則が義務づける均衡の取れた年間予算を RIが維持できるよう、このような推奨案の検討は継続的に行われている。

RI理事会による財務見通しの検討が行われ、年周期で見直しを行うのがベストプラクティスとみなされているが、それでも本制定は、最長 4 年前に人頭分担金を設定している。3 年 周期により、いくつかの予期せぬ結果が生じる。

連動の欠如:人頭分担金は 3 年周期で決定され、財務予測は年周期に基づいている。このような連動の欠如に対応するには、世界情勢を事前に予測する必要がある。突然かつ予期せぬ変化により、変動しやすい世界環境においてこのような予測をすることは極めて困難である。

インフレによるコスト増大:過去数年間のインフレ率は、ロータリーのコントロールの及ばない予算の問題を生み出した。高いレベルのインフレは、RIの運営費ベースを大幅に増やした。最近になってインフレは和らいだが、予測不可能であることには変わらない。

ロータリーの未来への投資:世界的ネットワークの信頼性を維持するには、テクノロジー への投資や地域化の試験的プロジェクトといった会員向上イニシアチブを加速させる必要がある。そのためには、コストの見積りと財務投資における敏しょう性が必要とされるが、これは 3 年周期では実現できない。

ロータリー会員数の変動:過去 10 年間に会員数は変化しており、3 年前倒しで会員数を見積もることは、ロータリーにおける会員向上のための投資やその他の収入の機会を妨げる複雑

さを生み出す。

本制定案は、R!細則を改正して人頭分担金の増額を規定するものであるが、理事会がニーズを査定し、その時々R!の運営とプログラムを維持し、未来のためのR!財務の持続可能性を支えるのに必要なレベルで人頭分担金の収入を毎年調整できるようにもするものである。

制定案 25-49

人頭分担金を増額する件

提案者:R!理事会 国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 18 条財務事項

18.030.会費

18.030.1.A 頭分担金

各クラブは、各会員につき、次のように R!に人頭分担金を支払う。~~2022-23 年度には半・年ごとに米貨 35 ドル 50 セント、2023-24 年度には半年ごとに米貨 37 ドル 50 セント、2024-25 年度には半・年ごとに米貨 39 ドル 25 セント、2025-26 年度には半年ごとに米貨 41 ドル、2026-27 年度には半年ごとに米貨 42 ドル 75 セント、2027-28 年度には半年ごとに米貨 44 ドル 63 セント、2028-29 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 46 ドル 50 セント。~~人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

R!の収入源には会費と投資収益が含まれる。さらに、ロータリー雑誌、国際大会といった自己採算性の特定の活動を支援するために使われるほかの収入源がある。会費は、予算として組まれる R!の中核的な収入(自己採算性活動からの収入を除く)の 95 パーセント以上を占めている。一方で、投資収益は、近年では 1 パーセント以下であり、予測不可能かつ金融市場の変動に左右される。

人頭分担金の推奨案を決定するため、R!理事会は、財務委員会と共に、会員数、投資収益、インフレ、プロジェクトのための資本支出などを含めた主要な要素がある 5 年財務見通しの分析を行う。R!理事会と財務委員会は、R!が R!細則に基づいて義務となっている 毎年の均衡予算を維持することができるよう、規定審議会の開催まで、見通しと前述の要素を基に、継続して推奨事項を検討している。本制定案は、R!理事会の継続した見直しにより改定される可能性がある。

従って、本制定案は、2026-27 年度に年間米貨 3 ドル 50 セント、2027-28 年度ならびに 2028-29 年度に年間米貨 3 ドル 75 セントの人頭分担金の増額を規定するため、R!細則を改定するものである。

(審議に入る)

(反対)1450 デンマーク 基本的に反対。今のレベルで維持されるべき。

ITとかインフラ整備は重要であるが、他のコストを削減させるべきです。財務的な責務を果たすと言うこと。同じような収入でやっている会社も多くあり、インフレの影響を受けている。ですから、値上げは出来ないと言うこと。やはり少なくとも今の金額を維持することが重要。パブリックな組織では税金を値上げできないので、優先事

項を決めで、活動内容を決めて行くことになる。ロータリーも 同じようなことをしなければならない。COL ではマイクロマネジメントをするべきではない。これは理事側が行うべき事。これで均衡予算をするということ。わたしたちの決定事項ではない。ゼロベースの予算組みをしているということであるならば、この質問に対する答えもあるはず。これは COL に対しては提供されて

いない。人頭分担金は増額すべきではない。

(賛成) 6060 RIB! 賛成したい。世界は大きく変わっている。なにが起こるか予想がつかない。しかし、世界はロータリーを必要としている。ロータリーは未来のためにもっと強くななければならない。組織の運営をするには資金が掛かるということである。そして今すべての価格が急速に上がっている。だから増額を必要としている。この増額は少ないものだ。大きな視点で考えるべき。スターバックス の珈琲一杯分だ。タクシーに乗った金額より少なく、ジントニックを飲んだ料金 より安い。

(反対) 2820 高橋 PDG どの組織でも値上げをする前に、業務の改善やコストの削減に 努めるのが世の常である。ロータリーも適応除外ではない。5 年間の財務見通し では、値上げしなければ赤字で運用できないとしているが、それではどれだけの 経費が削減され、どれだけの効果があったのか全く説明がない。それをしないで 増額は認められない。どれだけのコスト改善の努力をしてどれだけのコストが削減できたかを明確にして、人頭分担金の増額をお願いしたい。

(賛成) 7320 米国 この日曜日 R! から明確な説明があった。5 年間の見通しは、財務の 健全性を明確にし、R! と TRF のためになる、これが必要であるのだということが よく理解できた。ロータリーの目的を推進するためには、しっかりと時間と献身 を捧げなければならない。世界は本当に速く変わってきている。そしてすべての 値段が上がってきている。RI と TRF がしっかりとリソースを持って、私たちのアウトリーチを広げて、テクノロジーを強化して行くためには、やはり、必要である。

(動議) 1890 ドイツパトリック理事からの情報をもっと詳しく示してください。 もっと詳細なコストの内訳、それから年間の収入の内訳が欲しいということ。

(議長) 追加の情報が欲しいということですね。

事務総長、私たちの Web サイトのアプリにはいいているものでしょうか。

(事務総長) Web サイトにはしっかりした情報が入っている。Web サイトご覧ください。

(動議) 3652 本制定案が採択されると、50, 51, 52 はどうなるのか。

(議長) これを撤回するかどうかは、次の提案者に掛かっています。

(動議) 1830 これは議事上の 25-49 を他の時間で検討するということです。

(議長) この提案の時間を動かすということですね。いくつかのグリーンカードが上がり ました。いつにされたいのですか。木曜日のお昼前でないといけませんよ。

(動議) 9 条の 4 の部分、これは例外的な会合です。今日から 3 か月の間に開催出来ること になっている。重要な情報を受けた上で、例外的な会合を開催出来る。3 か月後 にオンラインで開催する。27 年度からしか有効にならないので、そのような方法 でもよいのではない

か、。

(議長) これはアウトボーダーです。この会合全部が終わった後には認められない。

(動議) それでは今の決定にアピールしたいと思います。

(議長) 議事専門家に議論してもらいます。

(規則手続) 議長が 3 分間掛けて何が成されたかについて話すことが出来る。2 分であなたが提訴について話すことが出来る。この議長による決定を多数決で決めなければ ならない。これが運営規則の中に入っております。

(議長) 皆様は今日ここにおられる理由は、今扱っている案件を扱うために集まってい る。案件はかなり前から用意されており、また詳しい情報があった。それを延期 して、またバーチャルですととなりますと、ここ(現在のリアルの規定審議会) よりも効果的とは思えない。

そして、このような扱いとなると、今回は全くディベートもしないということになります。専門家によれば、理事会のみが特別な会合を招集できるとなっている。明日に延ばしたいならよいが、審議会が終わった後に扱うことはできない。

あなたは2分間で話してください。

(動議提案者)特別な会合をすべきだということですが、日曜日に人頭分担金の重要性が話された。それは25-49で示されていることだが、2500万ドルをこれから3年間とということですね。その決定者は私たちに責務を負うべきですし、私たちは、2500万ドルについてもっとしっかり情報を得るべきだ。情報はしっかり提供され、そしてどうのような効果、|・生を取っているのかを示していただきたい、コストの削減を示していただきたいということである。そして、こうした詳細の情報というのが不足しているということです。だから、25-49を決める前に特別な会合を開きたい。3か月後にして戴きたいということ。これは定款に基づいてということである。

(議長)今の提議は、特別会合に行くかどうか、私の決定はこの対面式の会合を継続し、延期したいならば、この審議会の中でということ。議長の検定を維持して戴きたいということです。それについて投票します。

(採択) Yes は特別会合を開かない。私の決定を維持すること。

No はこの動議に戻る。

(動議)タイムアウトを入れた方がよいと思うが。今夜これについてもっと話し合うということ。経済的、財務的なことをもっと聞きたいということなので。

(議長)今夜というのは認められない。

(採択) 347:132 議長の決定は維持された。

(議長)ここからディベートに戻る。

(反対) 8040 70%以上の人々が初めての参加。2019年のCOLでも人頭分担金が討議されたが知らない。5年の見通しがあった。事務総長は年次報告があるということだが、たしもっと情報を必要としている、それでもっと透明性を増すことができる。ディスカッションの根拠を持つことが出来る。25-49に反対です。

(賛成)メキシコすべての決議に根拠があるべきだと教わった。私たちは世界的な組織として、すべての評議は妥当な合理的なものだと考える。国際ロータリーのためになると考え、賛成してほしいと思う。これは私たちが求めていることだ。2500万ドルはそれほど多額ではない。一杯の珈琲程度だ。インフレ率より低い。コストではなく、最大限ということを考えるべき。

(反対) 2650 刀根 PDG この10年間国際ロータリーは大幅な人頭分担金値上げをしてきた。10年間で1.45倍です。そして会員数は、6%減少です。会員数の減少以上に人頭分担金が値上がりしています。私たちとよく比較される組織にライオンズクラブ国際協会があります。ライオンズ国際協会はロータリーより20万人会員が多く、クラブ数も1万クラブ以上多い。しかし、人頭分担金はロータリーよりも安い。R!人頭分担金はライオンスの1.64。ライオンズにこのイリノイ州のオークブルックに本部があり、財団を含めて200名の職員が活躍しています。ロータリーはエバンストンに約5百数十名のスタッフがおられます。

もう少しロータリーは効率化できるのではないのでしょうか。現在、アメリカ合衆国では政府効率化省が大活躍しおおきな成果を挙げておられます。ロータリーも抜本的な効率化を図るべきです。できれば、イーロンマスクさんに活躍して戴いては如何でしょうか。

(議長)マスクさんに是非、ロータリーの会員になって戴きたいですね。

(賛成) 5230 R!は私たちに様々なリソースを提供してくれる。そして地区とクラブが反映して、活動ができるように支援している。今世界の物価は高くなってきている。私たちは世界各地でそのようなことをしなければならない。

世界各地でそのようなことをしなければならない。毎年、理事会が理事として、どのような分担金にするか考えて戴くことができるのではないと思う。

私たちはビジネスリーダーです。そして、キチンと責任を負っている理事会がありながらも、これだけの収入しか得ることができませんとなると、そこで出来た成果物とか業務奉仕というものが、限られたものにしかならないということも道理であると思います。理事会が解決策を毎年、必要に応じて決めていただく、規定審議会に委ねて決議をしていただく。私たちは世界のリーダーであることを前提に、賛成していただきたい。

(反対) 2840 本田 PDG このままでは賛成できない。5か年の財務見通しを、3年間にも見ました。分担金ゼロの場合、1,2年後には赤字になり、その赤字幅が広がっていく。

だから然るべき増額が必要だという。同じような説明を理事会は繰り返すのでしょうか。何となく増額が必要と思わせることしか、説明の仕方はないでしょうか。私たちが求めるのは増額によって得られる私たちのメリットは具体的に何かということです。私たちが失うものは何なのかを説明することなしに、また納得することなしに、増額を繰り返すことには反対です。

(賛成) 変化の時代という歌があります。そして、今の時代へ変化しています。それに適応するために、増額が必要である。資金はセンシティブな問題です。私たちの組織は持続可能でなければならない。前回の COL にも出席したが、資料には満足している。私は理事会を信用している。私たちが選んだ方です。

(賛成) 理事会は漸進的な考え方を持っています。価値が何なのかをよく考えるべき。価値があるものを提供できている。コストが高くなっている。代表議員は理事会の提案に反対する傾向がある。しかし、ロータリーの価値観をよく考えてほしい。

(反対) 2600 関 PDG 人頭分担金は増え続けている。増額の理由は分かるが、地区内の小さなクラブにとって負担が増え続けている。クラブの財政を圧迫していること考えてほしい。小さなクラブの会長の顔を思い出して投票してほしい。寄付を増やすことには賛成であるが、人頭分担金を増やすことには反対である。

(賛成) 2140 ベルギー強く支持する。増額は高いかもしれませんが、ただし実質の値段を考えると少額なものだ。ただ食べ物が高いだけです。ただし、資金の透明性を考えてほしい。

(反対) 300I かなりお金が必要となっている。経費を節約して、オンラインなどのテクノロジーを使ってコストを下げるができる。

(賛成) 6200 世界一流の奉仕団体として、会費が合理的かどうか、を考えるべき。先ほどニッキーさんが言われましたが、価値が重要。素晴らしいものがある。増額は合理的なもの。ロータリーから得ているものは十分価値がある。人頭分担金を払う価値がある。値上げは当たり前ではないでしょうか。

(結び) 私たちは比類のない組織である。47と48ですが、全世界の代表として理事会メンバーが選ばれ、代表として判断していることを理解しなくてはならない。生活費が上がっているし、生活費だけでなくすべてのものが上がっている。上げないのはフェアではない。10年間の値上げはインフレ率より低い。これは効率をもって守っているということ。ウェブサイトでかなりの情報があり、透明性である。ほとんどのコストはメンバーにかかるコストではない。会員増強のイニシアチブがある。新しいクラブを15名で創ることができることになりました。テクノロジーなどを強化することも必要です。増額がないと4500万ドルの赤字になる。世界はロータリーを必要としている。

(採決)351:135 採択

制定案 22-50

人頭分担金を増額する件

提案者:Indore ロータリークラブ(インド、第 3040 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 18 条財務事項

18.030・会費

18.030.1.人頭分担金

各クラブは、各会員につき、次のように R!に人頭分担金を支払う。~~2022-23 年度には半年ごとに米貨 35 ドル 50 セント、2023-24 年度には半年ごとに米貨 37 ドル 50 セント、2024-25 年度には半年ごとに米貨 39 ドル 25 セント、2025-26 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 41 ドル、2026-27 年度には半年ごとに米貨 41 ドル、2027-28 年度には半年ごとに米貨 41 ドル 50 セント、2028-29 年度には半年ごとに米貨 42 ドル、2029-30 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 42 ドル 50 セント。~~人頭分担金は、規定審議会によって 改正されるまで変更されないものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

将来の人頭分担金を算出する際には、人頭分担金の収入および生活程度が最低限の国々の 国内総生産を考慮に入れるべきである。そうすることで、会員維持につながり、発展途上 国で危機的な経済状況にあるロータリークラブの存続を促すことになる。

(審議に入る)

(提案論述)

すべての人にチャンスを与える。(ポーノレ・ハリス)このビジョンはロータリー にとって大切。ロータリーの活動をしっかりとするために必要。

会員増強は様々な課題がある。様々なリソースを使っていかなければならない。

会員増強などにかかる経費は必要なので、私はこの費用のうち 75%が人頭分担金 だと思います。人頭分担金を増額することで様々なコストを賄える。

(動議)3110 25 - 49 がすでに採択しているので、意味がない。

(議長)これを採択することになると、25 - 49 と付き合わせて一緒に再度審検討すること になる。

(反対)3090 すでに、もう健全な審議をした。是非、その結果を尊敬をもって受け入れ てほしい。

ストライプカード多数

(議長)反対意見がありましたので、結びの論述をお願いします。

(結び)やはりロータリーの成長を考えるとときに必要なことは、今、会員増強のこととか ローカルなロータリーの課題も沢山ある。様々なコストが上がってきている状態 であること。やはりクラブがもっと健全なアクティブになっていくためには、現 在的なシステムが必要であるということです。そのために、人頭分担金を上げる ことが必要。値上げすることで、私達が成長は確実なものにできる。

(採決)36 : 448 否決

制定案 25-5I 撤回

現在の人頭分担金の金額を維持する件

提案者:第 2820 地区(日本)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 18 条財務事項

18.030・会費

18.030.1・人頭分担金

各クラブは、各会員につき、次のように R!に人頭分担金を支払う。~~2022-23 年度には半年ごとに米貨 35 ドル 50 セント、2023-24 年度には半年ごとに米貨 37 ドル 50 セント、2024-25 年度には半年ごとに米貨 39 ドル 25 セント、2025-26 年度とそれ以降には半年ごとに米貨 41 ドルとし、それ以降は半年ごとに米貨 41 ドルに据え置かれる。~~人頭分担金 は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

人頭分担金が増額され続けていることを問題視する。

増額の一途をたどる R!の人頭分担金は、多くのクラブの不満のもととなっており、特に 若い世代のロータリアンにとって財政的な負担となり、若手の参加を難しくする要因の一つとなっている。

そのためにも、RI の経費削減が必要であり、その結果ロータリアンの負担軽減につながる。また、RI の財務状況とロータリアンの満足度のバランスをとることも考慮すべきである。

従って、RI 細則に定められている半期ごとの人頭分担金の増額は必要でないと思われる。よって、2026-27 年度以降の 3 年間、RI 人頭分担金の額を据え置くことを提案する。

(提案論述)

昨日 25 - 49 に反対した。ここで詳しく 25-51 に対する説明はしない。

ただ一言。R!は事業に対する合理化とコスト削減を計画、実行し、その成果を報告していただくことをお願いし、本制定案を撤回します。

折衷案

制定案 25-53

プロセスの改善と R!による経費削減対策に関し定期的に発表するよう規定する件 提案者:第 1830 地区(ドイツ)

前橋ロータリークラブ(日本、第 2840 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 18 条財務事項

18.060.5 カ年財務見通し

18.060.3・ロータリー研究会での5カ年財務見通しの説明発表

理事またはほかの理事会代理は、各ロータリー研究会で5カ年財務見通しを説明発表するものとする。その説明の中に、R!が講じた具体的なプロセスの改善とコスト削減策に関する最新情報を盛り込むべきである。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、採択決議案 23R-25 に従い、第 1830 地区と前橋ロータリークラブにより提案されたものであり、R!細則を改正し、プロセスの見直しと経費削減に関する定期的な進捗報告を義務づけるものである。これらの報告は、RI の収入と支出との健全なバランスを維持するのに役立つものだが、R!の人頭分担金増額の根拠となっている5カ年財務見通しでは、そのバランスの変動が十分に説明されていない。

R!理事会と事務局が、重要なステークホルダーであるクラブに対して、その経営努力についての具体的な説明責任を果たすことで、規定審議会における人頭分担金に関する制定案の説得力が高まり、審議の質が高まることが期待できる。

(提案論述)

5か年間の財務見通しのしっかりとした情報、具体的なプロセスの改善とコスト削減策に関する最新情報を盛り込むべきということである。ゾーンの中でロータリー研究会がないというところでは、理事がガバナーに対してしっかりと説明しなければならないはずである。この制定案が採択されれば、人頭分担金の増額についてもどのような具体的なコスト削減策が講じられたのか、研究会の中で説明されるということができる。私たちのお金がどのように使われているのかについてもう少し明確なコメントができる。コスト削減策について、明確に説明がされていない。コストがどのように改善されているのかその情報を提供されるべきということである。

(審議に入る)

(反対)5220 バランスバジェットの義務に基づいて運営されている。経費のニーズやコストについては、それぞれの経費が目的のためにしっかりと評価され、検討されている。コストセンターのマネージャーがゼロベースの予算組みとして組み立てられている。それぞれの研究会でもレポートされている。細則に入れる必要はない。

(賛成)1920 毎年、ロータリーの内部や外部から大きな寄付を受けている。これは世界をより良くするために寄付をされている。しかし、私たちの寄付というものが必要ないところ、インパクトがもたらされているのかわからないこと、R!理事会がその効果をよく見せるべきである。今年の予算は7%上がっていることなので、財務的な責務を果たして、資金がもっと賢く使われていることを確かめなければならない。

(反対)理事・財務長 COL のメンバーにいつでも見えるように財務について開示している。プロセスも改善している。私たちには内部の監査委員会もあり、すべて簡素化について対応している。すべてできることはしている。財務委員会や監査委員会、そして理事会や管理委員会がしっかりと検討している。これはすでにカバーされているということです。

(賛成)2840 本田 PDG 採択された 23R-25 の趣旨を組織規定に反映させるための制定案である。23R-25 は理事会で却下されたが、これは理事会と一般のロータリアンの意識の差が大きいことを示している。一般のロータリアンがアクセスできる情報は限られている。理事会はクラブの要望に耳を傾けるべき。私たちから知る機会を奪わないでいただきたい。組織運営についての説明責任を果たしてください。

(結び)これは一つのポイントに尽きる。ロータリーの主要なステークホルダーはクラブだということである。R!の理事会と事務局の方でもっとしっかりとした透明性を身に付けて

いただく必要があるということである。理事会の財務の透明性をもつとコミュニケーションしていただければ、R!の方針に一般のロータリアンも賛同しやすくなるはずである。しかも、計画段階での情報が全くないことも大きな問題である。

(採決)298 :186 採択

制定案 22-54

理事会の権限を改正する件

提案者：Baden beiWien ロータリークラブ(オーストリアとボスニア・ヘルツェゴビナ、第1910地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第5条理事会

5.010.理事会の任務

5.010.2. 権限

理事会は、次の方法によってRIの業務を指示・管理する。

- (a) 組織の方針を定める。
- (b) 事務総長による方針実施の評価を行う。
- (c) RI運営における定期的な過程・コスト分析の委託、ならびにRI世界本部と国際事務局の間における職員の役割・責務の配分と組織化の見直しと修正など、透明性を高める。

紛・但)RIのすべての役員、役員エレクト、役員ノミニー、委員会に対する総括的管理および監督を行う。

●(e)定款、細則、1986年イリノイ州非営利団体会法、およびその後の改正によって与えられた権限を行使する。

(本文終わり)

趣旨および効果

RI理事会は、ロータリーの大義の前進に必要なとあらば何でも行う責任を有しており、これには当然、ロータリーの財務安定性の保護が含まれる。それに寄与する主たるものはクラブの人頭分担金であり、これはやや感情的とも言える白熱した討議の末に、2022年規定審議会により増額された。5カ年財務見通しは、多くの代表議員にとって十分に納得いくものではなく、正確な財務報告の手段としてのその価値は多くのクラブで未だ議論の的となっているようである。

本制定案は、大規模組織の経営のための国際的なベストプラクティスを適用し、RI運営（エバンストンの世界本部と国際事務局）における専門的な過程分析とコスト構造分析を定期的に委託するよう理事会に要請するものである。本制定案の目的は、RIの財務管理と透明性の新たな局面を開始することである。そのような目標を採用することで、RIは、財務リーダーシップの非常によい前例を作ることとなり、それをロータリーにおける地域的な活動の模範としても採用できるかもしれない。

理事会は、そのような各種の組織分析の結果を定期的に報告することが求められ、それによって理事会とクラブ・地区の間の透明性あるコミュニケーションが促進される。これは、人頭分担金に関する今後の討論において信頼性を高めるための前向きなステップと見なされるであろう。

(提案論述)

人頭分担金の議論で、コストやプロセスが重要だという議論があった。ヨーロッパの多くの地区はこのような点を重視する考え方を持っている。理事会の権限できちんと提出してもらうことが必要であり、ネガティブなイメージを削減することができる。これは理事会の責任である。理事会が定期的にプロセスをコントロールし、また、経費を最低限に抑制して効果を発揮しているのかをコントロールする、この制法案の背後にはそのような考え方がある。今後の規定審議会で感情的なディベートを抑制し、建設的な協議ができるよう

(審議に入る)

反対の赤いカードが見えない。

(賛成)1920 昨日の審議で、パイロットプログラムが順調に進んでいることについて理解することができました。そこで、透明性はとても大切だ。今後のレポートの中でもっと透明性を持つようにお願いしたい。

(賛成)3180 ロータリーでどういうふうな決議を取ったのか、どういうふうな経費が使われているのかを知ることが必要。

(議長)グリーンカード(賛成カード)を持っている方で他の意見を持っている方は？

ストライプのカード多数。

(議長)反対意見がありませんので、結びの論述はありません。討議終了。

(採決)378 :107 採択

制法案 25-55

ロータリーの年次報告で提供する情報について改正する件 提案者:第 4590 地区(ブラジル) 国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 18 条財務事項

18.080.報告

会計年度終了後の 12 月 31 日までに、事務総長は、監査済みの財務諸表ならびに添付の注記と付属明細表(ある場合)、さらに年次報告を RI ウェブサイトで公表するものとする。事務総長はまた、会長、会長室、会長エレクト、会長ノミニ、各理事に支弁されたすべての経費、ならびに会長、会長室、会長エレクト、会長ノミニ、各理事ならびに理事エレクトの代わりに支払われたすべての経費を、役職ごとに報告するものとする。

100 万米ドルを超える各経費には、受領者を含む内訳のリスト、およびその経費と関連するすべての支払いまたは取引の詳細かつ正当な予算理由を含めるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

RI とロータリー財団の各種財務報告書と税務書類は、rotary.org から入手可能である。

これには、さまざまなロータリーの活動を示す書類(財務記録はほとんどない)および所得税の確定申告書と監査会社が作成した大きな報告書が含まれる。

この件に関し、ロータリーが組織として人頭分担金とそのほかの料金、ならびに寄付金およびその投資により蓄積した収入を主な財源としていることを指摘することは重要である。ロータ

リーは、クラブのみならず、個人の連合体でもある。ロータリーは、世界の会員基盤を成すロータリアンに属するのであり、RIの役員と職員は究極的に会員に対して責任を有する。

この制定案の目的は、帳簿ならびに完全かつわかりやすい報告を含め、経費のより詳細な会計を提示することで、発行されるRIの財務報告書を明確にするための策を導入することである。この目的をかなえることで、ロータリーが組織として透明性と誠実さを特徴とし、「四つのテスト」に体现される倫理的原則に常に注意することになる。

RIの財務諸表は現在、まとめられた数字のみ提示しており、そこに含まれる経費について詳細な情報を含んでいない。この理由から、100万米ドルを超えるすべての経費について内訳および予算の正当な予算理由が提示されるよう、本制定案にて規定するものである。

各経費がわからない。分析ができない。透明性がない。

100万ドルを超える経費について、受領者を含む内訳のリスト、およびその経費と関連するすべての支払いまたは取引の詳細かつ正当な予算理由を含めることにしている。

RIの活動にネガティブにはならない。

(審議に入る)

(反対) ロンダ “ベス” スタッブス 理事・財務長 この制定案は詳細なものを求めているが、通常のコーポレートレポーティングの慣行では、このレベルの情報提供を行うことはない。このレベルの情報は、理事会、財務委員会、監査委員会、運営審査委員会、管理委員会が持っており、既に大きな監督活動を行っている。全世界に経費を発表することはない。部外秘の情報である。こういった組織でも公表することはない。

(賛成) 4470 私たちはもっとクリアな視点や詳しい経費内訳の情報が分からない。モラル的な責務はあるのではないか。すべてのロータリアンが完全な情報にアクセスできるべきである。特に100万ドルを超える経費についてはもっと詳細に報告してほしい。会員の信頼が高まるだけでなく、ガバナンスも倫理的にも高まる。

組織がもっとフェアで、ロータリーの価値観に沿ったものになる。是非賛成してほしい。

(反対) アメリカオハイオ州ゾーン30のRPICを務めている。透明性は重要だが、この制定案のレベルはやりすぎであり、予期せぬネガティブな結果を招き入れてしまう。情報はウェブサイトにある。独立的な外部監査もある。そして内訳は経費の内訳を示すことは秘匿性やパートナーシップにも悪影響を及ぼす。データを間違えて使われる可能性もある。逆に混乱をもたらし、戦略的な決定の障害となる。

(賛成) フィリピン 組織の中核的価値観、透明性、アカウンタビリティを高めるものだ。シンプルな提案だ。100万ドル以上の経費の内訳を示してほしいということだ。受益者にまで提供してほしいということである。ロータリアンやドナーからの信頼性が高まる。これだけの大きな経費がどのように使われているのかの公開により信頼が高まる。クリアなドキュメンテーションをすることによって全ての組織のレベルで信頼が高まる。アカウンタビリティの文化はステークホルダーへの責任を果たすことができるし、意思決定をすることができる。世界でも最も尊敬されている奉仕団体として倫理的なガバナンスのレベルを高めていかななくてはならない。

(反対) 1610 透明性を高めるのはいいが余りにも細かすぎる。透明性を高める制定案を既に可決した。これはとてもいいことだ。しかし、この制定案はマイクロマネジメントに繋がる。すべての内訳の収支の公表リストはたくさんの時間がかかる。私たちはゾーンで一番有能な方を理事にしているので、理事を信頼すべき。

(動議) 5010 もっと透明性を高めるために理事会に付託すべき。

セカンドあり。

(動議説明)

透明性を求めていることは理解している。100 万ドル以上のすべての経費を公表 することはあまりよくない。意図するところは賛成だが、この作業にかなり手間 がかかる。だから理事会に付託すべき。

(反対)5620 理事会はすでにクリアに立場を示している。付託は無意味である。

(賛成)ケンタッキー州 かなりの詳細なことなので、理事会に付託すべき。

(反対)4630100 万ドルの経費についてのみ言っているの、わざわざ理事会に付託す べきではない。

(反対)6840 ノースカロライナ かなり十分な討議をされた。理事会はすでに反対の 声明して いる。

理事会に付託すかどうかについての採決

(採決)94:391 否決された。理事会に付託しない。

(動議)ヒューコ事務総長 運営的な課題について説明したい。

100万ドルの経費を公表するとなると、名前とかすべてのコストについて明確し な なければならないので、多くのプライベートな個人情報を発表しなくてはならな いこ となる。外部の監査で、これらはすべて見ている。これで十分だと思う。 このまま採 択されると、プライバシーと運営上の問題の課題がある。

(動議)メキシコ シンプルな質問をします。

この監査、外部の監査役がすべてのアカウントについて監査しているのですか。

(事務総長)外部の監査役がすべての点を見えています。これで十分だと思います。

両方からの討議がありましたので、これで討議終了。

(結び)こういう報告は、誰が何を食べたかを聞きたいのではない、ピザがいくら掛かつ たのかを知りたいわけではありません。報告書はありますが、短くて簡単なものです。人 頭分担金を増やしたのだから、これをする能力があると思う。秘匿性のある情報に関して は、誰がピザを食べたかではなく、いくら掛かったかであり、何も隠すことはない。これを知ることは我々の権利だ。みんなのためになります。

(採決)151:33I 否決

折衷案

制定案 25-56

制定案に関する締切日を改正する件

提案者:RI 理事会

Tiruchengode ロータリークラブ(インド、第 2982 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第7条規定審議会

7.050.制定案と見解表明案の締切日

事務総長は、規定審議会の開かれるロータリー一年度の前年度の以形用3月31日までに、制定案を受理しなければならない。理事会は、見解表明案ならびに緊急性があると判断した制定案を、規定審議会の開催前の12月31日までに提案することができる。

117.070.立法案の審査

定款細則委員会は、事務総長に提出された立法案を点検し、立法案の趣旨と効果の声明を公開前に承認するものとする。理事会は、委員会に、理事会に代わってすべての立法案を審査し、欠陥があれば提案者にその旨通告し、可能であれば修正を提言する権限を与える。

7.070.3.立法案に対する修正案

立法案の修正案は、(定款細則委員会を通じて)理事会によって延期されない限り、審議会が開かれる前の年度の理出5月31日までに、提案者が事務総長に提出しなければならない。

7.070.5.立法案の公表

事務総長は、審議会の年度の9月30日-10月31日までに、正規の手続で提出された欠陥のないすべての立法案の写しを、各ガバナーおよび審議会議員に提供する。

(本文終わり)

趣旨および効果 本制定案は、立法案の提出締切日を12月31日から3月31日に延長するものである。電子的媒体の増加により、立法案をより迅速に点検し、必要に応じて修正することができ、従って提出締切日から発行までに必要な時間が短縮される。提出締切日を延ばした場合、修正案の締切日と発行日も、それぞれ3月31日から5月31日、9月30日から10月31日へと延長しなければならない。10月31日でも、代表議員が事前審査と規定審議会に先立って制定案に目を通す十分な時間がある。

(提案論述)

制定案を準備するためにもっと時間を与えるべきだというのが趣旨である。現在の締切りが少し早すぎる。これを3月31日にしたいということであり、クラブがもっと時間をかけてディスカッションできるようにしたい。

(審議に入る)

レッドカード(反対)が出ていない。

(賛成)理事 韓国 理事会は賛成する。締切日と出版の期日、更には公表の期日に変更される。時間がなく、翻訳や出版などの準備の時間が制約されるとしても、今は立法案(アイテム)の数が以前より少なくなっているの、大きな問題にはならない。採択されれば、代表議員はしっかり検討し、COLに臨むことができる。

(賛成)3108 やはり代表議員にもう少し時間が必要である。また制定案を作る上で、時間が必要。今回の制定案は86件のみです。制定案の数も増やすことができるかもしれない。

反対意見なし。

(議長)反対意見がありませんので、むすびの論述はありません。

(採決)447:38 採択

制定案 25-57

審議会代表議員の選出時期と任期開始時期を改正する件

提案者:RI理事会

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第9条 審議会の構成と手続

9.040・代表議員の任期

代表議員の任期は、選出された年度規定審議会の翌年度の7月1日に始まる。各代表議員は、3年間、または後任者が選出、証明されるまで任期を務めるものとする。

第9.040・節に関する暫定規定

2025年規定審議会において制定案 25-57により採択された第9.040.節の改正は、理事会が適切だと判断した方法で実施されるものとする。

9.050・指名委員会による代表議員の選出 代表議員および補欠は、本節の規定に矛盾しない限り、第12.030・節に準拠した指名委員会の手続によって選出されるべきである。地区が指名委員の選出方法を採択できなかった場合、指名委員会は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべてのパストガバナーによって構成されるものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員を務めないものとする。代表議員は、規定審議会が開かれる2年前の年度の6月30日までに選出されるものとする。

9.060. 地区大会における代表議員の選挙

9.060.1. 選挙

地区が指名委員会手続を使用しない場合、年次地区大会にて、またRIBIの地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠を選挙してもよい。選挙は、規定審議会が開かれる3年前公年度の6月30日までにを行うものとする。RIBIの地区の場合、規定審議会が開かれる年度の2年前の10月1日を過ぎてから開かれる地区審議会において行われるものとする。

9.070.クラブ投票による代表議員の選挙

9.070.3.クラブ投票による選挙

ガバナーは、有資格の候補者をアルファベット順に載せた投票用紙を各クラブに送付し、クラブ投票を実施するものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを要請した候補者は除かれるものとする。クラブの投票数は、第15.050.1.項に規定した計算式によって決定する。ガバナーは、実質的に本項に従って、クラブ投票を実施する委員会を任命することができる。選挙は規定審議会の年度の6月30日までに実施されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

審議会代表議員ならびに補欠議員は、規定審議会(COL)開催の翌年に選出され、その任期は次回COLが開催される前年度の7月1日に始まる。ただし、COLへの制定案の提出の締切日はそのCOLの前年度の12月31日となっているため、ほとんどの代表議員は制定案提出の約6カ月前に就任することとなる。例えば、2025年COLの主要期日は以下の通りであった。

- 2023年6月30日:代表議員選出の期限

- 2023 年 7 月 1 日：代表議員の任期開始
- 2023 年 12 月 31 日：制定案の提出期限
- 2025 年 4 月：COL 開催
- 2026 年 6 月 30 日：代表議員の任期終了

本立法案は、代表議員の選出手続を一年早めることにより、制定案の提出期限を、代表議員の任期開始から(6 カ月後ではなく)一年半後に設定しようとするものである。上記の例に当てはめれば、代表議員は 2022 年 6 月 30 日までに選出され、任期は 2022 年 7 月 1 日に開始することとなる。

本変更により、代表議員の任期が審議会の周期により近くなると思われる。基本的に、その任期は、規定審議会が開かれ最新の組織規定が公表されることで終了する。

(提案論述)

理事会に代わり、オスシンロータリー会員で国際ロータリーに務めている職員が発言する。COL 代表議員の選出時期と任期開始を改正する件です。

代表議員が万全の準備が出来るように、COL の前に地区、クラブ、会員と十分時間を掛けて掛かり合うことが重要となります。現在、制定案の提出期限は、この期限の 6 か月前となっています。効果的な準備をする時間がほとんどないということになる。多くの代表議員から時間が短いとの懸念事項が挙がっている。

このため、この選出時期を一年前に前倒しをして、様々な準備期間を長くする事を提案する。代表議員は地区によりよい方針を立て、クラブとのコミュニケーションを強化して、より情報に基づいた立法プロセスを確立することができる。この新しいスケジュールによって、6 月 30 日に自然に終了することになります。

それはあと 1 年続くことはなくなります。これが採択されれば、理事会より暫定が示される。そこで、一番良い方法でこれが実行されることになる。

(審議に入る)

(反対)デンマーク 賛成は致しません。意図は賛同する。これは地区とかクラブを指導することができて、とても良いことだ。ただし、25-56 でもう 9 か月の時間が与えられることになった。これは必要ではない。

反対する理由は、規定審議会の後で、ここで決められた制定案をすべて実行しなければならない。実施の上で時間が掛かるので、反対です。

(賛成)3450 代表議員を選出する上で、制定案の作成に積極的に関わらなければならぬので任期の前倒しには賛成である。

(賛成)2405 スtockホルム 私は 3 回目の COL だが、この提案では、初めての時に代表議員が何をするのかを時間をかけて知ることができることになる。

現在の 6 か月では時間が短い。

(動議)ニュージャージー 情報が欲しい。

これが採択されたら、現在の審議会代表議員の任期はどうなるか。今後はどうなるのか、。

(議長)私たちの任期はどうなるかは、次回の規定審議会はどうなるかは、今のところは何も提案はないということである。

(動議)インド 2028 年の代表議員はどうなるのか。

(議長)先ほどと同じでこれから決めることになる。まだ決定していない。

(結び)両方の方にもっと時間を与えることが趣旨です。代表議員に準備時間を与えるということ

とです。それによって、立法案の準備活動が実行できるということ。それを理事会としてどうすれば良く実行できるかを考えていただく。理事会としては、実行する上で、どういうふうに改正を考えるのが大切である。十分な時間を掛けて、COLの準備をすることが重要である。

(採決)342:129 採択

制定案 25-58 撤回

審議会代表議員と補欠委員が選出される年度を改正する件

提案者:第 1700 地区(アンドラとフランス)

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 9 条 審議会の構成と手続

9.040・代表議員の任期

代表議員の任期は、選出された年度の2年後の7月1日に始まる。各代表議員は、3年間、または後任者が選出、証明されるまで任期を務めるものとする。

9.050・指名委員会による代表議員の選出

代表議員および補欠は、本節の規定に矛盾しない限り、第 12.030・節に準拠した指名委員会の手続によって選出されるべきである。地区が指名委員の選出方法を採用できなかった場合、指名委員会は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべてのパストガバナーによって構成されるものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員を務めないものとする。代表議員は、規定審議会が開かれる2皇年前の年度の6月30日までに選出されるものとする。

9.060. 地区大会における代表議員の選挙

9.060.1. 選挙

地区が指名委員会手続を使用しない場合、年次地区大会にて、また RIBI の地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠を選挙してもよい。選挙は、規定審議会が開かれる2・ユ年前の年度の6月30日までに行うものとする。RIBI の地区の場合、規定審議会が開かれる年度の2年前の10月1日を過ぎてから開かれる地区審議会において行われるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

ほとんどのロータリアンは代表議員の役割と、規定審議会と決議審議会の重要性をあまり認識していない。また、現行の立法案の提出期限前に、この欠陥に対処するための十分な研修も行われていない。

現行の代表議員の選出期限を一年前倒しすれば、代表議員が前任者の助けを借りながら、より時間をかけて任期に備えることができる。これにより、3年の任期が始まる前の一年が、前任者の任期の3年目と重なる。クラブと地区に対し、制定案や決議案を提出するよう、より効果的に促すことができる。

この期限の変更後も、立法案の提出期限や現行の選挙手続ならびに代表議員の責務に変更は加えない。変更点は、代表議員ならびに補欠議員の選出時期のみである。

ロータリーの未来は、ロータリーの形成においてロータリアンがより大きな役割を果たせるかにかかっている。本改正により、R!の国際的な構造をロータリアンがよりはっきりと認識するようになると思われる。

(提案論述)

先に同じ趣旨の制定案が可決しているので、撤回する。

しかし、コメントを述べたいが、昨日、本部でポール・ハリスと握手することが出来た。そこで、亡くなられた先輩ロータリアンに沈黙の時間を持ちたいと思います。

(沈黙/黙祷)

(採決)撤回

制定案 25-59

代表議員としての審議会出席を各ロータリアンにつき2回以内と規定する件

提案者：加古川中央ロータリークラブ(日本、第2680地区)

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第9条 審議会の構成と手続

9.040・代表議員の任期

代表議員の任期は、選出された年度の翌年度の7月1日に始まる。各代表議員は、3年間、または後任者が選出、証明されるまで任期を務めるものとする。ただし、いかなるロータリアンも、代表議員として規定審議会に2回を超えて出席しないものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

審議会代表議員は、R!のすべての立法関連事項において、地区の連絡役を務める。

代表議員には、クラブによる立案を援助したり、地区会合などでその案に関して討議したりするほか、地区内のクラブの意向をよく理解し、審議会の結果を的確に報告する責務がある。2016年に決議審議会が追加され、この会合の導入により代表議員の負担が増えた。

任期満了後の期限について明確な規定がなく、後任者がいない場合はいつまでも続けなければならないという不合理なことになってしまう。

代表議員は在任中に規定審議会1回と決議審議会3回に参加するため、一期3年が各代表議員の任期の最小単位に相当すると思われる。仮に代表議員の任期満了後、遅滞なく後任者が決まったとしてもすぐに交代ということではなく、延長した一期3年を引き続き担当することになる。

そこで、本制定案により、代表議員の再任は一期3年までに限るという規定を設けることを提案する。本修正案が採択されれば、地区内のより多くのパストガバナーが、R!の組織規定や審議会におけるクラブ/地区の代表といった審議会関連の議題について、クラブと積極的に関わることができるようになると思われる。

究極的には、代表議員になる人の負担を軽減するとともに、たくさんの代表議員経験者が地区内に存在することから、DEI(多様性、公平さ、インクルージョン)を担保することが可能となり、ロータリーの一層の発展に寄与すると思われる。

(審議に入る)

(反対)6060 意図やアイデアは分かるが、もっと多くの PDG がこれを務められるとのことだが、候補者のプールがなければ問題となる。やりたいと思わなければ、意味がない。地区にもハンディキャップを与え、負担がかかることになる。候補者のプールが余り期待できない地区は、こういった仕事をしたくないという人が出てくる可能性がある。

(賛成)4751 ブラジル 目的は代表を強化し、リーダーシップを刷新することで新しいアイデアが生まれる。もっと新しいアイデアが出て、経験値がある人に COL に入ってもらえる可能性が増える。ダイナミックな動きが増す。

(反対)5020 カナダ 今は、代表議員の任期は3年間で、繰り返して参加することができる。繰り返し参加することでより充実した良い制定案を出すことができる。私は3回目だが、前回の経験を生かすことができる。制限を与えるべきではない。

(賛成)2800 鈴木 PDG リーズナブルな内容だ。後継者が少ないとの意見もあったが、私たちはロータリアンで、PDG です。多くの PDG が参加して意見を出すことが発展につながる。後継者の心配は不要である。任期が決まっていれば、必ず地区は候補者を出します。

(反対)5420 地区がもっと独自のコントロールを持つべき。誰が選出できるのかを地区に任せるべき。任意の制限はマイクロマネジメントに繋がる。それぞれの地区の文化やニーズが違う。

(特別議員)74%が初めての COL 参加である。これは典型的なことです。2回目が91名、3回目が40名、2名が5回目の参加です。

(結び)こういった制定案は DEI に資するというので、これを提出した。

(採決)148 : 336 否決

制定案 25-60

規定審議会前に、規定審議会で検討する立法案について必要な票の割合を改正する件

提案者:RI理事会

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第7条規定審議会

7.070・立法案の審査

7.070.6. 審議会における立法案の審議

規定審議会の直接会合の前に、代表議員は、正規の手続で提出され、審議のため審議会運営委員会によって提示された立法案について、通知を受け、意見を述べ、意見を述べた後、電子投票をすることができる。この投票は決議審議会の一部とすることができる。制定案に賛成したのが投票権を有する代表議員の ~~20パーセント未満である~~ 70パーセントを超える 場合、規定審議会の次の直接会合で審議されないものとする。制定案に賛成したのが投票権を有する代表議員の 80パーセントを超える 場合、その制定案は次の直接会合の同意議題において検討されるものとする。次の直接会合において、規定審議会は、同意議題、正規の手続で提出されたその他すべての立法案ならびにそれらの修正案を審議して、これに対する決定を行うものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、規定審議会の前に、規定審議会で審議する立法案のための票の割合を 80 パーセント

ントから 70 パーセントに調整すること、また、その場で立法案を不採択とするために は代表議員が実際に反対票を投じなければならないことを明確にするのを目的としている。どの審議会にも、強い支持または反対を受けている立法案が提出される。

選ばれた立法案を直接会合の前に審議することにより、それらを直接会合における討議に かける必要がなくなる。よって、討議を必要とする立法案に対しより多くの時間を割くこ とができる。いずれにしても、立法案に関連し、追加情報があれば決定がしやすくなる と審議会議員が考えた場合は、コメントを提出できる期間においてその旨を述べるこ とができる。立法案の事前審議は 2022 年 COL で活用され、直接会合をまたず 3 件の提案が採 択されている。

(提案論述)

規定審議会前に、規定審議会で検討する立法案について必要な票の割合を改正する 件です。この文言は 2019 年に採択されたものだが、80%以上の支持を得た案件は同 意リストに追加され、採択される。そして、20%以下の支持しか得られなかった場 合は自動的に否決されるというということでした。

ただし、実際、棄権票も反対票としてカウントされたことが判明しました。従っ て、この制定案により、否決するには、その案件に積極的に反対票を投じなければ ならないように文言が変更されます。また同意リストに案件を追加したり、拒否し たりするためには、80%から 70%に引き下げられます。

2022 年の規定審議会で、制定案中 39 件の制定案が審議されたが、80%を越えたのは 3 件 だけでした。そして否決されたものはありませんでした。

2025 年には 25 件が検討され、採択されたのは 1 件のみでした。この制定案により、事前 審議がより大きな影響力を持つことになり、審議会での投票よりも高い基準で 制定案の 決定することになります。

ここで 2022 年の規定審議会で今回の制定案が適応された場合は、同意リストに加え られる案件は 6 件で、1 件が却下されるであろうということです。

2025 年の規定審議会では、1 件が採択され、3 件が却下されるであろうというこ とです。

(審議に入る)

(賛成)5180 ロータリアンは参加することが大切。参加しなければ、票が加算されない のは当たり前。もっと効率化かできるのかを考えなければならない。

理事会に関わっている。同意リストは効果的だと思う。効率性を増すものだ。

(動議)3462 質問があります。ここで 70%という言葉が出ているか、私たちのところで は 4 分の 3 とか 3 分の 2 という規定しかない。70%というのはどういう根拠から出て きたのか？

(定款細則) これは提案者が選んだ数字です。

(動議)3182 私の質問は 2025 年の審議に関わった代表議員は何名か？

(議長) データを探す。待ってほしい。

(幹事) 同意リストに投票したのは 407 名です。

(動議)5050 質問です。COL へ来る前の投票パーセンテージは関係ない。どれだけの票 の資格があるのか、またどれだけの票が投じられたのかが問題ではないのではな いか？票数が決められたのかということ。

(幹事) これはよくわからない。

(動議)6460 先ほどの質問の意図は、事前の審査の中で、どれだけ投票したのか、投票 しなかつ

た人の数はどれくらいかということだったと思う。
(幹事)事前投票には463名が参加した。参加しなかった人数は計算すれば分かる。
25の案件があった。それぞれの一つ一つの案件を見なければ何名かわからない。

投票しなかった方もおられます。個々の案件を見なければ分からない。
(動議)7910 情報提供をお願いしたい。質問は70%以上の人が投票しなければならない ということか?スーパーマジョリティーで決められると言うことなのか? 70%以上に達するためのスーパーマジョリティーという制約はあるのか。

(法務部長)4分の3というものはない。3分の2かマジョリティーだということです。3分の2が必要と言うことですね。

(反対)6820 事前審査は必要。同意議題は70%は66%に近いので、80%のほうが良い。

グリーカードなし。沢山のストライプカードが出ている。

(結び)事前審査は非常に厳しいものです。皆様に機会を与えている。審議会に必要な立 法案を掛けることが出来ます。

(採決)345 :138 採択

(動議)1040 多くの方のスマホがなっている。ミュートになっていない。気を散らすので止めて欲しい。

制定案 25-61

規定審議会の開催頻度を改正する件

提案者：Ciudad del Este ロータリークラブ(アルゼンチンとパラグアイ、第4845地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第9条規定審議会

第2節-時期および場所。

規定審議会は、年に1度、4月、5月、6月のいずれかの月、できれば4月に招集されるものとする。その時期と場所については、理事会が決める。理事会全体の3分の2の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由によりほかの場所で開催する場合を除き、規定審議会は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開催される。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、審議会の開催頻度を3年から5年間隔へと変更することにより、規定審議会の改善を目指すものである。現在の間隔では、RIの組織規程の改正は効果的ではなく、実行がより困難なものとなっている。

時には卓越した方針の決定に至ることもあるものの、規定審議会で採択される制定案は通常、ロータリーの組織体としてのあり方にほとんど、または全くインパクトをもたらしていないと理解されている。規定審議会が検討する多くの問題は実際、決議審議会および/またはRI理事会に対して提案される方がふさわしい場合がある。

(提案者論述)

規定を頻繁に変えるべきではない。混乱が出ている。短い時間で検討しなければならぬ。ポジティブな変革をもたらされたものではない。COL のファンクションを高めるためにもっと時間をかけるべきという趣旨である。経済的な側面もある。財務的な負担が伴う。1970 年以来、5400 万ドルの経費が掛かっている。

(審議に入る)

(反対) 3240 COL は最も重要な立法機関である。3 年を 5 年としたのでは意思決定に遅延をもたらす。

グリーンカードがないようです。

(反対) 3950 迅速に適応するためには 3 年ごとが必要。ニーズにこたえる必要がある。

必要な時に、ロータリーが迅速な対応ができない。テクノロジーの活用などを考えても、5 年に一度ではポリシーが時代に適ったものではなくなってしまう。グラスルーツからのリーダーシップの構成にも悪影響が出て、意見の集約もできなくなる。

(賛成) 7030 コストが削減できるだけでなく、他国が入った地区の代表議員が方針を実施する時間が与えられるだけではなく、インパクトを測ることができる。方針が実行されるまで時間が掛かるし、時間があればインパクトを測定できる。COR は毎年行われているので、必要であれば、変わりゆく世界の中で変化を超えていくことができると思う。

(反対) ルイジアナ 私は 3 回目の COL となる。これまでの歴史は分かっているが、それと比べると小規模になっている。地区大会、国際大会でも会合を開いているが、開催頻度の議論があった。以前の COL で緊急立法案を検討できることになっている。既にシステムが出来上がっているので、さらにプラス 2 年を追加する意味がない。

(賛成) 3170 インド 時間と経費が削減できる。決定が施行するまでに時間がかかる。それでもっとしっかりできる。緊急はオンラインで対応できる。

(反対) 1910 スイス 効率性のニーズは分かるが反対です。制定案の数はハンディキャップではなく、組織のバイタリティーを表すものだ。適応力を示すものだ。

コロナの対応でも 3 年という短い期間で十分適応ができた。やはり、国際レベルでのコミュニケーションの効果が減ってきてしまうので反対である。

(特別議員) Hyatt ホテルと 2028 年 COL まで既に契約している。

ストライプカードが沢山でている。

(結び) 2028 年の COL 後に対応されるということ。この提案はポジティブな文化を作っていくということだ。

1970 年は今のようなコミュニケーション媒体がなかった。3 年に一度基本的な法律を変えていくことはできない。修正には時間がかかるということである。

(採決) 92 : 396 否決

制定案 25-62

規定審議会の開催規定を改正する件 提案者 : Reutte-Fussen ロータリークラブ(オーストリアとドイツ、第 1841 地区) 第 1910 地区(オーストリアとドイツ)

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第9条規定審議会

第2節-時期および場所。

規定審議会は、3年に1度、4月、5月、6月のいずれかの月、できれば4月に招集されるものとする。その時期と場所については、理事会が決める。理事会全体の3分の2の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由によりほかの場所で開催する場合を除き、規定審議会は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開催される。オンラインによる審議会参加は、例外的かつやむを得ない事情がある場合に限り、理事会が許可できる。

(本文終わり)

趣旨および効果

規定審議会において代表議員やRI理事会メンバーの間で人的交流をすることは、直接討論がロータリーにとってポジティブかつ前向きな結果を産むことにつながるため、不可欠なものである。オンライン参加のみでは、高レベルな討議や人的交流を達成できない。

(提案論述)

世界は迅速に変わっている。数年前と違う。前進しなければならない。オンラインは必要なときのみとしたい。ディベートの大切さを考えてほしい。

(審議に入る)

(議長)赤いカードがないようです。

(賛成)7430 カリフォルニアでも国際協議会が開かれている。バーチャルでの経験も積んだ。バーチャルも適切な場合は必要だと考える。

(賛成)1842 支持したい。COLはインパーソンであるべき。人間の交流があるべき、で素晴らしいことが生まれる。世界とのつながりができる。

(賛成)1826 非常に簡単な制定案で、大きなインパクトを持たせることができる。COLを大事にしたい。休憩時間でも顔を合わせて議論ができる。

(動議)4211 イタリア 情報提供を求める。例外的且つやむを得ない場合は、一体何を意味しているのか。

(動議)2145 私も明確にしてほしい。オンラインは審議会全部か個人の代表議員か？

(議長)オンラインによる参加は、これは個人だと解釈する。

(幹事)理事会の裁量に委ねることになる。

(動議)情報提供をお願いします。今回のCOLで緊急事態が起こって出席できない代表議員は何名か？

(幹事)数名の代表議員が健康などの理由で出席していない。緊急事態がどうか分からない。

481A 以上が参加しているが、閉会式で今回のCOLの参加人数を発表する。

(動議)知りたいことは、現在、理事会はオンラインで開催する権利があるのか？

(定款細則)前回はハイブリッドでした。組織規定ではこれを阻止する規定はない。

(動議)代表議員で今回の欠席者はオンラインの参加の権利はあるのか？

(幹事)与えられていない。前回のCOLではZOOM参加には多くの困難があった。

(動議)3300 修正案を提案したい。個人ベースとしての文言を入れたい。個人なのかと

言う質問があったので。

(議長)この修正は簡潔なものではないので、事前の提出がないと取り上げない。

(動議)7030 ここにおられない方は、補欠がなぜ出席しないのか？

(幹事)良い質問です。準備ができていないなどの理由で補欠が参加していない。COL直前になった場合は対応できない。無理な場合もある。

(動議)3233 ここにおられる人の中で、補欠議員は何名おられるのですか？

(議長)補欠議員はストライプのカードを出してください。

だいたい 30 名以下です。

(動議)5070 質問に答えられていないことがある。例外的かつやむを得ない事情とは何 なのですかということです。

(議長)提案者が結びの論述で、それを示してくれる。

ストライプのカード多数で、ここで討論を終了する。

(結び)インパーソンで出席し、きちんと議論することが大切。オンラインでは中々できない。

(採決)344 :145 採択 3 分の 2 以上

(動議)1730 携帯が鳴った場合はロータリー財団に 100 ドル寄付としましょう。

(議長)それではあなたが徴収委員会の委員長になってください。

制定案 25-63

世界的な流行病もしくは災害があった場合に、規定審議会を延期することを規定する件

提案者:神戸須磨ロータリークラブ(日本、第 2680 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第 9 条規定審議会

第 2 節-時期および場所。

規定審議会は、3 年に 1 度、4 月、5 月、6 月のいずれかの月、できれば 4 月に招集され、直接 会合にて開催されるものとする。その時期と場所については、理事会が決める。理事会全体の 3 分の 2 の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由によりほかの 場所で開催する場合を除き、規定審議会は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開 催される。

第 3 節-緊急事態および予期せぬ事態。

理事会は、世界的に流行病若しくは災害が発生したときは、規定審議会の開催を 1 年延期 することができる。

(以下、条文番号は適宜変更される)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 9 条 審議会の構成と手続 **9.040**・代表議員の任期 代表議員の任期は、選出された年度の翌年度の 7 月 1 日に始まる。各代表議員は、3 年間、 または後任者が選出、証明されるまで任期を務めるものとする。世界的流行病もしくは災 害によって規定審議会の延期が必要となった場合、代表議員の任期は延長されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

2022 年 4 月に開催された規定審議会は、covid-19 の感染拡大によるパンデミックの中、直接 会合とオンライン方式を併合した形式で実施された。規定審議会自体は、提案された制定 案をすべて審議することができたので成功裡に開催されたといえる。しかしながら参加し た代表議員については、直接会合に参加した代表議員は煩雑かつ苦痛を伴う感染対策措置 をとる必要があったし、オンラインで参加した代表議員においても、地域によっては時差 のために連日深夜に審議に参加することになり、多大な疲労と苦痛を伴うものであった。 また、オンラインでの審

議は、地域によっては通信状況が良好ではないときもあって、必ずしもすべての審議が円滑に進行できたとはいえない。

規定審議会は国際ロータリーの組織規定を改正するという重要な使命を持つ会合であるから、代表議員による実質的で充実した議論が必須である。そのような議論は、通信機器を通さず直接対面式で行われることが極めて有益であるから、規定審議会はオンラインではなく直接会合のみで開催されるようにすべきである。今後、2022年のように全世界的な流行病が発生したり、若しくは広範囲な災害が発生したりしたような状況において、理事会が直接会合の開催が困難であると判断したときは、理事会は規定審議会の開催を1年延期することができるものとするのが適当である。なお、規定審議会を延期した場合、国際ロータリーやロータリークラブの運営に関し、緊急に審議すべき問題が生じたときに支障をきたすのではないかと懸念が予測されるが、規定審議会の臨時会合(国際ロータリー定款第9条第4節)を開催するか、又は決議審議会に緊急制定案(国際ロータリー細則 8.050.)を提案して審議することによってそのような懸念を払しょくできるものと考えらる。

また、規定審議会の開催が1年延期されたときは、代表議員の任期も1年延長されるものとして、当該規定審議会のために準備してきた代表議員が規定審議会に参加できるようにすべきである。

(審議に入る)

(反対)3020 オンライン会合は様々なビジネスで利用されている。COLで緊急の場合には、オンラインで開催できると思われる。合衆国外の開催時間の時差は理解するが、この点を考慮すると、PDGの間でコンペティションが起こるかもしれない。

(賛成)4851 今はコミュニケーションが簡単にできるとはいえ、やはり Face to Face が大切。COLの場合はインパーソンで会話を続けることが必要。民主主義でなければならない。COLが対面式でなくなると、同じようにならない。

(反対)理事 25-62 に反することになる。COL 会合の柔軟性が失われる。1年以上延期した場合、混乱を招き、費用も掛かる。

(賛成)2740 駒井 PDG 理想的にはインパーソンが相応しい。飽くまでも特殊な場合である。その場合は、非常手段としてハイブリッドの開催もオンラインの会合の可能性を持たせていてもよい。

(反対)3232 3年のプロセスで開かれることになっている。このディシジョンプロセスを変更することはよくない。オンラインで通常の仕事で使っている。

(反対)5010 私の年度はバーチャルでした。バーチャルで達成できる。延期をするのではなく問題を解決するべき。

(議長)ストライプカード多数。討論終了。結びの論述をお願いします。

(結び)規定審議会が十分役割を果たすために必要だと考えて提案している。25-62とは矛盾するように思われるが、そこは理事会が適切に判断してくれる。しかし、地球の裏側にいる国の時差を考えてほしい。

(議長)RI 定款変更なので 3 分の 2 が必要。

(採決)105 : 371 否決

制定案 25-64

規定審議会審議記録の公表を規定する件

提案者:前橋ロータリークラブ(日本、第 2840 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 7 条規定審議会

7.070・立法案の審査

7.070.7.規定審議会審議記録の公表

各規定審議会は、規定審議会終了後 6 カ月以内に、規定審議会の審議記録を英語で R! ウェブサイト上に公開するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、規定審議会の審議記録(英文)を、R!ウェブサイト上にて提供するよう細則を改正するものである。現行規定では、規定審議会終了後、各クラブに「決定報告書」を送付することになっているが(9.150.1・報告)、この報告書は決定された採択制定案を列挙するだけのもので、当日審議会会場において代表議員間でどのように賛成・反対の議論が交わされ決定に至ったのか、その審議プロセスは把握できない。規定審議会の代表議員には初参加の者も多い。討議の内容を公開することにより、代表議員ウェブサイト審議会の議論の経緯を把握できるし、規定審議会に提案する立法案および実際の規定審議会における審議の質的向上が期待できる。

(審議に入る)

(反対)韓国ソウル RC この提案の中でどれだけの資料が欲しいのか不明です。すべての審議経過を公開するということではないかと思います。それぞれの代表議員の個人情報に接触するかどうかを考えなければならない。すべての会話が記録され、公開されれば、自由な発言が制限される。私たちは率直な発言を期待されている。公開されることで、誤解を招き紛糾する可能性がある。

(賛成)2650 刀根 PDG この提案に強く賛同する。R!は規定審議会の審議結果のみしか公表しないが、それに至った経緯の議論が大切だ。この経緯を知ることによって、多くのロータリアンは規則変更の意味をより深く理解し、規定に関する関心も高まる。IT 技術が伸展するに伴い、審議会でのすべての発言を録音し、文字起こしする事も可能で、それらを簡単に記録保存できる。

(反対)クリスティーナ・エティエンヌ理事 理事会を代表して、進行記録をすべて公開する事に対して反対する。6 ヶ月以内の結論に対してどのようなアクションを取られたか、どのような費用が通されたのかを含めて My Rotary にきちんと公開している。議事録はありません。ただし、ライフローブと言うものを提供している。正式な記録ではないが、どのような議論がなされたかを My Rotaryに残している。すべての発言を公開することで間違いを生じる可能性もある。それによって代表議員が率直な発言を躊躇することもありうる。

(動議)6010 理事会に付託する。理事会にもう少し考えてほしい。
完全な議事録といっても不安定である。次期の代表議員がその過程を知る必要がある。準備が周到になる。

(議長)セコンドがありました。

(動議提案理由)

完全な議事録といっても、不完全です。私は賛成しています。そして、次期の代表議員としてその過程を知るべき。それをウェブサイト上げることで、熟知して COL に臨める、準備が周到になる。

(議長)今は理事会に付託することの動議に対しての投票となる。

理事会付託に審議

(反対)6010 理事会は支持しないと言っているから、理事会に付託する必要ない。

(理事会付託への採択)64 : 432 否決

本動議に戻る。

(反対)3300 マレーシア これはすべての討議を公表することになることだが、発言は 守秘性があるものだ。公開するとかなりの混乱が起こる。決定も時が来れば公開 される、そしてレポートオブアクションも公開することになる。
ですから反対票を投じて欲しい。

(議長)動議がありました。手続き上の問題ですか？

(動議)3850 ここで理事会の代わりに発言することは必要かどうか。

(議長)理事会の理事は発言する権利があるから、必要ない。

(動議)アルゼンチン 理事に質問です。COL の代表が地区にどのようなディベートがあったのかを報告できるのか。

(議長)地区にどのようなディベートがあったのかを報告するのに制限はない。ストライプのカードが多数出てきている。3 分の 2 以上。
討論を終了します。結びの論述を 2 分間でお願いします。

(結び)今回 2 回目の参加となったが、先輩の過去 4 回目の速記録が制定案作成に役立った。さらに、これは制定案立案にも役に立った。個人情報には配慮すべきだが、将来の COL の審議がさらに充実することになる。

(採決)75 : 407 否決

制定案 25-65

採択された制定案の発効日を改正する件

提案者:千葉ロータリークラブ(日本、第 2790 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 9 条 審議会の構成と手続

9.150. 審議会後の手続

9.150.7. 審議会採択の発効日

審議会による立法案または決議案の採択は、本細則第 9.150.3.項の下に反対により一時保留 とされない限り、審議会が閉会開催された直後年の 2 年後の 7 月 1 日に効力を生じる。但 し、理事会が緊急性且つ重要と判断した場合はその限りではない。

(本文終わり)

趣旨および効果

国際ロータリー会長エレクト、全ガバナーエレクト、全クラブ会長エレクトは次年度の運営計画を立てる際、その年度に有効な組織規定を利用することが義務付けられている。しかし、規

定審議会によって採択された組織規程文書への改定は、同じ暦年の7月1日に発効となるため、これらのリーダーは年度が始まってから運営上の方針を更新せざるを得ない可能性が生じる。審議会決定の発効日を翌暦年の7月1日とすることで、これらの役員エレクトは就任前に、計画への変更を組み込むことができ、意図したとおりに運営方針を遂行できると考える。

さらに、本制定案は、緊急且つそのほかの特別な状況が起こった際に、RI理事会が審議会決定の発効日を修正することを容認するものである。

(審議に入る)

(反対)3370 韓国 こういったものは7月1日から有効になるべき。すべてが非常に早く変化する世界の中に生きている。私たちは早く対応する必要がある。次の年度では変化する世界に対応できない。

(動議)アルゼンチン ここで質問ですが、立法案で実施するものが難しかったものがあるのか？

(法務部長)採択された立法案で難しいというものがあるとすると、暫定的な規則がある。あとでこれを実施するかどうかを理事会が決めることが出来る。

(反対)理事 1974年からですが、特に執行が難しいものはなかった。もし、難しいということがあるれば暫定的な規則で対応できる。緊急制定案を出すこともできる。基本的には7月1日から発効ということ。

(反対)1480 デンマーク これは実施することは難しい。意図は尊敬するが、実行は難しい。もし実施に時間がかかることがあれば、対応できる。

(結び)例外措置が設けてあるので、安心したが、皆様の採択をお願いします。

(議長)ストライプのカードが多数出てきている。
討論を終了します。結びの論述を2分間でお願いします。

(採決)24:457 否決

制定案 25-66

地区による決議審議会への決議案の提案・承認は5件までと定める件

提案者:大和中ロータリークラブ(日本、地区 2780)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第8条決議審議会

8.040. クラブおよび地区提出の決議案の承認

クラブおよび地区が提案する決議案は地区大会、地区立法案検討会、RIBI地区審議会、または第12.050節の手續にできるだけ沿った形でガバナーの実施するクラブ投票によって、地区の承認を受けなければならない。事務総長に提出される決議案は、承認されたことをガバナーが証するものとする。地区は、1回の決議審議会につき5件を超える決議案を提出もしくは承認すべきではない。

(本文終わり)

趣旨および効果

国際ロータリー細則第7条030節により、制定案については、地区による提出もしくは承認が

5 件までに制限されている。ところが決議案については、制限の明確な規定がない。このままでは地区による提出、承認の数に多くの差が生じる可能性がある。本制定案は、制定案の提出と同様に、決議案についても制限を設けようとするものである。

(審議に入る)

(反対)485I 私たちは意見を述べることに制限されることは妥当ではない。行動規範にも違反している。

ストライプのカードが多数

(結び)決議案は膨大な数になりかねない。平等の精神から外れることになる。

(採決)153 : 326 否決

制定案 25-67

欠陥のある決議案の二つの理由を削除する件

提案者:前橋ロータリークラブ(日本、第 2840 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 8 条決議審議会

8.070.E 規の手続で提出された決議案、欠陥のある決議案 **8.070.1.**正規の手続で提出された決議案 第 8.030. 節、第 8.040. 節、および第 8.060. 節に準拠していれば、正規の手続で提出された決議案と見なされる。

8.070.2.欠陥のある決議案

次の場合、決議案は欠陥があると見なされる。

- (a) 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を要請する場合。
- (b) ~~理事会または TRF 管理委員会の裁量の範囲内にある運営または管理にかかわる行為を要請する場合。~~
- (c) ~~理事会または TRF 管理委員会によって既に実施されている行為を要請する場合。~~
- (d) ~~但)也!R!のプログラムの範囲内でない場合。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

現行規定の RI 細則 8.020.2.(b)および(c)項は、2019 年規程審議会で R!理事会提案の制定案 19- 1 ○1 の採択により追加された項目である。

この理事会が提案した追加項目は、(d)(ii)の段落を削除した制定案 13-141 の採択によって削除された欠陥のある立法案の定義を復活させるものであった。

7.037.2. 欠陥のある立法案

次の場合、立法案は欠陥があると見なされる。

- (d) (ii)理事会もしくは事務総長の裁量の範囲内にある管理運営的措置を要求あるいは要請する場合。

この目的は、「裁量権の範囲を明確に規定しないまま、『理事会もしくは事務総長の裁量 の範囲』との文言の規定は、基準が明示されないに等しい。基準は明確なものに限るべき である」ということを支持した多くの地区代表議員によって、334 対 174 で採択された。5

2016 年、規定審議会は決議案を審議する別個の決議審議会を設けるという立法案を採択し た。その時の欠陥のある決議案の定義は以下の通りであった：

8.060.2. 欠陥のある決議案

次の場合、決議案は欠陥があると見なされる。

- (a) 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする場合。
- (b) R!のプログラムの範囲内にない場合。

現行規定の(b)項の「裁量の範囲」と(c)項「すでに実施されている行為」は、基準としてい ずれも明確性に欠けている。これらを理由に「欠陥のある」と見なされた場合、R!の運営 に関する多くの重要な提案が検討されず、ロータリアンはこれらの問題を討議しないこと となる。改善の必要性を認めれば、クラブや地区も決議案の形で意見を表明できるよう配 慮すべきである。

本制定案は、内容が不明確で、恣意的に運用されるおそれのある(b)項と(c)項の削除を求 めるものである。

(審議に入る)

(反対)2980 セクション B がなくなると、柔軟性が失われる。セクション C も意味があ

る。

(賛成)2650 刀根 PDG 強く支持する。あまり明確に定義されていない。自分たちの都 合の良いように言っているように思われる。草の根のロータリアンの意見を聞く べきです。

(賛成)1712 すべての会社において改善をすることが歓迎されている。ロータリーでも 同じこ とをすべきだ。理事会の決定においてもより良いアドバイスができる。

討議終了

(結び)最近 COL や COR の権限や理事会が肥大化する懸念がある。多くの決議案が欠陥が あるとされている。昨今、採択決議案が R I 理事会で否定されることが多くなっ た。決議 審議会は意見を発表する貴重な機会です。健全な民主主義を保つべき。

(採決)196 : 28I 否決

制定案 25-68

採択決議案への対応手続を改正する件

提案者：第 1830 地区(ドイツ)

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 8 条決議審議会

8.120. 採択決議案

理事会は、決議審議会が終了してから行 6 カ月以内に、採択決議案を審議し、投票する ものと

する。理事会が特定の決議案の実施を否決した場合、その決定の理由を提供し、文書化するものとする。理事会は、審議会によって採択された決議にかかわるすべての理事会の決定について、全ガバナーおよび全審議会議員に通知するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

個々の決議案が決議審議会で採択されるまでには、非常に多くの検討、意見交換、審議が行われる。投票権のある議員によって付託された案件を理事会が検討する際には、同様に弛まぬ努力を惜しまず、各採択決議案に対する決定を審議会終了後 6 カ月以内に行うべきである。さらに、理事会が全ガバナーおよびそれらの決議案の採択の際に票を投じた全審議会議員に通知するのが適切である。

(審議に入る)

審議なし

(採決)380 : 94 採択

制定案 25-69

地区がクラブ会員を対象とした調査を定期的 to 実施し、ロータリーの未来について討議することを規定する件

提案者: 第 1790 地区(フランス)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 16 条ガバナー

16.030・ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行う RI の役員である。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。ガバナーは、元、現任、次期地区リーダーと協力して、地区内における継続性を確保するものとする。

- (a) 新クラブを結成すること。
- (b) 既存クラブを強化助成すること。
- (c) 会員増強を推進すること。
- (d) 地区およびクラブのリーダーと協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励すること。
- (e) 地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの目的を推進すること。
- (1) TRF を支援すること。
- (g) クラブ間およびローターアクトクラブ間、およびクラブ、ローターアクトクラブ、RI の間の良好な関係を促進すること。
- (h) 地区大会を計画、主宰すること。PETS および地区研修・協議会の計画・準備にあたるガバナーエレクトに協力すること。
- (1) 個々のクラブあるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下を行うため、ガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶようにする。
 - 1. ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
 - 2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
 - 3. 奉仕活動への参加に対するロータリアンの意欲をかきたてる。

4. クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会 開催後は特にこれを行う。
5. 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。
- ①各クラブに対して月信を発行すること。
- (k)会長または理事会の要請により、速やかに RI に報告を提出すること。
- (l)ガバナーエレクトに対して、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、強化策を提案すること。
- (m)地区における指名および選挙が、組織規定および RI の規定の方針を遵守するよう計らうこと。
- (n) 地区内のロータリアンのグループの活動について定期的に尋ねること。
- (o)地区の文書をガバナーエレクトに引き継ぐこと。
- (p)地区内クラブを対象とした調査を定期的の実施し、将来の方向性について会員と議論すること。
- (p)毎し RI 役員の職責に属するその他の任務を遂行すること。

(本文終わり)

趣旨および効果

RIは毎年、会員を対象とした調査を実施しており、それらの調査の結果は一環して、ロータリアンとローターアクターがクラブの活動を大切にしていることが分かっている。クラブは常に会員に耳を傾けなければならない。ゾーンと地区も同様な義務を有する。会員に耳を傾け、地区の将来の方向性を決める議論に会員が参加できるようにしなければならない。

(提案論述)

ガバナーはモチベーションを高め、継続性を高める役割があり、Top to Bottom のアプローチといえる。その観点から、ガバナーの任務に以上の項目を付け加えるということである。

(審議に入る)

(反対) 1330 意図はわかるが、2つ懸念がある。定期的という意味の定義が違う。次に経費も掛かる。回答率も少ない。私たちのように他国にまたがっている地区はガバナーの負担が多くなる。現実として難しい。

(賛成) 7920 クラブ会長時代にアンケート調査を継続している。ガバナー時にも1年に一度アンケートをしている。それ以来、実施している。クラブが何を求めているのかを知ることが出来る。カスタマーが何を欲しているか分からなければ何も出来ない。

(動議) アンケートは何を意味しているのか

(議長) これは何も書かれていないので、皆様に任される。

(反対) 3462 地区がアンケート調査は信頼性をどのように確立するのか。追加の行動は不要。

(動議) フランス語アンケート調査の意味が分からない。

(議長) 皆さんお判断にまかされる

(反対) 3426 信頼性と効果がなければならないがそれをどう確立するのか。追加の活動は必要ない。

(議長) 通訳が入ってきていない。ちょっと待ってください。もう一度お願いします。

(動議) 私は修正案がある。シンプルです。

定期的の実施ではなく、調査を少なくとも1年に一度(annually)に修正したい。(議長) 年に一度がよいと法務部長が言っています。

(動議提案) 定期的を年に一度はわかりにくい。頻繁にするのはむづかしいが、一年に一度くらいなら妥当と思われる。

(議長) 反対意見はありませんので、修正案を投票したいと思います。

(採択)377:95 修正案を正式動議とすることの採択した

これから本動議に戻す。

(賛成)3070 年次的に一度調査するのは必要不可欠。会員の満足度が高まる。維持率も上がる。
年次的に会費を上げていく必要もないと思います。

(反対)2750 服部 PDF クラブの状況、会員の意向を知るための調査は重要であるが、このアンケートはクラブが行うべきである。この調査を基に、必要に応じて地区がクラブと協議することは可能と考えるが、地区が定期的に行うことには反対である。

(動議)1730 質問がある。地区がやらなければならないとなると、費用は負担してくれるのか。サーベイのツールとか、翻訳の費用などです。

(議長)事務総長が検討することになる。

(事務総長)これはガバナーの資金から賄うことになる。追加資金はない。

(賛成)イタリア 私もセミナーをしたときにアンケート調査をした。アンケート調査は とても役立つものだ。

(反対)7880 これを義務付けるべきではない。ベストプラクティスの範疇であって、全ガバナーに義務付けるべきものではない。

(結び)クラブがアンケートするべきである。地区はデータを取集したデータを集めてこれを地区の運営に役立てることができる。会員増強維持にも効果がある。

グリーンカードしか出ていないので、ここで討議を打ち切り採決。

(採決)230:249 修正案否決

翌日の再審議

(動議)3142 25-69 の再審議をお願いしたい。修正案を間違っ理解しました。また、多くの人も勘違いしている。

(反対)6960 調査は確かにいいアイデアで、慣行だが、ただしこれを規定することはよくない。
すべての決定を細則の中に入れる必要はない。地区やガバナーが自分で決めればよい。

(賛成)1790 スイス 再審議を支持したい。

(反対)3300 マレーシア 過半数で決めたことを再審議することが適切かということである。手続きに沿って、後で考え直すことはすべてのプロセスを尊重しないことになる。結果を尊重すべき。

再審議することの賛否を投票する。

(採択)118:353 再審議否決

制定案 25-70

ガバナーエレクトとガバナー ノミニーが地区の運営を支援するものとするを規定する 件

提案者:第 1790 地区(フランス)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 16 条ガバナー

16.030・ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行う R!の役員 である。継続性を確保するため、地区は、ガバナーエレクト、ガバナーノミニー、理事会 の支援を受けて、ガバナーによって運営される。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。ガバナーは、元、現任、次期地区リーダーと協力して、地区内 における継続性を確保するものとする。ガバナーは、次の事項の責任を負う。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、ガバナーの役割に付随する義務の範囲を変更し、より大きな地区ガバナンス のグループへとその機能を統合させることで、ガバナーの活動の効率性を高めることを目指している。このような変更によって、ガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニー が複数年のチームとして活動でき、1年の任期または任務といった縦割りの視点で活動する という一般的な傾向をなくすることができる。こうすることで、地区内における年度から 年度への運営において、より大きな継続性が確保されるだろう。私たちはもはや、6月30日に終わり、7月1日から始まるという閉鎖的なサイクルで地区の運営をとらえてはならない。

(審議に入る)

(反対)3000 不必要である。もうすでに、就任前から次は何をするかを考えて計画している。

3名の方が協力するとなると、競合相手となり、紛糾し、不都合も生じる。

(賛成)3120 チームとして奉仕プロジェクトを考えれば、年度を継続して行なうことができる。地区の運営とプロジェクトの推進がスムーズになる。

(反対)1960 既にアクションプランがある。協力しながらコミットメントを組み立てる 仕組みが出来上がっている。重ねて義務付ける必要はない。私に地区は既に自然 に協力体制はある。

(賛成)2110 私たちの地区は諮問委員会があり、3名が協力している。

(動議)5520 質問 理事会と言う言葉はクラブの理事会のことか?

(定款細則)これは R!理事会ということだ。

(反対)3131 継続計画は重要であるが、広大な地理範囲の地区があり、一人だけでは運営上難しい。次のリーダーが諮問委員会に入るのは重要である。しかし、これは 当然前のことで、改めて規定することではない。

(賛成)1450 地区の継続性を考えるとこれはよいこと。ガバナーグループの連携は重要 である。私たちの地区は、地区の役員も既に3年任期で実行している。そのノウハウを周知して継続性を保っている。継続性の観点からこの制定案を支持する。

(動議)2160 理事会という言葉は「R!理事会」ということであるが、下の方に地区の理事会ということも書かれている。

(議長)細則では R!理事ということになる。

(動議)女性代表議員 ここで「He」という言葉が書かれている。ガバナーであっても 「He」ではないことを注意してください。

(動議)ギリシア理事会について、地区が法人化されたので理事ではないのか。細則の 規定では理事会は R!理事のこと。

(議長)わかりました。

(動議)通訳を聞くと、地区の理事会のことなのか?

(議長)これは R!理事会と解釈する。私たちはそのように解釈しなければならない。

(反対)3192 すべて含まれているので、あえて必要ない。

(賛成)4530 支持します。一体となって活動することで継続性を保ち、慣行としても大切なこと。

討議終了

(結び)地域コーディネーターです。20 の地区を指導しました。協力しているガバナーも あるが、それを反故にして全く新しいことを始めようとする地区もある。継続性 を持って目指すことが必要。DLP とも整合している。

(採決)200 : 266 否決

制定案 25-71

ガバナーの名称について規定する件

提案者：Bombay Pier ロータリークラブ(インド、第 3141 地区)

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 16 条ガバナー

16.040・ガバナーの名称

「ガバナー」という名称は、パストガバナー、直前パストガバナー、ガバナーエレクト、ガバナーノミニ、ガバナーノミニ・デジグネート、副ガバナー、ガバナー補佐といった、地区ガバナーおよび関連役職のみを指して用いられるものとする。

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

ガバナーの中には、地区の管理チームにおけるシニアメンバーに対し、ルーテナント・ガバナー(副ガバナー)、ガバナー・ゼネラル(総督)などといった代替名称を用いる人びとがいる。これは、ガバナーの役職に立候補しようとしていても、そのような名称で呼ばれていない人たちに對し不公平である。また、副ガバナーとルーテナント・ガバナーの役割が混同される傾向がある。

RI細則に、新たに第 16.040.節の規定を加えれば、ガバナーおよび関連役職を指す RI の指定用語に関する混乱を払拭する一助となると思われる。

(審議に入る)

(賛成)インド様々な名称を用いている現状がある。国際ロータリーの目的をゆがませる可能性もあり、これを是正したい。

(反対)6890 意図は分かるが、書かれているのはとても複雑な形だ。私は元地区ガバナーではなく、ガバナーとなるということで、この書かれ方だと同意できない。

(同議)質問です。16.040.は RIBI に係るものですが、RIBI について変更したいということですか

(議長)違いま品。

(結び)具体的な名称について懸念があるのは分かるが、その地域によって異なる使い方をしていところがある。これを是正したい。

(採決)192 : 282 否決

制定案 25-72 修正

地区大会を毎年開催する要件を削除する件

提案者:RI理事会 国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 7 条規定審議会

7.030. クラブおよび地区提出の立法案の承認

クラブおよび地区が提案する制定案は地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会において地区の承認を受けなければならない。地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会に制定案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施するクラブ投票を通じて地区内クラブの票決を求めることができる。すべてのクラブ投票は、第12.050. 節の手續にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に提出される制定案は、承認されたことをガバナーが証するものとする。地区は、1 回の規定審議会につき 5 件より多く の制定案を提出もしくは承認すべきではない。

第 9 条 審議会の構成と手續

9.060. 地区大会における代表議員の選挙

9.060.1. 選挙

地区が指名委員会手續を使用しない場合、年次地区大会、地区立法案検討会にて、また RIBI の地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠を選挙してもよい。選挙は、規定審議会が開かれる 2 年前の年度の 6 月 30 日までに行うものとする。RIBI の地区の場合、規定審議会が開かれる年度の 2 年前の 10 月 1 日を過ぎてから開かれる地区審議会において行われるものとする。

9.060.4. 代表議員と補欠議員の選出

地区大会または、地区立法案検討会にて過半数の票を得た候補者を規定審議会と決議審議会の代表議員とする。候補者が 2 名しかいない場合、過半数が得られなかった候補者を補欠とし、代表議員が務めを果たせない場合にのみ、この補欠がその任に就く。投票手續は 第12.050.節および第 12.050.1・項の規定に従うものとする。

9.070.クラブ投票による代表議員の選挙

9.070.1.クラブ投票の承認

~~理事会は、地区に対し、代表議員または補欠をクラブ投票によって選ぶことを認めることができる、地区大会または、地区立法案検討会に出席し投票する選挙人の多数決をもつて、代表議員および補欠をクラブ投票によって選出することができる。地区大会で認められた場合、クラブ投票は、地区大会の翌月に実施されるものとする。~~

第 11 条理事の指名と選挙

11.020.指名委員会手續による理事ノミニーと補欠の選挙

11.020.4.jg 挙

第 11.020.9. 項、第 11.020.10.項、および第 11.020.11.a に規定されている場合を除き、指名委員会の委員と補欠委員は、指名が予定されている年の前年の地区大会またはガバナーが実施するクラブ投票で選挙されるものとする。理事指名委員会の委員と補欠委員の選挙のための地区投票にクラブが参加するには、クラブは、投票を行うロータリー年度において義務づけられた地区賦課金を納入済みであるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの納入や負債の状況はガバナーが判断する。

11.020.5. 推薦

地区内のクラブは、指名委員を務める意思があり、実際に務めが果たせることを示している会員がいる場合、委員となる資格のあるクラブ会員を推薦できる。クラブは、その推薦を書面で証するものとし、クラブ会長と幹事の署名がなければならない。この推薦書は、ガバナーに提出され、地区大会において選挙人、またはガバナーが実施するクラブ投票において選挙人クラブに提示されるものとする。地区大会における投票の場合、各クラブは、そのクラブが有するすべての票を投じる1名の選挙人を指定するものとする。2票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。3名以上の候補者がおり単一移譲式投票方式が必要とされる、または用いられる投票において、2票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ優先順位に従った候補者に投じられるものとする。

11.020.10. クラブ投票による指名委員会委員の選挙

~~事情により必要のある場合、理事会は、地区に対し指名委員と補欠委員をクラブ投票によって選ぶことを認めることができる。その場合ガバナーは、推薦を要請する公式の要請書を地区内の各クラブに送付するものとする。推薦はすべて書面でクラブ会長と幹事が署名しなければならない。ガバナーが定めた期日までにガバナーのもとに届かなければならない。ガバナーは、有資格被推薦者をアルファベット順に載せた投票用紙を各クラブに送付するものとする。ガバナーが定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを要請した候補者は除かれる。クラブの投票数は、第 15.050.1. 項に規定した計算式によって決定する。ガバナーは、クラブ投票を実施する委員会を任命することができる。~~

第 12 条ガバナーの指名と選挙

12.030. 指名委員会手続

12.030.1. ガバナーの指名委員会

指名委員会の手続を採用する地区においては、委員会は、ガバナーノミニーとして最適任の候補者を探し出し、推薦するものとする。指名委員の選出方法を含む指名委員会の職務権限は、地区大会に出席し投票する選挙人が採択した決議またはガバナーが実施するクラブ投票により決定されるものとする。職務権限は、本細則と矛盾してはならない。

12.030.6. 委員会がノミニーを選出できない場合

指名委員会が候補者選出において合意に達することができない場合、第 12.050. 節に規定されているように、または第15.050,節に従って地区大会において、クラブ投票でガバナーノミニーを選挙するものとする。いずれの場合も、指名委員会に推薦された候補者のみが参加できる。

第 15 条地区

15.040•地区大会および地区立法案検討会

15.040.1. 開催時

ガバナーとクラブ過半数の会長の合意によって定める時と疊において、地区大会を毎年開催するものとすることができる。ガバナーノミニーは、選出され、事務総長に対して書面で証された時点で、大会の計画を始めることができる。地区大会の開催日程は、地区研修・協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないものとする。理事会は、2 つ以上の地区が合同で大会を開催することを許可できる。地区は、21 日前までにすべてのクラブに通知した上で、ガバナーが決定した時と場所で地区立法案検討会を開催することもできる。クラブの過半数が、具体的な案件を審議することを目的に地区立法案検討会を要請した場合、ガバナーは、その要請から 8 週間以内に検討会を招集するものとする。

15.040.2. 開催地の選定

~~ガバナーノミニーとその時点におけるクラブ会長の過半数が、大会の開催地について合意しない~~

~~なければならない。あるいは、理事会は、ガバナーノミニーと、同年にクラブ会長を務める者の過半数が、大会の開催地を選定できることを承認することができる。クラブがかかる会長を選出していない場合、現会長が開催地の投票を行うものとする。~~

15.050・地区大会および地区立法案検討会での投票

15.050.1.選挙人

各クラブは少なくとも1名の選挙人を選び、その地区の大会および立法案検討会(開催される場合)への選挙人として証するものとする。会員数が25名を超えるクラブは、25名ごとに1名、または端数が13名以上の場合、さらに1名の割合で選挙人を有する。つまり、会員数が37名までのクラブは1名の選挙人を持つ資格を有し、会員数が38名から62名までのクラブは2名の選挙人を有し、会員数が63名から87名までのクラブは3名の選挙人を有する、というようになる。会員数は、投票に先立つ、最新のクラブ請求書における会員数によって決定される(一時保留のクラブは投票権がないことを除く)。各選挙人はそのクラブの会員であるものとする。投票するためには、選挙人は大会または立法案検討会に出席していなければならない。地区大会での選挙人による投票にクラブが参加するには、クラブは、投票を行うロータリー年度において義務づけられた地区賦課金を納入済みであるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの納入や負債の状況はガバナーが判断する。

15.050.4. 地区のクラブ投票

本細則によって認可される大会または研修・協議会における諸決定や選挙は、クラブ投票を通じて行うことができる。クラブ投票は、第12.050.節の手續にできる限り沿った形で行うものとする。

第16条ガバナー

16.030. ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うRIの役員である。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。ガバナーは、元、現任、次期地区リーダーと協力して、地区内における継続性を確保するものとする。ガバナーは、次の事項の責任を負う。

- (a) 新クラブを結成すること。
- (b) 既存クラブを強化助成すること。
- (c) 会員増強を推進すること。
- (d) 地区およびクラブのリーダーと協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励すること。
- (e) 地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの目的を推進すること。
- (1)TRFを支援すること。
- (g) クラブ間およびローターアクトクラブ間、およびクラブ、ローターアクトクラブ、RIの間での良好な関係を促進すること。
- (h) 地区大会を計画、主宰すること(開催される場合)。PETSおよび地区研修・協議会の計画・準備にあたるガバナーエレクトに協力すること。
- (1)個々のクラブあるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下を行うため、ガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶようにする。
 - 1. ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
 - 2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
 - 3. 奉仕活動への参加に対するロータリアンの意欲をかきたてる。
 - 4. クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会開催後は特にこれを行う。

5. 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。
- ①各クラブに対して月信を発行すること。
- (k)会長または理事会の要請により、速やかに RI に報告を提出すること。
- (l)ガバナーエレクトに対して、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、強化策を提案すること。
- (m)地区における指名および選挙が、組織規定および RI の規定の方針を遵守するよう計らうこと。
- (n) 地区内のロータリアンのグループの活動について定期的に尋ねること。
- (o)地区の文書をガバナーエレクトに引き継ぐこと。
- (p) RI 役員の職責に属するその他の任務を遂行すること。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案の目的は、地区大会を毎年開催する要件を削除することである。これにより、地区は地区大会の開催が必要とされる場合、また必要とされる時に地区大会を開催するという柔軟性が与えられる。地区大会を任意開催とすることで、地域的な適応性が容認され、会員の多様なニーズを尊重することができる。地区大会の出席者が少なく、価値が提供されていない一部の地域では、地区大会の開催をなくすことで、地区大会の調整のために多大な時間、リソース、労力を費やす地区ガバナーやそのほかの地区リーダーの事務的負担を軽減することになるだろう。

(審議に入る)

- (反対)2830 沼田 PDG 要件を削除すれば、安易に流れて開催されなくなることになる。地区最大な行事であり重要な決議や前年度決算報告もします。RI 会長代理から RI の重要なメッセージも伝えられる。地区内会員の交流の場となっている。経費削減策としての地区大会開催要件の削除には反対する。日本のようにたくさんの PDG がいる地域でも、外国からわざわざ RI 会長代理を派遣する例がみられる。このような経費こそまず削減されるべきではないか。
- (賛成)理事 デブリン会長は時代とともに変えるべきと言った。私たちは変わるべきである。地区大会をなくすことではなく、違う方法で開催できるということ。地区の違いや文化、政治的なもの、財政的なものを考慮すべきである。地区大会への参加者が減ってきている地区もあり、わざわざ RI 会長代理が足を運ぶ意味もないような地区大会もある。地区大会は任意にすべきです。
- (反対)3530 理事会の提案を理解できない。地区大会をなぜ廃止するのか。地区大会のときこそ、奉仕プロジェクトの報告があり、表彰などもある。2022 年は開催できず、オンラインだけで有意義ではなかった。ロータリアンの団結には欠かせない。反対である。
- (動議)2982 修正案を出したい。趣旨は地区大会で選挙も行われる。COL 代表議員の選挙もある。だから、代替として地区立法案会議を追加したい。
- (議長)修正案は有効に提案されている。
- (賛成)3030 地区大会には選挙が入っている。だから、修正案に賛成する。

修正案に反対者なし。

修正案を本動議とするかどうかを採択

(採択)263:183 修正案を本動議として、ディスカッションする。

(反対)1461 地区大会はすべての地区にとって大切である。地区大会がすべての拠点となり、

インスピレーションをもたらす。ダイアログやディベートをする場であり、ネットワークを強化することができる。地区大会を通じた親睦もある。みんなが集まることで、重要性が高まる。

(賛成)6363 お互いの違いに耳を傾けなければならない。柔軟性を提供すべき。一つの 改革の例になる。適応力を高めることになる。

(反対)3420 地区大会は大切なもの。自分たちの 1 年の活動の成果を発表し、奉仕の枠 組みを強化するためのものであり、これに賛成しないでいただきたい。

(賛成)5420 私たちは多様性のある組織である。一つ方法ですべてに当てはまることではない。私の国では地区大会の参加者が減っている。ガバナーも足りないリソースを使って懸命に勧誘するが、来る方があまりいない地区もある。地区大会をどうするかはそれぞれの地区ガバナーが決めればよい。

(反対)1470 地区ガバナーは特別な役割を担っている。地区の会員が一堂に集まることで、お互いに補足するような力を与えることができる。だから反対です。

(結び)地区大会の重要性を否定しているわけではない。成功することができる地区は地区大会をすればよい。ガバナーが考えればよい。柔軟性を与えることが良い。

(採決)252 : 216 修正案を採択

制定案 25-73

地区大会と地区立法案検討会での投票に関する投票規定の順序を改正する件

提案者：Enebakk ロータリークラブ(ノルウェー、第 2260 地区) 第 2310 地区(ノルウェー)
国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 15 条地区

15.050 地区大会および地区立法案検討会での投票

15.050.1. 投票に関する一般規定

大会または立法案検討会に出席しているすべての会員義務を果たしている会員は、すべての案件について投票権を有するが、第 15.0503 項に記された場合を除く。

15.050.1.15.050.2. 選挙人

各クラブは少なくとも 1 名の選挙人を選び、その地区の大会および立法案検討会(開催される場合)への選挙人として証するものとする。会員数が 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 名、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 名の割合で選挙人を有する。つまり、会員数が 37 名までのクラブは 1 名の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 38 名から 62 名までのクラブは 2 名の選挙人を有し、会員数が 63 名から 87 名までのクラブは 3 名の選挙人を有する、というようになる。会員数は、投票に先立つ、最新のクラブ請求書における会員数によって決定される(一時保留のクラブは投票権がないことを除く)。各選挙人はそのクラブの会員であるものとする。投票するためには、選挙人は大会または立法案検討会に出席していなければならない。地区大会での選挙人による投票にクラブが参加するには、クラブは、投票を行うロータリー年度において義務づけられた地区賦課金を納入済みであるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの納入や負債の状況はガバナーが判断す

る。

15.050215.050.3・地区大会および立法案検討会の投票手続選挙人のみに制限される投票事

大会または立法案検討会に出席しているすべての瑕疵なきクラブ会員は、すべての案件について投票権を有するが、以下の場合を除く。大会または立法案検討会における以下の事項に関する投票は、選挙人のみに限られる。

- ㄨ ガバナーノミニーの選出
- ㄨ 理事指名委員会の委員と補欠の選出
- ㄨ ガバナー指名委員会の構成および職務権限
- ㄨ 規定審議会と決議審議会の代表議員および補欠の選挙、ならびに

ㄨ 地区の1人当たりの賦課金の額 大会または立法案検討会に提出されたいかなる案件についても、出席しているクラブの瑕疵なき会員は誰であれ、たとえその案件について投票できない会員であっても、票決を求めることができる。この場合の投票は、選挙人に限られるものとする。上記(a)、(b)、(c)および(d)のために投票をする際、2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ候補者または提案に投じるものとする。候補者が3名以上おり、単一移議式投票による投票の場合、2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ順番で候補者に投じるものとする。

(続く条項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

本立法案は、RI細則に定められている要件を変更するものではなく、これらの規定をより明確にし、地区大会と立法案検討会における投票に関する規定をより分かりやすくすることを意図している。

地区大会および立法案検討会での投票においては、そのすべてを、クラブがその会員数に比例した人数を選出する選挙人が行うものであると広く信じられており、いくつかの地区では、これが細則にまで組み込まれている。この誤解により、多くの地区で、「出席しているクラブの瑕疵なき会員」は誰であれ投票するのが適切な状況においても選挙人が用いられ(第15.050.2項)、それが、それらの地区において一部のクラブの意見が反映されない一因となっているとも言える。

現行のRI細則第15.050.1項はかなり読みづらいものとなっている。すべての会員がロータリーの主要言語のいずれかを母国語としているわけではないため、普通の読者は、この規定がすべての決定に当てはまり、それ以上を読み解く必要はないと考えるであろう。第15.050.2項に達して初めて、記述の例外を除き、「大会または立法案検討会に〔中略〕出席しているクラブの瑕疵なき会員は誰であれ、〔中略〕票決を求めることができる」ことが分かる。

現行の第15.050.1項と第15.050.2項の順序を逆にすることにより、会員が頻繁に参照する選挙規定項目であり、大半の場合に当てはまる規定が、もっと目につき、従ってもっと理解しやすくなることが期待される。新たに第15.050.3となる項目に、説明項目「選挙人のみに制限される事項」を加えることにより、どの部分が大抵の場合に当てはまる規定であるかが、さらにはっきりと分かるようになると思われる。

(審議に入る)

(賛成)1310 この制定案は物議を醸すものではなく、明確にするだけだ。分かりやすくして、意思決定のプロセスをクリーンナップするだけである。

(反対)アルゼンチンもっと制限を与えることになるから反対。

民主主義の原則に反する。投票権は制限させるべきではない。

(賛成)2300 スイス 投票のプロセスを明確にしているだけで、何も変えることなく、お金もかからない。

(反対)92121200 名が地区大会に集まる地区です。全員に投票するのは悪夢である。とても複雑になってしまうから反対。

(結び)私は少し驚いている。提案の視点は、全員の投票権が守られなくてはならないというものである。

(採決)278 :186 採択

(動議)スマホが鳴った場合、100 ドルを徴収することを提案します。

(議長)あなたが徴収してください。

(動議)3100 25 - 60 の再審議をしてほしい。折衷案です。

(議長)少し待ってほしい。25-74 を先行させる。

折衷案 制定案 25-74

会員数 13 名未満のクラブはいかなる選挙人による投票にも参加できないと規定する件

提案者：Indore Meghdoot ロータリークラブ(インド、第 3040 地区)
Moradabad Civil Lines ロータリークラブ(インド、第 3100 地区)

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 15 条地区

15.050・地区大会および地区立法案検討会での投票

15.050.l.jg 挙人

会員数が 13 名以上のクラブは少なくとも 1 名の選挙人を選び、その地区の大会および立法案検討会(開催される場合)への選挙人として証するものとする。会員数が 13 名に満たないクラブは、選挙人を有する権利がないものとする。会員数が 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 名、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 名の割合で選挙人を有する。つまり、会員数が 37 名までのクラブは 1 名の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 38 名から 62 名までのクラブは 2 名の選挙人を有し、会員数が 63 名から 87 名までのクラブは 3 名の選挙人を有する、というようになる。会員数は、投票に先立つ、最新のクラブ請求書における会員数によって決定される(一時保留のクラブは投票権がないことを除く)。各選挙人はそのクラブの会員であるものとする。投票するためには、選挙人は大会または立法案検討会に出席していなければならない。地区大会での選挙人による投票にクラブが参加するには、クラブは、投票を行うロータリー年度において義務づけられた地区賦課金を納入済みであるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの納入や負債の状況はガバナーが判断する。

(本文終わり)

趣旨および効果

R1 細則に規定されている通り、新クラブの創立には少なくとも 20 名の創立会員が必要とされる。しかし、多くの場合、クラブの結成後まもなく会員数が 5 名、またはもっと少数にまで急減する。このことは、このようなクラブを結成した本来の動機に重大な疑念を抱かせる。このよう

なクラブが結成された背景を疑問視する人がいるかもしれない。実際、多くのクラブは、地区が実施する特定の選挙に票を集めるための手段としてのみ作られているようである。このようなクラブは、会員数がわずかであるため、ロータリーの五つの奉仕部門と七つの重点分野において十分な成果を上げることができない。

このような状況に対処するため、地区内での選挙人による投票では、会員数が13名以上のクラブのみが投票できるものとし、会員数が13名未満のクラブは投票に参加できないものとするよう提案する。この理論は、RI細則に、会員数が25名を超えるクラブは、25名ごとに1名、またその端数が13名以上であればさらに1名の選挙人を選ぶ権利があると記されていることから十分に裏付けられる。

無能な候補者がこのような手段を使い、より有能な対立候補に勝利することは知られている。例えば、3名ずつのクラブが10クラブ、つまり合計30名の場合、現在10票を獲得できるが、37名のクラブは1票しか獲得できない。このようなクラブは、会員増強、ロータリー財団、ロータリーの全体的な公共イメージに悪影響を及ぼす。

(審議に入る)

(反対)1175 私の地区のクラブは怒ると思います。この制定案は四つのテストに当てはまらない。(13名以下は)世界では21%のクラブに当てはまるものです。投票権が与えらなくなると、クラブはがっかりする。

(賛成)3050 インドロータリーには民主主義がある。12名のクラブでもロータリーを楽しむことができる。これが採択されると会員増強を促す動機付けとなる。現状は投票の単位として不公平である。

(反対)9660 小さなクラブを代表して反対する。小さなクラブの廃止につながる。

(動議)3460 修正提案である。13名を9名にしたい。

(議長)事前に提案していないので、受け入れられない。

(動議)3030 どれだけのクラブが13名未満か、どれくらい影響を与えるのか。

(議長)そのデータはアプリに入っている。

(事務総長)2024年7月現在6481クラブが13名未満となっている。

(動議)3232 ウクライナ13名を6名に減らしたい。

(議長)これは事前に提案していないので受け付けません。

(動議)4650 議事運営規則によりアピール(提訴)できる。9名への減少は簡単な変更です。

(議長)提訴まることですか？

(動議)そうです。

(議長)数字を変えることは許されないとしたが、これを提訴すると整理する。

(動議)シンプルの修正をフロアから出せると聞いている。

13を9名とすることは簡単な修正案で、これを対応しないのは不適切である。

議長の立場に賛成か反対かの投票

(採択)236:223

(議長)私の立場は維持された。本動議のディベートに戻る。

(賛成)301120名いればロータリーの資格がある。13名以下のクラブの会員増強を鼓舞することになる。

(動議)4630 ロータリーでは瑕疵なきロータリアンの投票権は平等であると解釈しているが、私の理解は正しいのか。

(議長)議案はそれぞれ独立している。個々に取り扱わなければならない。

(動議)これは財政的な影響、法的な影響を満たすことがあるのか。

(議長)財務的な影響は皆様の制提案に含まれている。大きな財務的な影響を与えること はない
となっています。

(議長)討議終了する。結びの論述をお願いします。

(結び)選挙の時に不公平になる場合がある。

(採決)91:377 否決

25-69 の再審議の動議

(動議)3124 25 - 69 の再審議をもとめる。反対をしたのですが、重要なことと思いま す。

(議長)69 には反対票を投じたのですね?

この 69 の再審議は明日にします。

(動議)7980 議長の決定について、提訴について討議をする機会を与えられなかった。

(議長)もう投票も済みましたので、その投票に基づいて進めなければならない。

(動議)それではあなたの決定を提訴したい。

(議長)今の私の決定を提訴するということですね。

(動議)シンプルな制提案であるといったときにもっと討論すべきであった。

(専門家)そのアイテムに投票する前に、あなたの反論はされなければならなかったので アウト
ボーダーということです。

(動議)議長はその動議は順序に沿っていない。数秒しか与えられなかった。

議長はしっかりとしたプロセスを踏まなかった。

(議長)専門家によれば、あなたが手続きに沿っていないということなので、そのまま進 めた
い。

(動議)1600 質問は次のとおりです。間違った投票をしてしまったとしても、1 票であ れば何も
変わらないと思います。

(議長)明日再審議として扱って審査する。

制提案 25-75 地区賦課金の額を決定する投票手続を改正する件

提案者:千葉ロータリークラブ(日本、第 2790 地区)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 15 条地区

15.060. 地区の財務

12.080.2. 地区賦課金の承認

地区資金を調達するために、地区内の会員に対して賦課金を割り当てるものとする。賦課 金の
額は、次のいずれかによって決定するものとする。

- a) 大会に出席し投票する選挙人が持つ票の総数の過半数

- b) 研修・協議会または PETS での(本細則第 15.050.1.項に従い)次期クラブ会長が持つ 票の総数の 4 分の 3 の承認。標準クラブ定款第 11 条第 5 節(c)において指定された代理を含む。

(本文終わり)

趣旨および効果

現行の細則では、少なくとも 1 票を投ずる権利が全クラブに与えられている。しかし、クラブによっては会員数に大きな隔たりがあり、全クラブ 1 票の場合は会員一人の権利に大きな格差が生じる。よって選挙人及び次期クラブ会長が保有する決議票数は、ほかの地区 決議と同様に会員数を勘案して票数を算出するべきである。特に地区賦課金は地区内の全 会員が拠出することから、決議票数は各クラブの会員数を勘案して算出し、クラブの意思 がより正確に反映できるようにすべきである。

(審議に入る)

(動議)4730 ブラジル 申し訳ありませんが、25 - 73 の再審議を動議します。

(議長)この修正案の動議は後でお願いします。

(動議)3542 この案件について数を変えたいということです。3 分の 2 に変えたい。

(議長)「4 分の 3」を「3 分の 2」の承認にしたいということ。これがシンプルかどうか。

セカンドが上がりました。

(動議説明)私たちの 30 年間の経験からいうと、4 分の 3 は達成されるのではないかということ、3 分の 2 にするということによってもっと簡単になるということです。

(動議)3661 インド 情報として知りたいのは、この「4 分の 3」にそもそもの定款に入 っていること。オリジナルの細則を変えられるのですか？

(議長)はい、できます。

修正案にのみ審議

(採択)211:249 否決

本動議に戻る

(採決)218 : 257 否決

25-73 の再審議について

(議長)再審議について伺います。

(動議)25 - 73 についてです。

(議長)修正理由勝った方の側で投票した方ですか。

(動議)はい。

(再審議理由)混乱してしまいました。大会の中で承認された財務諸表とか、こういった ステートメントが承認されなかった時とかに、手続上の課題が出てくる恐れがある。また、私たちは誰が瑕疵なき会員なのかを特定するのは、難しいと思うからです。

(反対)1832 地区大会が大き過ぎることは既に討議した。次に、明確なマジョリティー だと思おう。結果が近い票数ではなかった。次に、何も変わらないといいこと。明 確にすることだけ。何も変えることではない。

(賛成)9212 ケニア このミーティングの中で投票機器を使っている。全員投票となる と地区大会では非常に難しくなる。

(反対)1450 デンマークこの提案者が再審議を求めているが、賛成者は意図が分かっていないということです。これはテクニカルに文章の順番を変えるだけで、本質 を変えるものではない。フレーズの場所を少しリアレンジするだけです。

再審議をするかどうかの採択

(採択)73 : 398 再審議の要請は否決

制定案 25-76

会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会の名称を改正する件

提案者:RI理事会

国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 15 条地区

15.020. 会長エレクト研修、ラーニングセミナー (PETS)

理事会が決定した通り、地区内の会長エレクトを積極的に指導し、研修を行う参加を促し、育成するために、地区(または多地区合同)PETS 会長エレクト・ラーニングセミナー は、毎年、なるべく 2 月または 3 月に開くものとする。ガバナーエレクトが、PE 科 会長エレクト・ラーニングセミナーを計画、実施、指揮、監督するものとする。

15.030・地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー

地区(または多地区合同)研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー は、必要な技能、知識および意欲を持つクラブの将来のリーダーを育成し、会員基盤を維持、および拡大し、それぞれの地域社会をはじめ他の国の地域社会のニーズに取り組むプロジェクトを実施して成功させ、プログラムへの参加と資金寄付を通じて TRF を支援するために、なるべく 3 月、4 月、5 月のいずれかの月に、毎年開催されるものとする。ガバナー エレクトが、地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーを計画、実施、指揮、監督するものとする。特別な事情があれば、理事会は、ここに定める時期以外に地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーを開催することを許可できる。地区研修・協議会に出席を要請されるの人は、次期クラブ会長とクラブリーダーを含めるものとする。

15.040・地区大会および地区立法案検討会

15.040.1. 開催時

ガバナーとクラブ過半数の会長の合意によって定める時において、地区大会を毎年開催するものとする。ガバナーノミニーは、選出され、事務総長に対して書面で証された時点で、大会の計画を始めることができる。地区大会の開催日程は、地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないものとする。理事会は、2 つ以上の地区が合同で大会を開催することを許可できる。地区は、21 日前までにすべてのクラブに通知した上で、ガバナーが決定した時と場所で地区立法案検討会を開催することもできる。クラブの過半数が、具体的な案件を審議することを目的に地区立法案検討会を要請した場合、ガバナーは、その要請から 8 週間以内に検討会を招集するものとする。

15.050. 地区大会および地区立法案検討会での投票

15.050.4. 地区のクラブ投票

本細則によって認可される大会または~~地区研修・協議会~~クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーにおける諸決定や選挙は、クラブ投票を通じて行うことができる。クラブ投票は、第12.050.節の手續にできる限り沿った形で行うものとする。

15.060.地区の財務

15.060.2. 地区賦課金の承認

地区資金を調達するために、地区内の会員に対して賦課金を割り当てるものとする。賦課金の額は、次のいずれかによって決定するものとする。

- (a) 大会に出席し投票する選挙人の過半数
- (b) ~~研修・協議会~~クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーまたは画役会長エレクト・ラーニングセミナーでの次期クラブ会長の4分の3の承認。標準クラブ定款第11条第5節(c)において指定された代理を含む。

第16条ガバナー

16.030. ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うR!の役員である。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。ガバナーは、元、現任、次期地区リーダーと協力して、地区内における継続性を確保するものとする。ガバナーは、次の事項の責任を負う。

- (a) 新クラブを結成すること。
- (b) 既存クラブを強化助成すること。
- (c) 会員増強を推進すること。
- (d) 地区およびクラブのリーダーと協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励すること。
- (e) 地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの目的を推進すること。
- (f) TRFを支援すること。
- (g) クラブ間およびローターアクトクラブ間、およびクラブ、ローターアクトクラブ、RIの間の良好な関係を促進すること。
- (h) 地区大会を計画、主宰すること。PETS会長エレクト・ラーニングセミナーおよび~~地区研修・協議会~~クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーの計画・準備にあたるガバナーエレクトに協力すること。
- (1) 個々のクラブあるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下を行うため、ガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶようにする。
 - 1. ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
 - 2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
 - 3. 奉仕活動への参加に対するロータリアンの意欲をかきたてる。
 - 4. クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会開催後は特にこれを行う。
 - 5. 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。
-) 各クラブに対して月信を発行すること。
- (k) 会長または理事会の要請により、速やかにRIに報告を提出すること。
- (l) ガバナーエレクトに対して、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、強化策を提案すること。
- (m) 地区における指名および選挙が、組織規定およびR!の規定の方針を遵守するよう計らうこと。
- (n) 地区内のロータリアンのグループの活動について定期的に尋ねること。
- (○) 地区の文書をガバナーエレクトに引き継ぐこと。

(p) RI 役員の職責に属するその他の任務を遂行すること。

および、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 10 条出席

第 1 節 一般規定。

各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

(d) 次のような方法で同じ年度に欠席をメイクアップする：

(7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区 ~~研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー~~、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または 正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

第 11 条 理事および役員および委員会

第 5 節 役員の選挙。

(c) 会長の資格要件。

クラブ会長の候補者は、ガバナーが 1 年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも 1 年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト ~~研修・ラーニングセミナーと地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー~~に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト ~~研修・ラーニングセミナーおよび地区研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー~~に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト ~~研修・ラーニングセミナーおよび研修・協議会クラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナー~~、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修ラーニングに出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

ロータリーは、より良いリーダーを養成し、会員の参加を促すため、研修の文化から参加者中心のラーニングへと移行している。ロータリークラブと地区が現在採用している研修の形式は、参加者グループに対し講義形式で知識を伝授する人を必要とするものであり、その行事の間に限られる。しかし、成人学習者は、共有したいアイデアや、解決すべき問題や、達成すべき目標があるときに学習意欲が湧くものであることは、関連研究の結果が示している。従って、参加者中心のラーニングとは、参加者が中心的存在となる力を与えられ、能動的であり、参加する継続的なプロセスを通じて知識や経験を積み重ねながら、自主的に、また互いに学び合う機会をつくるアプローチのことである。

ロータリーにおける知識やスキル向上のアプローチがラーニングモデルへと移行し、参加者をラーニング体験の中心に据えるようになると、何をどのように学ぶかを自ら決める力が参加者に与えられる。貢献し、リーダーとなり、有意義な成長の機会を会員に与えることは、会員に力を与え、参加意欲を高揚させることとなり、それが会員維持につながる。ロータリーの学習者は、同じような問題に仲間がどのように取り組んでいるのか、質問したり、話を聞いたりす

ることで、このアプローチの恩恵を受ける。

この変革はロータリーの行動計画を実践するものである。ネットワークづくり、アイデアの共有、地域化、あるいは参加者にとって最も重要なトピックなどを促進する魅力的なラーニング体験を創造することで、参加者の意欲を高めていく。

ロータリーの文言および公式行事の名称を新しくすることは、この移行の一環となる。上記の名称変更は、それらの行事が誰を対象に、何を行うものなのかをより明らかにしようとするものである。会長エレクト研修セミナーを会長エレクト・ラーニングセミナーに、地区研修協議会をクラブ・リーダーシップ・ラーニングセミナーに変更することにより、文化の移行を強調し、クラブと地区による対応を支援する。

(審議に入る)

(反対)1810 意図はわかる。理事会が1月で決めたというが、教育プログラムの内容はクラブに到達していない。皆が分かるようにしていくことが必要。今後のCOLで検討していただきたい。

(賛成)3090 私たちの使っている文言は大切に、名称はその価値を表しているからだ。ダイアログを通して理解を深めるということ。一方的に教えるという方法から、参加してお互いに学習をするということになるので、違う考えを植え付けることになる。これで力強く発展できるようになる。

(反対)7710 敢えて名前を変える必要があるのか。名称は活動のハブとなるものである。事務局が細則について考慮していなかったことである。ここで確かに文言を調整したことになる。規則になると、どれだけ費用が掛かるのかを考えていない。名称は組織のアイデンティティーの重要な一部の変更になる。この文言を使うと

クラブや地区のレベルで混乱する。

(動議)6820 ラーニングという言葉削除してください。学術的な文言だ。

(議長)セカンドがあるか？

簡単な修正かどうか？ ラーニングという言葉がたくさんあり、簡単なものではないので受け入れない。

(動議)この制定案はパスする前に、既に使っているのではないか。だからあえて細則を変える必要はない。

(議長)細則が変わる前に、なぜ使ってよいのか？

(動議)28行 Shal!を May にしてください。

(議長)これはすでに前回の25-72で既に修正された地区大会も任意となっているので、ここで敢えて変える必要はない。

(動議)3680 これを質問するようなではない。新世代の人、1980年以降の生まれの人に聞くべきです。ベビーブーマーが成長過程でどういう教育を受けてきたのか。学習は受け入れやすい。

(反対)7690 これは名称を変えるといいながら、いままでの名称でもよいというのは少しおかしい。私はクラブ主体でボトムアップであると話してきた。マイクロマネジメントを避けようということも言ってきた。名称がどうであっても誰も気にしない。地区の研修カリキュラムは義務付けられていない。そのままよい。

(動議)7970 これを採択したら、トレーニングかラーニングか、名称は義務付けではなく、以前の名称でもよいということですね。

(定款細則)提案者は義務付けられているものではないとしました。

討議終了 ストライプ:3分の2以上

(結び)意見ありがとうございました。この変更は、アクションプランを直接にサポート するものです。私たちは参加や体験を重視している。それらの地区は柔軟性をもち、名前を変えることも変えなくてもよい。一方的な講義ではなく、お互いに一緒に学んでいくということである。賛成してほしい。

(採決)254 : 221 採択

制定案 25-77

会長エレクトの代替研修について規定する件 提案者：Ulhasnagar ロータリークラブ(インド、第3142 地区) 国際ロータリー細則を以下のように改正する。

第 15 条地区

15.020. 会長エレクト研修セミナー (PETS)

理事会が決定した通り、地区内の会長エレクトを指導し、研修を行うために、地区(または多地区合同)PETS は、毎年、なるべく 2 月または 3 月に開くものとする。ガバナーエレクトが、PETS を計画、実施、指揮、監督するものとする。ガバナーエレクトはまた、PETS に出席できないクラブ会長エレクトのために、必要に応じて代替研修を調整するものとする。

15.030・地区研修・協議会 地区(または多地区合同)研修・協議会は、必要な技能、知識および意欲を持つクラブの リーダーを育成し、会員基盤を維持、および拡大し、それぞれの地域社会をはじめ他の国の地域社会のニーズに取り組むプロジェクトを実施して成功させ、プログラムへの参加と 資金寄付を通じて TRF を支援するために、なるべく 3 月、4 月、5 月のいずれかの月に、毎年開催されるものとする。ガバナーエレクトが、地区研修・協議会を計画、実施、指揮、監督するものとする。ガバナーエレクトはまた、地区研修・協議会に出席できないクラブ会長エレクトのために、必要に応じて代替研修を調整するものとする。特別な事情があれば、理事会は、ここに定める時期以外に地区研修・協議会を開催することを許可できる。地区研修・協議会に出席を要請される人は、次期クラブ会長とクラブリーダーを含めるものとする。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 11 条 理事および役員および委員会

第 5 節・役員の選挙。

(c) 会長の資格要件。

クラブ会長の候補者は、ガバナーが 1 年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも 1 年間、本クラブの会員でなければならない。会長エレクトは、~~ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会、またはガバナーエレクトが調整した代替研修に出席するものとする。免除された場合は、会長エレクトがクラブから代理の者を派遣するものとする。~~会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、または代替研修に出席しない場合、あるいは、免除されてもクラブの代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任しないものとする。その場合、会長エレクト研修セミナーおよび研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

クラブ会長エレクトが、すべての研修を完了したにもかかわらず、任期開始時またはその直前に退任を余儀なくされることはよくある。その場合、クラブ理事会はほかの会員と面接し、そ

の会員が代わりに会長の任務を務められるかどうかを確認しなければならない が、その時点では、もはやその役職のために利用できる研修はない。研修行事が終了後は、クラブの代表者を派遣できない。そこで、ガバナーエレクトが地区ラーニングファシリテーターと協力し、また追加のラーニングファシリテーターを任命し、この目的のために特別に指定された研修を調整するものとすることを提案する。このような研修は、当初 の研修を欠席したが、任務の継続を希望する会長エレクトにも提供することができ、必要 があれば複数のクラブに対して手配することもできる。この重要な補足的活動は、すべて の会長エレクトが就任前に研修を受けられるよう支援するクラブ・地区双方による努力を 支援するものである。

(審議に入る)

(反対) 3450 PETSに参加しなくてもよいという印象を与えかねない。

(賛成) 3240 どうしても欠席される方がいるため代替研修は必要で重要。義務化することとし、しっかりと研修できる。

(動議) 462I 順序の問題です。3分の2ではないか。

(議長)違います。標準 RC 定款です。RI 定款ではありません。

(動議) 1730 文言についての質問である。一体誰を対象にしているのか。文言の修正の ところに言葉の混乱がある。

(議長)恐らく、結びの論述で説明される

(反対) 4250 必要ないから反対。クラブや地区は自分たちで決めて代替や追加の研修が できる。それぞれのガバナーが必要であれば研修できる。これは地区ガバナーの アジェンダを複雑にするだけで有害無益である。

討議終了。ストライプカード:3分の2以上

(結び)PETSを補完するため研修を狙っており、これによりクラブの業績が高まる。

(採決) 209 : 259 否決

制定案 25-78

クラブ奉仕をより良く定義するために第一の奉仕部門を改定する件

提案者: 第 2800 地区(日本)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 6 条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させる目的を達成するために、クラブ内で会員が取るべき行動取るべき会員の親睦と高潔性に満ちた積極的な行動、およびクラブリーダーによる多様性、公平さ、インクルージョンに基づいたクラブ管理運営に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある 業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉 仕の理念を

実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリー の理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会 の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含 まれる。

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、 クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時に は他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他 国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力する ことを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培う ことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から 成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国 際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プロ グラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認 識するものである。
(本文終わり)

趣旨および効果

標準ロータリークラブ定款第 6 条は、五大奉仕の内容を説明している。しかし、第一の奉 仕部門であるクラブ奉仕の説明はほかの部門よりも短く、内容も分かりにくい。

分かりにくい理由の一つは、「本クラブの機能を充実させる」という曖昧な言葉であり、 これを「本クラブの目的を達成する」(標準ロータリークラブ定款第 3 条「クラブの目 的」を参照)とすることでより良く表すことができる。もう一つの理由は、ロータリーが 1931 年に発行し た『The Aims and Objects Plan』(Pamphlet No. 3)と 1932 年の手続要覧に 含まれた次のクラブ奉仕の説明である。“Individual Rotarian has a duty to the particular club of which he is a member; each club has a responsibility toward the men who compose its membership”(個々のロータリアンは、所属する特定のクラブに対して義務を持つ。各ク ラブは、クラブを構成する会員に対して責務を有する)と明記されている。これはすなわ ち、実際にはクラブ奉仕は、会員の義務とクラブの義務の二つの原則から成っていること を意味する。ロータリーの現代の基本理念を使ってこの言葉の二重の意味が適切に伝えら れれば、クラブ奉仕の定義がより簡単に理解されるだろう。

これらの理由によって、上記の変更を提案するものである。

(提案論述)

標準ロータリークラブ定款の第 6 条「五大奉仕部門」には、「1.奉仕の第一 部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員 が取るべき行動に関わるものである。」と記されている。しかし、この項目は、 他の奉仕部門の項目に比べて記述がとても短く、意味する内容も明確ではない。 具体的には、2つの問題がある。

第一に、「本クラブの機能を充実させるために」という曖昧な表現である。むしろ、「本クラブの目的を達成するため」と表現した方がよい。なぜなら、クラブ の目的は、標準ロータリー・クラブ定款の第 3 条に (a)ロータリーの綱領、(b)奉仕プロジェクト、(c)会員増強、(d)ロータリー財団、(e)指導力育成」と明記 されているからである。

第二に、「クラブ内で会員が取るべき行動」という曖昧な表現である。クラブ奉 仕の本来の定義は、1931 年の『目標設定計画の解説(パンフレット第 3 号)』と 1932 年の『手続要覧』に、「ロータリアンは自分のクラブに対して義務を負い、クラブは会員に対して責任を負う。具体的には、会員は所属クラブにおいて 自分自身の成長、他の会員の成長、そしてクラブの発展に努めなければならない。クラブは、会員の成長を奨励し、援助しなければならない」と説明されてい る、すなわち、「クラブ奉仕は「会員の義務であり、クラブの責任である」とい うことだ。そういう意味では、クラブ奉仕は「会員とクラブ指導者の共同作業」 ということである。

以上の内容を現代的な内容に改めた内容が、制定案 25-78 である。これにより、クラブ奉仕とは何かを、誰もが理解できるようになる。

(審議に入る)

(動議)3640 この提案を理事会に付託すべきである。これから後の 3 件の案件は第 6 条に関する提案であり、定義に関するものである。すべて同じ問題を取り扱って

り、理事会に付託すべきです。

セカンドありました。

(動議提案者)これを読めば読むほど、もっと慎重にしなければならない。深く掘らなければならない。五大奉仕部門ですが、何十年間も行ってきた。これを 10 分くらいで徹底的に審議して決議できない。もっと慎重に、深く掘って、専門家たちにゆだねるべきである。

指導原則を変えることとなる。ロータリーのバックボーンで根本的な問題であるからだ。

(反対)1100 メキシコ 今の提案者の意見や付託の意見は尊重するが、制約になってしまう。長年やってきた文言を慌てて変える必要はない。

(動議)3560 質問ということです。今私は、DEI を学術的な観点から外そうという動きがあります。

(議長)今手続き上の文言または要請が何であるのかしていただきたい。ですから DEI という言葉ありますという意味ですか。

これは 3 つの案件を理事会に付託するかどうかの審議です。受け入れられません。

25 - 78 から 25 - 80 までの 3 つの案件を理事会付託にするかどうかを審議。

(採択)241:233 この 3 つの案件を理事会に付託する。

制定案 25-79

メンタルヘルスの問題を抱える人々への支援を含めて奉仕の第三部門を改定する件

提案者：宮崎ロータリークラブ(日本、第 2730 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 6 条五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実質的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、メンタルヘルスの問題を抱える人々に対する社会の偏見をなくし、それに対する支援を行うために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るもの

のである。

4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

(本文終わり)

趣旨および効果

奉仕の第三部門である社会奉仕を改定し、メンタルヘルスに取り組む姿勢を示す必要があると考える。

ゴードン・マッキナリー会長が最近、メンタルヘルス改善のイニシアチブをロータリーで導入したことは、これがさらなる行動と取り組みの出発点になるという希望を生み出すものである。メンタルヘルスを支援することの重要性を明示し、この問題に支援の手を差し伸べる人々の勇気を完全に認めることにより、国際社会で人が幸福に生きるために欠かせないプロジェクトにつながると同時に、ロータリーの公共イメージにも好ましい影響を与える。

理事会付託

制定案 25-80

奉仕部門を改定する件

提案者：東京本郷ロータリークラブ(日本、第 2580 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 3 条クラブの目的

本クラブの目的は、次の通りである。

- (a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すこと
- (b) 五三大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施すること
- (c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与すること
- (d) ロータリー財団を支援すること
- (e) クラブレベルを超えたリーダーを育成すること

第 6 条五三大奉仕部門

ロータリーの五三大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実質的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。

2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を实践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、地域社会や国際間における積極的平和を目指すことにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、青少年や社会の諸問題に対し、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

(本文終わり)

趣旨および効果

この提案はロータリアンの奉仕活動から国際奉仕や青少年奉仕を削減しようとするものではなく、変貌する社会に対し、より多様、包括的、柔軟に対応できるよう規定を更新するものである。

奉仕部門は、元々

クラブ奉仕(ロータリアンがクラブに対し奉仕する)

職業奉仕(各ロータリアンがそれぞれの職業を通じ、社会に奉仕する)

社会奉仕(ロータリアンが個人として、また、ほかの会員や人びとと共に団体として、社会に奉仕する)

の三つの大きな道(方法)で規定されていたものに、ロータリーの地域的拡大に伴い国際奉仕が加わったものだった。

これに対し、職業奉仕に団体活動を加えたり、奉仕の第5部門として青少年奉仕を加えたりしたことから、現在、活動領域を個別列挙するような規定となってしまうている。この為、環境、ジェンダー等様々な活動領域を加えるよう毎回審議会に提案がなされる状況である。

時代の変化と共にロータリーに求められる奉仕の内容は変わるが、現行規定の個別列挙の形では定款改定をずっと行ってゆく必要があり、また3年に一度の規定審議会では変化の激しい社会のニーズに即応もできない。

世界には多様な社会があり、それぞれのクラブにも異なる奉仕が求められるが、クラブ定款は同一と規定され、現行方式では、その多様性に対応しにくい。

よって、定款は奉仕の方法を示す大きな括りの規定に戻し、必要に応じ、各クラブがそれぞれの社会のニーズへ柔軟に対応することにより多様な奉仕活動を適時に行うことができるようにすべきである。

尚、国際奉仕は、この規定が追加された当時は、新たな奉仕部門として認識されたと思われるが、グローバル化が進んだ現代社会においては、社会奉仕の道に含めることができる。

理事会付託

制定案 22-81

ロータリーの目的を改正する件

提案者:千葉ロータリークラブ(日本、第 2790 地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第 3 条目的

ロータリーの目的は、意義ある事業活動の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第 2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 5 条目的

ロータリーの目的は、意義ある事業活動の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第 2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第 3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

(本文終わり)

趣旨および効果

定款や諸規定に用いる語句は、一般に複数の解釈を持たずに端的に意味を表現する言葉が望ましい。

ロータリーの目的にある「事業(enterprise) J」という言葉は、やや曖昧な言葉であるため、長年にわたってロータリアンによってさまざまな解釈がなされてきた。

対して、国際協議会会場に掲げられる標語 *Be in Leaders, Exchange Ideas, Take Action* (リーダーのネットワークへ、アイデアを広げる、行動する) は、ロータリーの目的達成の基本は行動(activities)にあるというこの語の意味をより明確に伝えている。よって本制定案は、上記の通り「事業(enterprise) J」を「活動(activities) J」に変更することで、活動を適切な規定に位置づけようとするものである。これは、世界中のロータリアンがロータリーの目的の基本を理解するためにも重要である。

(審議に入る)

(反対)1616 フランス 歴史を考えたときに、創設者は4名のプロフェッショナルから 始まった。
これは安易に変える必要はない。

(賛成)6060 もしエンタープライズという言葉が私の会員資格に関わってこなければ、ここに
いない。私たちはビジネスリーダーを削除してはいけない。私は、サブテ ーチャー
として働いてきたがビジネスリーダーではない。アクティビティーと いう言葉になると
新しい解釈ができる。もっと明確になる。エンタープライズと いう言葉は映画のスタ
ートレックを思い出す。アクティビティーとしたほうが良 い。様々な人を含めるこ
とができる。

(賛成)7010 エンタープライズはわかりにくい言葉。英語では古い言葉である。

(動議)3550 知りたいことは、アクションはアクティビティーとは違うのか。

(議長)アクティビティーという言葉で考えてほしい。

(動議)3770 インド サジェスションですが、25 - 82～83 をすべて理事会に付託すべ き。

(議長)セカンドあります。

なぜ理事会に付託すべきかを発言してください。

(動議提案者)25 - 81 から 25 - 83 までをすべて理事会付託にしたい。

同じようなものを扱うので、どういう風にそれぞれの国で解釈されるかという問 題も
ある。それぞれの言葉を話し合うべきではない。もっと時間をかけるべき。

(反対)カナダ すべての理事会に付託するのであれば、何故ここにいるのか。投票すべ き。理
事会に付託は反対。

理事会付託について投票

(採択)77:397 理事会付託はしない

(反対)4195 メキシコ 変える必要はない。エンタープライズにはアクションが含まれ る。変え
る必要はない。支払いを受ける仕事にしても、ボランティアでもエンタ ープライズに
含まれる。ニュアンスが重要。

(賛成)2800 鈴木 PDG 外国の友人、アメリカ、イギリス、ドイツ、台湾に尋ねると、 全員がア
クティビティーなのだという答えだった。誤解を生じる。あるいは、ラ イフ、価値あ
る人生でもよい。

(反対)3020 インド エンタープライズはもっと前向きで、ポジティブな意味がある。 その中に
行われる様々なプロジェクトも含まれる。だから、この制定案に反対し ます。

(議長)討議終了。ストライプカード3分の2以上。結びの論述を述べてください。

(結び)アクティビティーのほうが Take Action に近いと思う。

RI定款なので3分の2が必要。

(採決)243 : 229 否決3分の2が必要

制定案 25-82

ロータリーの目的を改正する件

提案者:千葉ロータリークラブ(日本、第2790地区)

国際ロータリー定款を次のように改正する。

第3条目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにあ
る。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に 奉仕
する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、 奉仕
の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業夫ローリアンおよびロータリーファミリーが、世界的ネ ット
ワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第5条目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにあ
る。具体的には、次の各項を奨励することにある：

- 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；
- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に 奉仕
する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、 奉仕
の理念を実践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人ローリアンおよびロータリーファミリーが、世界的ネ ット
ワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

(本文終わり)

趣旨および効果

現在、ロータリー会員には、ロータリアンだけでなく、大学や大学院に通う多くのロータ ーア
クターや、その他多くの職業人ではない人が含まれる。従って、RIがこれらの人び とをロータ
リーファミリーの完全な会員として正式に認め、ロータリー活動への参加がも はや職業的背景
を持つ人びとに限定されないことを確認することは、適切なことである。

以上の理由により、本制定案は、「ロータリーの目的」の第4項において「職業人」とい う言葉
を削除し、「ロータリアンおよびロータリーファミリー」という言葉に置き換え るよう改正す
るものである。

(審議に入る)

(反対)フランス ロータリーは二本の足を持っている。プロフェッショナルな面と人道 的な面
がある。プロフェッショナルな面を削除するとロータリーは前進できなく なる。

(賛成)5670 ロータリーはもっとインクルーシブになるべき。私は女性だが、30 年前にロ ータリ
ーでは女I 生はいなかった。もし、文言を変えなければ私たちはここにいな かった。

(反対)4530 これは不必要。代表議員として私たちは非常に賢い人たちです。120 年前 に人生を
変えようとしてスタートした。

目的は何をもって使うのかということ。そこで、私たちはロータリーを通じて人 間に
投資しなければならない。だからそれによって活動の効果を生み出せる。文 言を変え
てもどうにもならない。

(賛成)7030 2022 年 COL でも審議を重ね、ローターアクターもファミリーになった。彼 らの多
くは学生であり、ビジネスパーソンではない。

(反対)7230 ニューヨークシティ ローターアクターとパートナーシップにしようとい うことで
すが、しかし、ローターアクターという言葉が入ってない。必ずしも適 切ではない。

(結び)採択を確信しています。

3分の2が必要

(採決)205 : 268 否決

採決後、フロアから動議

(動議)審議会アプリはどれくらいアクティブなのか？

(議長)ある程度長くアクティブだと思う。

制定案 25-83

クラブ例会の開始時刻と終了時刻を規定する件

提案者:第 2680 地区(日本)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 7 条会合

第 1 節一例会。

(a) 日および時間。

本クラブは、細則に定められた日および時間に、の開始時刻から終了時刻まで、定期の週の会合を開くものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

標準ロータリークラブ定款の第 7 条第 1 節(a)で言及されているクラブ例会時間は、例会の 全時間を定義する期間ではなく、例会の開始時間を指していると解釈される。その一方、ロータリアンは、クラブが開催する各例会の少なくとも 60 パーセントに出席することが 期待されている(標準ロータリークラブ定款第 10 条第 1 節(a)) ○

このような要件は、多くのクラブが例会の開始時刻を細則に記載し、終了時刻は正式に記載しないという慣行と相反するものであり、結果的に実際の所要時間が不明確となっている。

この問題を解決するため、クラブ例会の開始時刻と終了時刻を明記するよう第 7 条第 1 節(a)を改正することを提案する。この改正により第 10 条第 1 節(a)との整合性もとれる。

(審議に入る)

(反対)1451COL はマイクロマネジメントを扱う場所ではなく、もっと大きな問題を取り扱う。細かいことは地区やクラブが決めればよい。この制定案はあまりにもマイナーです。代表議員の皆さんは細かいことは言わないようにしましょう。

(動議)1030 テクニカルな問題。RIBI は例会出席のルールがありません。なぜこれを話し合わねばならないのか分かりません。私たちには関係ない。

(定款細則)私たちの細則ではこれが書かれている。出席は例外規定に書かれている。

(動議)出席の要件がまだ、必要なのですか？

(定款細則)定款の例外規定のところに、少なくとも月に 2 回を開催しなければならない となっ

ているということです。
(法務担当)標準ロータリークラブ定款第7条会合に例外を認めるとしている。この規定はクラブの柔軟性をもたせることができるとなっており、クラブがどう適応するかです。そして、もちろん提案者はこれを提案する権利があります。

(動議)…

(議長)マイクが入っていないので聞こえない。

レッドカードも出ています。

(動議)カナダ これは無期延期にしたいと思います。修正動議を出します。

セカンドあり。

(動議提案理由)これはグローバルではない。地域の問題だ。これ以上討議する必要はない。柔軟性の問題です。

無期限延期とするかを採択

(採択)302:154 無期延期となる。

制定案 25-84

例会取消の頻度を改正する件

提案者:第 2660 地区(日本)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第7条会合

第1節一例会。

(d)取消。

例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。

- (1) 祝日にあたる場合、またはその週に祝日が含まれる場合
- (2) 会員の葬儀の場合
- (3) 全地域社会にわたる流行病もしくは災害が発生した場合、または
- (4) 地域社会での武力紛争がある場合

理事会は、上記(1)の理由により、およびここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができるが、3回を超えて続けて例会を取りやめてはならない。例会が上記(2)、(3)、(4)の理由で取り消される場合、前述の規定を当てはめないものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

ロータリークラブの例会は、年度が始まる前に、年間の開催日時を予め設定するものである。年間の開催日時を決める時点で、祝日による取消は想定できるが、流行病、災害、武力紛争、会員の逝去は想定できない。通常の下況下では、クラブが、1年に4回までの例会取りやめや、3回を超えて続けて取りやめてはならないといった要件を適用することに問題はない。しかし、不測の例会中止の場合、このような規定を順守することは不可能である。例えば、COVID-19 感染の際には、全てのクラブが例会取消の限度を超える必要があることは、当然の

こととして理解されていた。第7条第1節(d)が上記のように改正されれば、不測の事態による例会取消に、より実際的かつ現実的な方法で対処できるようになる。

(審議に入る)

(反対)私のクラブは月曜日にします。合衆国連邦の祝日には例会をキャンセルすると4回以上になる。こんなことはクラブで解決する問題である。

(賛成)2650 災害や Covid19 のようなパンデミックの折に、予想できないことがある場合、例会を開催できない。3回連続の例会を禁止する規定を適用すべきではない。

(動議)無期延期を提案する。

クラブのことを COL に挙げる必要はないから、無期延期したい。

クラブのビジネスに干渉すべきではない。

(反対)7180 審議会では審議しないといいことである。

討議終了

無期延期を採択する。

(採択)245 : 219 無期延期に決定

制定案 25-85

メイクアップ期間を改正する件

提案者:茅ヶ崎ロータリークラブ(第2780地区、日本)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第10条出席

第1節 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、行事、およびその他の活動に参加するべきである。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインで出席する
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなり、その後退席が妥当であると示す十分な理由をクラブ理事会に提示する
- (c) クラブのウェブサイトが掲載されてから1週間以内に定例のオンラインの会合または参加型活動に参加する、または
- (d) 次のような方法で同じ年度または翌年度最初の2週間以内に欠席をメイクアップする:
 - (1) 他のロータリークラブ、仮クラブ、または他のロータリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。
 - (2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。
 - (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
 - (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
 - (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの会合または参加型活動に参加するこ

と。

- (6) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または
- (7) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、ロータリー研究会、RI 理事会または RI 会長の承認を得て招集された会合、合同ゾーン大会、RI 委員会会合、地区大会、地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたクラブの都市連合会に出席すること。

(本文終わり)

趣旨および効果

2016 年の規定審議会は、「会合」「会員身分」「出席」をより柔軟に取り扱う立法案を採択した。この重要な修正の一環として、標準ロータリークラブ定款の第 10 条第 1 節を改正し、欠席規定から免除されるためのメイクアップ期間が、欠席前後の 2 週間から、例会が行われた年度内へと延長された。

ところが、例えばある会員がロータリー年度末の例会に出席できなかった場合、現行の規定上その会員はメイクアップの期間がなく、出席できなかった例会は記録上「欠席」となってしまう。これは普段、例会に定期的に出席している会員に対し非常に不公平である。

このような欠席の場合、さらに翌年度に 2 週間のメイクアップ期間を設けることは、RI が定めた出席規定に対する会員の認識を向上する上で有用であり、世界中のクラブにおける例会の一般的な慣行として、例会の活性化につながるものと考ええる。

(審議に入る)

(動議)5890 この案件も無期限延期の動議 25 - 85 と 86 です。

(議長)ひとつひとつ審議して戴く必要があります。

セカンドがある。

それでは動議の論述を 2 分でお願いします。

(動議提案者)2 分も要りません。先ほども言いました。この 25 — 85、86 クラブに任されるべきで、そして一貫性がないということです。やはりロータリーの適応力を高めることと柔軟性、インクルージョンを考えると、これは時には難しいことがあるということです。ですから、これはとにかくクラブに任せるべき案件です。

この地区が次の COL でも同じようなプロポーザルを行うかどうかかわからないが、この COL からのメッセージは、COL のビジネス時間はもっとグローバルで重要な問題に割くべきだということである(拍手多数)。

(反対)ジャマイカ このモーション(動議)には反対です。

皆様の仰っていることは分かるが、認識しなければならないのは、私は地位このロータリーではなく、国際ロータリーであるということで、私たちは国際ロータリーの COL として此所に集まっているのです。正式に出された提案です。標準 RC 提案です。公平でなければならない。賛成しようとも反対しようとも、しっかり議論して提案者の権利を守るべき。

反対カードのみ。

(動議)無期限という言葉をなくしたい。

(議長)今の動議は無期限延期とは関係ない。

無期限延期の動議に対して投票

(採択)254 : 210 無期限延期を採択

制定案 25-86

連続欠席による終結の手続きを改正する件

提案者: 秦野ロータリークラブ(日本、第 2780 地区) 相模原南ロータリークラブ(日本、第 2780 地区)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 13 条会員身分の存続

第 4 節-終結-欠席。

(b)連続欠席。

理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 10 条第 4 節もしくは第 5 節に従う場合を除き、連続4回2カ月連続で例会に出席せず、またその間に一度もメークアップもしていない場合、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考え ることができる。理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会 員身分を終結することができる。

(本文終わり)

趣旨および効果

2016 年の規定審議会の決定により、「会合」「会員身分」「出席」に柔軟化が取り入れられた。この規則の下、R!は、毎週または月 2 回の例会という選択肢をクラブに提供し、会 員が所属するクラブの例会に連続して 4 回以上欠席した場合、その会員の会員身分を終結 するとしている。

毎週例会を開いているクラブの会員にとって、これは明らかに不公平である。現在の計算 では、欠席が発生しうる期間が事実上半分になるからである。

「四つのテスト」の「みんなに公平か」に鑑み、回数ではなく期間を会員身分終結の基準 とすべきであると考ええる。

(審議に入る)

(動議)3010 フィリピン COL のリーダーシップに感謝。効果的な COL であった。

(動議)7030 標準 RC 定款を今後の COL の討議から外すべきである。

このような制定案はすべて同じようなもの。COL でクラブの問題に対応しないのであれば、制定案を出さないようにした方がよいのではないか。

(議長)権利があります。手順を履んで上がってきている。

(動議)5890 無期限延期を提案しなくてはならなくなった。

戦略的なことだけにして、クラブの細かいことは COL では取り扱わないというこ とを地区やクラブに知らせるべきだ。もっと具体的に、欠席は COL で扱う問題で はない。

無期限延期の動議(モーション)に対して討議

(反対)1685 無期延期には反対。すべての地区は定款の変更を提案する権限がある。尊 重しなければならない。それが微々たることであっても。

(反対)ポルトガル このような制定案は一件ずつ、審議すべき。

クラブ体験は柔軟性が大切。ロータリーは100年以上を経ているが、変えるもの 変えないものもある。同時に、この制定案はクラブに焦点を当てているが、クラブは もちろん制定案を提案できる。しかし、COLとして、制定案としての将来に 関することもある。代表議員をして来られている人を尊重して審議すべき。

無期延期に対しての投票

(採択)208 : 252 動議は否定

本動議に戻る。

2つのグリーンカード(賛成カード)が必要

(賛成)台湾 日本の方がまじめにこうした提案したことに感謝したい。

そこで、柔軟性もあるが、ただし、組織規定に柔軟性があっても、定款を重要視 しなければならない。その中で文言が適切でなければ、勝手に解釈しては、柔軟 性は定款を尊重していないことになる。

(反対)2980 クラブは自分たちの出席率を決めることができる。あえて細則で決める必 要はない。

(動議)2800 鈴木 PDG 質問。標準ロータリークラブ定款はクラブで勝手に変更できな いことを確認したい。

(法務担当)例外規定で提供されている。たとえば、7条は例外規定である。会員のセク ション。

第8条もそう。出席は10条。これも例外規定。

この3つの部分は柔軟性を持つことができる。

(動議)地区からの提案は文言の修正、文法の修正もありますが、クラブの定款より会員 増強などの大きな問題を考えなければならない。COLとしての支持を求めたい。

(賛成)2610 松本耕作 PDG クラブの柔軟性も重要であるが、標準RC定款の存在意義を 確認して、賛成を求める。

(反対)4170 メキシコ ここで200の地域と国が集まっている中には、わざわざ審議しな くてもいいと考える人もいるかもしれない。ここでもし細則でメイクアップでき るとあれば、審議の余地がないということも考えられる。

(動議)3520 手続要覧の例外がある。13条に当てはまらないものは、クラブ細則で修正 できる。

(議長)討議終了する。結びの論述をお願いします。

(結び)例会出席は会員の義務ではなく、権利です。例会のあり方をどう考える必要があ る。それは退会防止にもつながる。

(採決)122 : 336 否決

採決終了後

(議長)明確にしたいのですが、最後の4つの日本からの制定案ですが、そのような変更 が必要であれば、クラブ細則で定款を変更できるということです。
審議会アプリは一か月くらいアップされるということです。

(動議)9210 情報をお願いしたい。監査のサポートチーム業務課は、同意議題について 議論するときは、理事会によってもっと COL で検討すべきかどうか、COL で検討 されるかどうかをもう少し検討していただき、効率性を高めてほしい。議長の皆 様、ほかの関係者にお礼を申し上げます。

(ステファニー会長挨拶)=略=

(特別議員)ファイナルの数字をお渡しする前に代表議員全員に感謝する。
定足数は投票権のある方の半数である。2025 年では 515 名が代表議員であり、投票権のある代表議員のうち 496 名の参加があり、定足数が満たされたことを報告します。

(議長)心より感謝 定款細則委員会、特別議員の皆さん、議事専門家の皆さん、SAA の 皆さんに感謝します。
スタッフの皆さんに感謝します。

以上

ハ 如是我聞

「かくのごとく、我聞けり」の意。
仏教で、経文の冒頭に置かれる言葉。

文責：刀根莊兵衛